

令和7年度第1回さいたま市再犯防止推進協議会

次 第

日時：令和7年7月28日（月）午前10時00分～
会場：大宮区役所6階 大会議室

1 開 会

2 委員の御紹介

3 地域福祉推進室の新設について 資料1

4 議題

- (1) さいたま市の再犯防止の進捗状況について 資料2 資料3
- (2) さいたま市第2期再犯防止推進計画（素案）について
資料4-1 資料4-2 資料5
- (3) 国・民間団体等の動向について

5 その他

6 閉 会

さいたま市再犯防止推進協議会 委員名簿

令和7年7月28日現在

	所属	役職等	氏名
1	浦和公共職業安定所	専門援助部門 統括職業指導官	相澤 秀一
2	さいたま保護観察所	処遇第二部門 主席保護観察官	明石 史子
3	埼玉県地域生活定着支援センター	センター長	金本 徳夫
4	さいたま市社会福祉協議会	事務局長	佐藤 政樹
5	埼玉大学	名誉教授	沢崎 俊之
6	関東矯正管区	更生支援企画課 課長	清水 弘子
7	更生保護法人清心寮	理事長	清水 義恵
8	白石工業株式会社	会長	白石 宏行
9	さいたま少年鑑別所	地域非行防止調整官	鈴木 智美
10	さいたま大宮地区更生保護女性会	会長	須田 久子
11	川越少年刑務所	総務部 調査官	田中 茂樹
12	NPO法人埼玉ダルク	施設長	辻本 俊之
13	青少年育成さいたま市民会議	補導委員会 委員長	利根川 善次
14	さいたま市民生委員児童委員協議会	理事	野中 味恵子
15	さいたま地方検察庁	総務部 副検事	濱本 康直
16	埼玉弁護士会	弁護士	平原 興
17	さいたま浦和地区保護司会	会長	増岡 一夫
18	埼玉県警察	さいたま市警察部 総務課 企画補佐官	眞鍋 伸介

(五十音順・敬称略)

令和7年度第1回さいたま市再犯防止推進協議会 席次表

日時：令和7年7月28日（月）午前10時～
会場：大宮区役所6階 大会議室

埼玉大学
名誉教授 沢崎 俊之様

出入口

浦和公共職業安定所
専門援助部門 統括職業指導官
相澤 秀一様

さいたま保護観察所
処遇第二部門 主席保護観察官
明石 史子様

埼玉県地域生活定着支援センター
センター長 金本 徳夫様

さいたま市社会福祉協議会
事務局長 佐藤 政樹様

関東矯正管区 更生支援企画課
課長 清水 弘子様

更生保護法人清心寮
理事長
清水 義恵様

白石工業株式会社
会長 白石 宏行様

さいたま少年鑑別所
地域非行防止調整官
鈴木 智美様

さいたま大宮地区更生保護女性会
会長 須田 久子様

川越少年刑務所 総務部
調査官 田中 茂樹様

NPO法人埼玉ダルク
施設長 辻本 俊之様

青少年育成さいたま市民会議
補導委員会 委員長 利根川 善次様

さいたま市民生委員児童委員協議会
理事 野中 味恵子様

さいたま地方検察庁 総務部
副検事 濱本 康直様

埼玉弁護士会
弁護士 平原 興様

さいたま浦和地区保護司会
会長 増岡 一夫様

埼玉県警察 さいたま市警察部
総務課 企画補佐官 眞鍋 伸介様

室 地域福祉推進

室 地域福祉推進

福祉局副理事

室長 地域福祉推進

室 地域福祉推進

室 地域福祉推進

出入口

傍聴者席



地域福祉推進室の新設

資料 1

設置の 目的

複雑化・複合化する地域生活課題に対応し、誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を推進するため、全庁的な調整機能を担う組織として、福祉局に「地域福祉推進室」を新設する。（令和7年4月）

新設の社会的背景

- 「地域力の低下」や複雑化・複合化する新たな課題に対応していくためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域をともに創っていく、**地域共生社会の実現が不可欠**。
- 国は、平成30年と令和3年の2回にわたって社会福祉法の改正を行い、**市町村に対して包括的な支援体制の整備を求めている**。
- 福祉局内はもとより、子育て、保健医療、教育、住まい、環境、交通、商工業等、既存の**あらゆる制度・分野の垣根を超えた、多様な主体による部局横断的な連携体制の構築**が求められている。

地域福祉推進室 の新設

【新】地域福祉推進室の具体的な役割

1 包括的な支援体制の整備の推進

- 令和7年度からコミュニティソーシャルワーカーの配置を市の事業に位置づけ、実施区を段階的に拡大し、速やかな全区展開を目指す。
- コミュニティソーシャルワーカーの全区配置に併せて、「重層的支援体制整備事業」の実施自治体への移行を目指す。
- 既存の「相談支援」や「地域づくり」に関する庁内の取組を整理し、より実効性の高い連携体制を構築すべく、部局を超えた調整を行う。

2 孤独・孤立対策の推進

- 令和6年4月に施行された孤独・孤立対策推進法では、地方公共団体の努力義務規定として、国民の理解の増進、相談支援、人材確保、地域協議会の設置などが掲げられており、今後、庁内調整を行い、施策を推進していく。
- 孤立死対策も含め、孤独・孤立の状態にある人を社会全体で支えていくための仕組みづくりを目指す。

3 誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現に向けた取組の更なる強化

- ケアラー・ヤングケアラー支援や市社会福祉協議会との連携を更に強化するほか、保健福祉総合計画の中間見直し（令和8年度）や再犯防止推進計画の改定（令和7年度）など、地域共生社会の実現に向けた各種取組を推進する。



福祉局キャラクター「つまーる」

資料 2

さいたま市の再犯防止の 進捗状況について

福祉局 生活福祉部 地域福祉推進室

1 さいたま市再犯防止推進協議会について

設置目的

さいたま市における再犯防止に関する施策について、専門的かつ多様な意見を聴取すること。

所掌事務

① さいたま市における再犯防止の進捗状況について

さいたま市再犯防止推進計画に掲げた取組の進捗状況や達成度を共有し、専門的かつ多様な意見を聴取する。  効果的かつ着実な取組の実施へ

② 国・民間団体等の動向の共有について

再犯防止に関する国・民間団体等の動向について、委員相互の情報共有や意見交換等を行う。  再犯防止に関わる関係機関の協働体制の構築へ

2 さいたま市再犯防止推進計画について

計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

基本的な考え方

- ・ 更生支援や再犯の防止等に資する取組を掲載
- ・ 犯罪をした者等か否かに関わらず、従前から市民に提供してきたサービス（取組）で、更生支援や再犯防止につながる可能性がある取組を掲載

- ◆ 明確には再犯防止と関連付けられてこなかった様々な取組について、再犯防止の視点を反映させることが期待できる
- ◆ 「安全・安心な地域づくりを進めていく」という意思を庁内外に対して明らかにすることができる

計画の構成

第1章	計画の概要	計画の趣旨・国や県の状況 計画の基本方針や重点項目 等
第2章	関連する施策の展開	重点項目別の現状と取組の方向性 再犯防止等に関連する取組
第3章	再犯を取り巻く状況	犯罪者処遇の概要/市における犯罪の発生状況/市を取り巻く再犯に関する状況
第4章	計画の推進体制	さいたま市再犯防止推進協議会を設置
資料	法律・計画、用語集 等	国の再犯防止推進法/国の再犯防止推進計画/協議会の開催状況及び委員構成 等

4 さいたま市再犯防止推進計画の進捗状況について

- 令和6年度の実績・成果について、目標に対する達成状況の評価を行いました。

評価基準

A：目標を上回った

(目安) 目標に対し実績が概ね110%以上/事業予定を前倒して実施できた/予定を超える成果があった

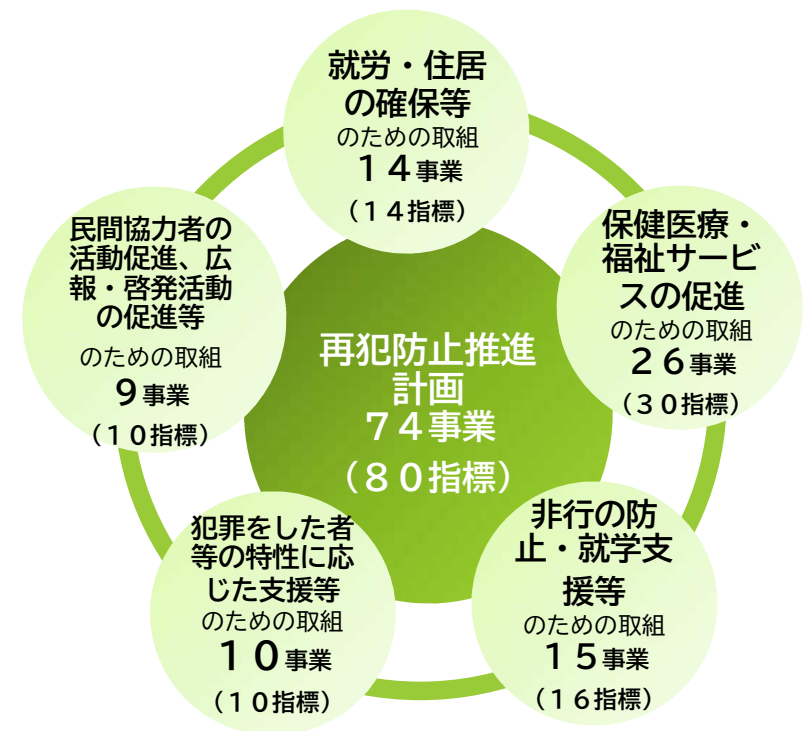
B：目標を達成した

(目安) 目標に対し実績が概ね90%以上110%未満/事業予定を概ね実施できた

C：目標を下回った

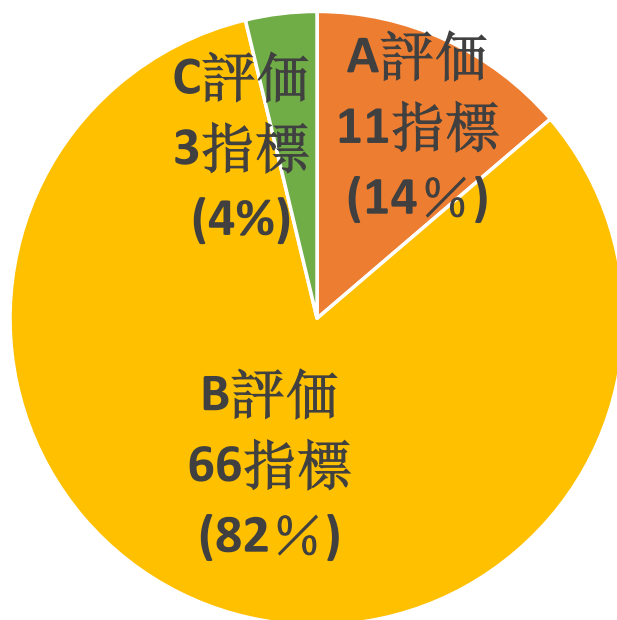
(目安) 目標に対し実績が概ね90%未満/事業予定の一部もしくは全部を実施できなかった

R6年度評価の対象

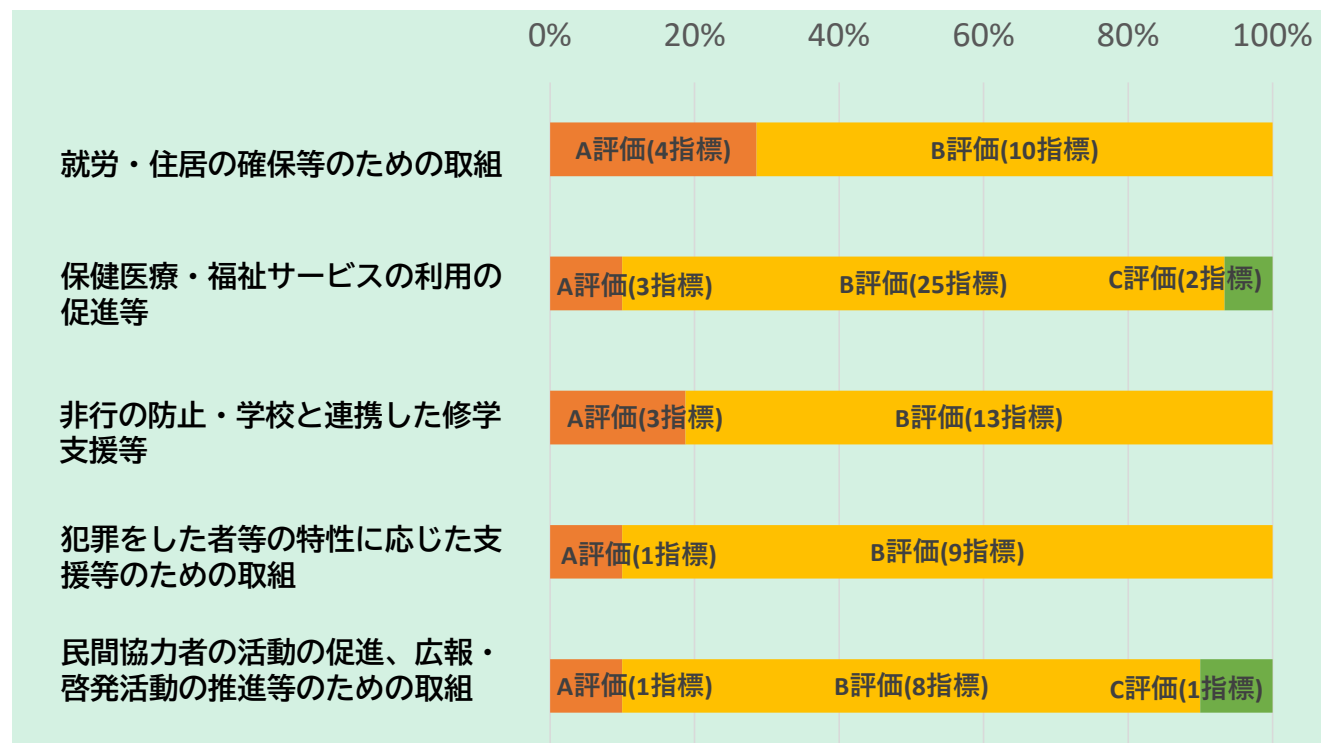


4 さいたま市再犯防止推進計画の進捗状況について

R 6 年度達成状況（全体）



R 6 年度達成状況（重点項目別）



B評価以上の指標が、全体の90%以上となっており、計画全体としては順調に進行していると考えられます。

(参考) さいたま市の広報・啓発活動について①

「すべての市民が安全で安心して暮らせる社会を目指す」機運の醸成を目的に、地域の再犯防止に資する相談先・問合せ先をまとめたリーフレットを作成しております。

リーフレットの構成	
第1部 再犯防止とは	再犯の現状、再犯防止の必要性、再犯が起こる原因等
第2部 相談窓口一覧	窓口名称、支援制度概要、連絡先等

配布先

- ・市再犯防止推進協議会構成機関
- ・更生保護関係者（保護司会・更生保護女性会等）
- ・民生委員・児童委員
- ・市関係所管課（再犯防止推進計画関係課） 等



(参考) さいたま市の広報・啓発活動について②

「第75回社会を明るくする運動」

犯罪や非行を防止し、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、本年で75回目を迎えます。

主な取組

- ・ポスター掲示やHP、催事情報システムを用いた周知
- ・保護司会等の更生保護ボランティアと連携した、各地区での周知活動



令和7年度の取組

～ 幸せの黄色い羽根の着用 ～

運動を広く知っていただく機会となるよう、市議会令和7年6月定例会の1日目と2日目（6月11日、6月12日）に、議場で「幸福の黄色い羽根」を着用



要等の充実						
ワークステーションさいたまにお組	「ワークステーションさいたま」において、働く意欲を持つあらゆる世代を対象に、国が行う職業相談・紹介と連携したキャリアコンサルティングや子育て世代の再就職を支援するセミナー等、就職に至るまでのワンストップ就労支援を実施します。	「ワークステーションさいたま」において、働く意欲を持つあらゆる世代を対象に、国が行う職業相談・紹介と連携したキャリアコンサルティングや子育て世代の再就職を支援するセミナー等、就職に至るまでのワンストップ就労支援を実施しました。	○ワークステーションさいたま運営事業等に係る就職者数 286人 ○ワークステーションさいたま施設利用者数 10,200人 (総合振興計画実施計画:事業11-1-4-02)	・ワークステーションさいたま運営事業等に係る就職者数 260人 ・ワークステーションさいたま施設利用者数 10,143人	B	
若者サポートステーションさいたまにおける取組	国と協働で運営する「地域若者サポートステーションさいたま」において、15歳～49歳の就労を目指している方を対象に、1人ひとりの課題に合わせ、カウンセリング・セミナー等の各種職業的自立支援事業を実施します。	国と協働で運営する「地域若者サポートステーションさいたま」において、15歳～49歳の就労を目指している方を対象に、1人ひとりの課題に合わせ、カウンセリング・セミナー等の各種職業的自立支援を実施しました。	○地域若者サポートステーションさいたま就職等進路決定者数 96人 ○地域若者サポートステーションさいたまセミナー等参加者満足度 90% (総合振興計画実施計画:事業11-1-4-02)	・地域若者サポートステーションさいたま就職等進路決定者数 131人 ・地域若者サポートステーションさいたまセミナー等参加者満足度 99.6%	A	
さいたま市若者自立支援ルームにおける取組	「さいたま市若者自立支援ルーム」において、社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施します。	社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施しました。	○若者自立支援ルーム利用者アンケートで、自立に向かっていると回答した方の割合 66% ○若者自立支援ルーム利用登録者のうち、就労・就学等自立に向けステップアップした人数 90人 (総合振興計画実施計画:事業07-1-3-04)	・若者自立支援ルーム利用者アンケートで「自立に向かっている」と回答した方の割合 82% ・若者自立支援ルーム利用登録者のうち就労・就学等自立に向けステップアップした人数 96人	A	
区民生活サポートセンターにおける取組	各区役所福祉課内に「生活自立・仕事相談センター」を設置し、生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づき住居確保給付金の支給、就労支援、家計改善支援等、自立に向けた歩みを進めていけるよう関係機関と連携した包括的な支援を実施します。 (7ページでは、以下を追加) 就労支援としては、就労に必要な基礎能力向上のための就労準備支援や、就労体験や支援付きの雇用を提供する就労訓練事業を実施します。 (12ページでは、以下を追加) 住居確保給付金は、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又はそのおそれの高い方に、求職活動を行うことを条件に、一定期間家賃相当額を支給します。	生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づく各事業等により、自立に向けた支援を行いました。	○支援を行った生活困窮者のうち、就労・増収にいたった割合 67.5% (総合振興計画実施計画:事業06-2-2-02)	・各区役所福祉課内に設置された「福祉まるごと相談窓口」にて、延べ6,268名の相談を受け止め、犯罪をした者等も含めて相談者の状況に応じた支援を行いました。 ・就労・増収に向けた相談・助言等を行う就労支援を663名に対し実施し、441名が就職しました(就職率:66.5%)。 ・住居を失った又は失うおそれの高い方に家賃相当額を支給する住居確保給付金の支給決定 118名	B	
区民生活サポートセンターにおける取組	各区役所内にハローワークの職業相談員が常駐する「ジョブスポット」を設置し、福祉事務所と連携しながら、職業相談、職業紹介等の就労支援を実施します。	各区役所内にハローワークの職業相談員が常駐する「ジョブスポット」を設置し、福祉事務所と連携しながら、就労支援を実施しました。	—	・各区役所内に設置された「ジョブスポット」にて新規求職者数として就労支援を実施 1,455人	B	
さいたま市セカンドライフ支援センターにおける取組	「セカンドライフ支援センター」において、おおむね50歳以上の中高年齢層の方に、ボランティア、就労、地域活動等に関する相談・情報提供を行い、地域社会への参加促進を支援します。	おおむね50歳以上の中高年齢層の方に、ボランティア、就労、地域活動等に関する相談を受け付け、情報提供を行いました。	○セカンドライフ支援センターにおける相談件数2,100件 (総合振興計画実施計画:事業06-1-1-02)	・相談件数 1,932件 ・セカンドライフ意識啓発セミナー及びセカンドライフ応援フェアを実施し、地域社会への参加促進を支援しました。	B	
障害者への就労支援に関する取組	障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるようにするため、職業訓練、各種講座等の実施、ハローワーク等の関係機関との調整のほか、就職後のジョブコーチによる定着支援等を実施します。	障害者に対し、就労準備性を高めるため、パソコン講座や就労講座等の各種講座を実施するとともに、就労に繋げるため、企業での実習を実施しました。 就職後はジョブコーチによる職場定着支援を行ったり、離職予防のため余暇活動講座等を実施しました。	○障害者総合支援センター登録者の就労増員数(在宅就労含む) 93人 ○受入協力企業での実習件数 48件 (総合振興計画実施計画:事業06-2-1-07)	・障害者総合支援センター登録者の就労増員数(在宅就労含む) 94人 ・受入協力企業での実習件数 48件	B	
新事業等の開拓、社会的評価の向上						
雇用主への競争入札参加審査における加点の取組	建設工事に係る競争入札参加資格審査において、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」へ加点を行うことで、再犯防止の取組を促進します。	建設工事に係る競争入札参加資格審査時に、協力雇用主へ加点を行いました。	—	令和7・8年度建設工事競争入札参加資格審査の等級区分において、市内に本店を有する業者のうち、法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者に対して、発注者別評価点として10点の加点を行いました。	B	
雇用主について企業等にする取組	市ホームページへの掲載や広報用チラシ等を設置する等、協力雇用主への支援制度等の広報を実施します。	市ホームページへの掲載等、協力雇用主への支援制度等の広報を実施しました。	—	協力雇用主への支援制度等について、市ホームページに掲載することにより、制度の周知に繋がりました。	B	
企業におけるCSR・SDGsの促進に関する取組	自らの事業活動の維持・拡大を図りつつ、社会的健全性を両立させる企業経営の推進を図ろうとする意欲のある市内企業の支援を行っています。 CSR・SDGs活動には、刑余者等の社会参画を促進し、ダイバーシティ(多様性)を実現する取組が含まれます。多くの事業者におけるCSR・SDGs経営の促進を図るとともに、事業者の活動に対する市民理解を促します。	「さいたま市SDGs企業認証制度」の実施を通じて、市内企業のSDGs経営推進に向けた取組を支援しました。	○SDGs企業認証数 30社増 (総合振興計画実施計画:事業11-1-3-04)	申請を検討する事業者に向けて認証制度説明会を2回開催したほか、個別に説明訪問を実施するなど、制度の周知活動を行い、年度中に50社を認証しました。	A	

		の民間責任者への入居支援の推進を図りました。		民間責任者への円滑な入居に向けた支援を行いました。	
者の居住場所の確保に関 係組	障害者が自ら選択した地域で生活するための住まいの場として、グ ループホームの整備を促進します。	施設整備計画の募集	○グループホームの定員数 1,600人 (総合振興計画実施計画:事業06-2-1-03)	グループホームの定員数 1,686人	B
まると相談窓口における	各区役所福祉課内に「生活自立・仕事相談センター」を設置し、生活 に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づき住居確保 給付金の支給、就労支援、家計改善支援等、自立に向けた歩みを 進めていけるよう関係機関と連携した包括的な支援を実施します。 (7ページでは、以下を追加) 就労支援としては、就労に必要な基礎能力向上のための就労準備 支援や、就労体験や支援付きの雇用を提供する就労訓練事業を実 施します。 (12ページでは、以下を追加) 住居確保給付金は、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又は そのおそれの高い方に、求職活動を行うことを条件に、一定期間家 賃相当額を支給します。	生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づく 各事業等により、自立に向けた支援を行いました。	○支援を行った生活困窮者のうち、就労・増収にいたった割合 67.5% (総合振興計画実施計画:事業06-2-2-02)	・各区役所福祉課内に設置された「福祉まるごと相談窓口」にて、延べ 6,268名の相談を受け止め、犯罪をした者等も含めて相談者の状況に応 じた支援を行いました。 ・就労・増収に向けた相談・助言等を行う就労支援を663名に対し実施し、 441名が就職しました(就職率:66.5%)。 ・住居を失った又は失うおそれの高い方に家賃相当額を支給する住居確 保給付金の支給決定 118名	B

	きるよう、包括的な支援体制の構築を図りました。	のコーディネートを行う等、包括的な支援を実施しました。	（総合振興計画実施計画:事業06-1-1-01）	応する体制の整備が進み、犯罪をした者等も含めて複合的な課題を抱えた方からの相談を受ける体制の整備にも寄与しました。 ・窓口利用者の満足度 93.3%		
「サポートセンター（地域包括支援センター）」における取組	「シニアサポートセンター（地域包括支援センター）」において、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して生活ができるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となり、総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業等を実施します。	シニアサポートセンター（地域包括支援センター）の認知度向上を図るため、市報や市HPへの掲載の他、啓発品の作成やパンフレット・ポスターの作成、自治会掲示板への掲示・回覧等を実施しました。	○地域包括支援センターの認知度 62% （総合振興計画実施計画:事業06-1-1-04）	○地域包括支援センターの認知度 65% （総合振興計画実施計画:事業06-1-1-04）	B	
認知症高齢者等の支援に関する取組	認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症を正しく理解する認知症サポーターや地域でボランティア活動を行うおれんじパートナーの養成、早期診断・早期対応を行うもの忘れ検診、認知症初期集中支援チームによる支援等を行い、認知症の予防から、重度の方への対応、その介護者への対応まで切れ目ない支援に取り組みます。	認知症施策推進計画に沿って、地域において認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターや地域でボランティア活動を行うおれんじパートナーの養成、認知症の早期診断・早期対応を目的とするもの忘れ検診や認知症初期集中支援チームによる支援等の認知症施策を総合的かつ計画的に推進しました。	○認知症サポーターの養成数 9,100人 ○認知症サポーターステップアップ講座の参加者が「とても満足」「満足」と回答した割合 93% ○企業・団体等登録件数（チームオレンジ） 300件 （総合振興計画実施計画:事業06-1-1-05）	○認知症サポーターの養成数 6,805人 ○認知症サポーターステップアップ講座の参加者が「とても満足」「満足」と回答した割合 98% ○企業・団体等登録件数（チームオレンジ） 270件 （総合振興計画実施計画:事業06-1-1-05）	C	認知症サポーター養成数には比較して回復基調にあるものも引き続き新型コロナウイルスの影響により、目標に達しなかったため。
認知症高齢者等の予防に関する取組	ますます元氣教室などの介護予防教室を開催するとともに、高齢者自身が身近な場所で継続して運動できるよう、いきいき百歳体操の自主グループ等が活動する住民主体の通いの場の拡充に努めます。また、リハビリテーション専門職等を地域の高齢者サロン等へ派遣することにより、地域の介護予防の機能強化に取り組みます。	・フレイル予防等を目的として、運動、口腔ケアを含めた栄養、社会参加の要素を取り入れた様々な介護予防教室を開催します。 ・おもりを使った「いきいき百歳体操」の体験などを行う「ますます元氣教室」のほか、口腔ケアや栄養の大切さを学ぶ「健口教室」、公園等に設置された遊具を活用して運動を行う「すこやか運動教室」などを開催します。 ・教室等の参加者が通いの場につながるよう支援を行っていきます。	○通いの場等で健康教育等を受けた方が「とても満足」「満足」と回答した割合 88% （総合振興計画実施計画:事業03-1-1-03） ○「通いの場」へ的高齢者の参加者数 20,000人 ○いきいきサポーター養成講座参加者が講座内容について「とても満足」と回答した割合60% （総合振興計画実施計画:事業06-1-1-01）	○通いの場等で健康教育等を受けた方が「とても満足」「満足」と回答した割合 99% （総合振興計画実施計画:事業03-1-1-03） ○「通いの場」へ的高齢者の参加者数 20,601人 ○いきいきサポーター養成講座参加者が講座内容について「とても満足」と回答した割合 56% （総合振興計画実施計画:事業06-1-1-01）	B	
障害者の権利の擁護に関する取組	障害者や障害に対する偏見や差別をなくすため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念や、障害者に対する理解を深めるための各種啓発活動を実施し、障害のあるなしに関わらず、誰もが権利の主体として互いに尊重し、安心して共に生活を送ることができる地域社会をつくることを目指します。	・「障害者週間」市民のつどい・ノーマライゼーションカップを開催。 ・市内小学6年生を対象にノーマライゼーション条例リーフレットを配布。 ・市内障害福祉サービス事業所を対象とした、障害者への差別的解消・虐待防止に関する集合研修を実施。また、市職員を対象とした障害者への差別的解消に関する研修を実施。	○各種啓発イベントの参加者数 3,000人 ○参加者アンケートによる障害について理解が深まったと回答する方の割合 90% （総合振興計画実施計画:事業06-2-1-01） ○差別的解消等の研修アンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合 80% （総合振興計画実施計画:事業06-2-1-02）	○各種啓発イベントの参加者数 3,927人 ○参加者アンケートによる障害について理解が深まったと回答する方の割合 95.9% （総合振興計画実施計画:事業06-2-1-01） ○差別的解消等の研修アンケートにおいて「役に立った」と回答した事業所職員の割合 99.8% （総合振興計画実施計画:06-2-1-02）	A	
障害者の社会参加の促進	就労移行支援や就労継続支援A型・B型等の障害福祉サービスの利用を通じて、就労に向けた訓練の機会を提供します。	就労移行支援や就労継続支援A型・B型等の障害福祉サービスの利用を通じて、就労に向けた訓練の機会を提供しました。	—	就労に向けた訓練の機会を提供することで、障害のある方の社会参加につなげました。	B	
	また、地域活動支援センターの利用を通じて創作的活動や生産活動の機会を提供する等、施設・サービスの利用につなげることで、障害のある方の社会参加の促進を図ります。	地域活動支援センターの利用を通じて、創作活動や生産活動の機会を提供しました。	—	創作活動及び生産活動の機会を提供することで、障害のある方の社会参加につなげました。	B	
障害者生活支援センターにおける取組	障害者生活支援センターにおいて、住まいや日常生活等暮らしに関する相談支援を実施します。また、差別や虐待等権利侵害の通報や相談受付、教育や就労に関する相談や情報の提供等、障害者が抱える課題について、1人ひとりに応じたサービス利用援助を実施します。	障害者生活支援センターにおいて、住まいや日常生活など暮らしに関する相談支援を実施しました。	—	障害者生活支援センターにおいて、住まいや日常生活など暮らしに関する相談支援を実施することにより、障害のある方の社会参加に繋がりました。	B	
生活困窮者に対する保護制度における取組	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行うことにより、生活を安定させるとともに、その方の状態に応じた自立を目指し支援を実施します。	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行い、自立を目指した支援を実施しました。	—	生活に困窮する方に対し、自立を目指した支援を実施した結果、「働きによる収入の増加・取得」344世帯、「社会保障給付金の増加」25世帯が自立し、生活保護廃止となりました。	B	
生活困窮者自立支援制度における取組	各区役所福祉課内に「生活自立・仕事相談センター」を設置し、生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づき住居確保給付金の支援、就労支援、家計改善支援等、自立に向けた歩みを進めていくよう関係機関と連携した包括的な支援を実施します。	生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づく各事業等により、自立に向けた支援を行いました。	—	各区役所福祉課内に設置された「福祉まるごと相談窓口」にて、延べ6,268名の相談を受け止め、犯罪をした者等も含めて相談者の状況に応じた支援を行いました。	B	
被災者等医療観察法に基づく地域処遇に関する対応	さいたま保護観察所と情報交換等を行いながら、心神喪失者等医療保護観察法の対象者への地域処遇計画に基づき、地域での相談支援やケア会議への参加を通じて関係機関と連携して、対象者への支援を行います。	地域処遇計画に基づき、ケア会議等へ参加を通じて、さいたま保護観察所や関係機関と連携し、心神喪失者等医療保護観察法の対象者を支援しました。	—	心神喪失者等医療保護観察法のCPA会議・ケア会議等に延65回参加しました。ケア会議への参加を通じて、さいたま保護観察所や医療機関、関係機関との情報交換等を行い地域処遇計画に基づき地域で対象者への相談支援を実施しました。	B	
さいたま市域におけるさいたま保護観察所等との連携	埼玉県医療観察制度運営連絡協議会への参画やさいたま保護観察所と情報交換等を行い、医療観察制度が適切に運用されるよう取り組みます。	埼玉県医療観察制度運営連絡協議会に参画し、さいたま保護観察所等の関係機関と随時情報交換を行いました。	—	令和7年2月4日に開催された埼玉県医療観察制度運営連絡協議会に参画しました。また、さいたま保護観察所等の関係機関と随時情報交換を行い、医療観察制度の適切な運用に寄与しました。	B	

市民生委員児童委員協会の連携	需要に応じた福祉サービスが得られるよう、関係行政機関、施設、団体との連絡調整等を担う民生委員・児童委員と連携し、その活動を支援することで、地域住民の福祉向上を図ります。	研修の開催回数 6回 (第2期保健福祉総合計画:各論第1章(3)③)	域住民の福祉向上のため、補助金の交付による委員活動への財政的支援を行い、委員との連携が強化されました。	B		
社会復帰支援ネットワーク会に関する取組	更生保護関係機関、地方公共団体、司法関係機関、医療・福祉関係機関等で構成される埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に参画し、社会復帰支援の取組状況や課題等を構成員間で共有することにより連携を図ります。	埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に参画する予定であったが、業務の都合により参画することができなかった。	埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に参画する予定であったが、業務の都合により参画することができなかった。	C	業務の都合により参画することができず、社会復帰支援の取組も課題等の共有が行えなかった。	
又は障害により自立が困難な矯正施設出所者等の地域生活支援に係る連絡協議会に関する取組	刑事施設、保護観察所、更生保護施設、地方公共団体、地域生活定着支援センター等で構成される高齢又は障害により自立が困難な矯正施設出所者等の地域生活定着支援に係る連絡協議会に参画し、情報交換等を行うことにより、自立困難な矯正施設出所者等が必要な福祉サービスを受けられるよう、相互の連携を確保します。	刑事施設、保護観察所、更生保護施設、地方公共団体、地域生活定着支援センター等で構成される高齢又は障害により自立が困難な矯正施設出所者等の地域生活定着支援に係る連絡協議会に参画し、情報交換等を行うことにより、自立困難な矯正施設出所者等が必要な福祉サービスを受けられるよう、相互の連携を確保しました。	刑事施設、保護観察所、更生保護施設、地方公共団体、地域生活定着支援センター等で構成される高齢又は障害により自立が困難な矯正施設出所者等の地域生活定着支援に係る連絡協議会に参画し、情報交換等を行うことにより、自立困難な矯正施設出所者等が必要な福祉サービスを受けられるよう、相互の連携を確保しました。	B		
セカンドライフ支援センターにおける取組	「セカンドライフ支援センター」において、おおむね50歳以上の中高年齢層の方に、ボランティア、就労、地域活動等に関する相談・情報提供を行い、地域社会への参加促進を支援します。	おおむね50歳以上の中高年齢層の方に、ボランティア、就労、地域活動等に関する相談を受け付け、情報提供を行いました。	○セカンドライフ支援センターにおける相談件数 2,100件 (総合振興計画実施計画:事業06-1-1-02)	・相談件数 1,932件 ・セカンドライフ意識啓発セミナー及びセカンドライフ応援フェアを実施し、地域社会への参加促進を支援しました。	B	
障害者への就労支援に関する取組	障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるようにするため、職業訓練、各種講座等の実施、ハローワーク等の関係機関との調整のほか、就職後のジョブコーチによる定着支援等を実施します。	障害者に対し、就労準備性を高めるため、パソコン講座や就活講座等の各種講座を実施するとともに、就労に繋げるため、企業での実習を実施しました。 就職後はジョブコーチによる職場定着支援を行ったり、離職予防のため余暇活動講座等を実施しました。	○障害者総合支援センター登録者の就労増員数(在宅就労含む) 93人 ○受入協力企業での実習件数 48件 (総合振興計画実施計画:事業06-2-1-07)	・障害者総合支援センター登録者の就労増員数(在宅就労含む) 94人 ・受入協力企業での実習件数 48件	B	
障害者の居住場所の確保に関する取組	障害者が自ら選択した地域で生活するための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。	施設整備計画の募集	○グループホームの定員数 1,600人 (総合振興計画実施計画:事業06-2-1-03)	グループホームの定員数 1,686人	B	
薬物依存者に対する支援等に関する取組						
薬物依存者本人および家族の支援	薬物依存者本人及び家族等からの相談に対し、電話や面接等による相談支援や保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。	薬物依存症者本人及び家族等からの相談に対し、電話や面接等による相談支援や保健医療・福祉サービス等の利用に関する助言等の支援を行いました。	—	・薬物依存症者本人及び家族等に対する電話相談対応 71件 ・薬物依存症者本人及び家族等に対する面接相談対応 24件 ・依存症に関する個別相談会(市報にて周知) 8回実施	B	
		依存症家族教室を実施し、依存症についての正しい知識や適切な対応方法の講義、当事者の体験発表、グループワークを実施しました。	—	・依存症家族教室を2クール(2回1クール)、家族教室修了者向けのフォローグループを1回実施し、延べ42名の参加がありました。	B	
	また、依存症関連の問題を持つ方の家族に対し、依存症家族教室を実施し、依存症についての正しい知識や適切な対応方法を知り、本人及び家族が回復に向かうことが出来るよう支援します。	依存症支援者研修会を実施しました。 また、さいたま保護観察所や依存症関連団体への技術支援を実施しました。	—	・依存症支援者研修会を実施し、30名の参加がありました。 ・さいたま保護観察所へ4回、依存症関連団体へ7回、職員派遣等により、技術支援を実施しました。	B	
依存症を含む依存症に対する相談のネットワーク構築と人材育成に関する取組	地域における相談支援のネットワーク構築及び人材育成を目的に、依存症に関わる支援者向けの研修会を開催します。また、依頼に応じて、さいたま保護観察所、埼玉ダルク等の依存症関連団体への技術支援を実施します。	依存症や家族対応に関するリーフレットを相談時に活用するほか、研修会などを通じて関係機関に送付し、知識や情報の周知を図りました。	—	相談時に依存症相談拠点機関・家族対応のリーフレットを活用するほか、関係機関に送付しました。また、市公式のSNS等を通じて依存症の知識や相談に関する情報の周知を行いました。	B	

薬物乱用防止啓発パンフレット市	薬物乱用問題に対する意識を高め、また正しく認識してもらうため、啓発用パンフレットを作成し、イベント等において市民に配布するとともに、小学校、中学校及び高等学校で行う薬物乱用防止教室等で教材として交付します。	中学校、中等教育学校及び高等学校に薬物乱用防止の啓発用リーフレットを配布します。	—	前年度に作成したリーフレットの配布については、5月末までに配布を行った。 令和6年度分のリーフレットについては、作成は実施し、市内中学校(67校)、中等教育学校(1校)及び市内高等学校(33校)へのリーフレットの配布は本年度に行う予定です。	B	
		7月18日に大宮駅構内において「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 ヤング街頭キャンペーンを実施し、駅利用者に対し啓発資材を配布しました。また、薬物乱用防止教室等で使用する啓発資材を提供しました。	—	啓発資材の配布を通して、幅広い年齢層の市民に対し薬物乱用防止の啓発を行うことができました。	B	
を含む依存症に関する普及	依存症者本人及び家族等が治療や支援につながるよう、リーフレット等を使用し、依存症に関する正しい知識や情報の周知を図ります。	依存症や家族対応に関するリーフレットを相談時に活用するほか、研修会などを通じて関係機関に送付し、知識や情報の周知を図りました。	—	相談時に依存症相談拠点機関・家族対応のリーフレットを活用するほか、関係機関に送付しました。また、市公式のSNS等を通じて依存症の知識や相談に関する情報の周知を行いました。	B	
薬物乱用防止キャンペーン」活支援	薬物乱用の防止及び医薬品の正しい使用を啓発する活動等に対する支援を実施します。	一般社団法人さいたま市薬剤師会が実施する「薬物乱用防止・正しい医薬品使用啓発事業」に対し補助金を交付します。	—	一般社団法人さいたま市薬剤師会が実施する「薬物乱用防止・正しい医薬品使用啓発事業」に対し補助金を交付して支援を行いました。(事業費:1,134,226円)	B	
薬物乱用防止啓発CM上映	15秒の薬物乱用防止啓発CMを、公共施設に設置しているモニター等において、毎年一定期間上映します。	8月1日から8月31日の間、さいたま新都心駅前大型映像装置において、市が作成した薬物乱用防止啓発CMを1日80回放映しました。また、区役所に設置されているモニターでの放映を行いました。	—	啓発CMの放映を通して、駅や区役所を利用する幅広い年齢層の多数の市民に対し薬物乱用防止の啓発を行うことができました。	B	

・スクールワーカーの配置	別所を出院・退所して学校に復学する際等、必要に応じて関係機関と連携して支援することにより、児童生徒や保護者の不安や悩みの早期解消を図ります。	「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行います。	「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行いました。	実施 8回(総合振興計画実施計画:事業04-1-2-04)	・複雑化、多様化する児童生徒の状況への対応を強化するため、スクールソーシャルワーカーを対象にした研修会等を8回実施した。		
・子どもケアホームにおける取組			—		「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行い、心理的ケアに繋がりました。	B	
・生活困窮世帯の子どもの学習支援における取組	世代間の貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援をはじめ、他の利用者や学習支援員らと交流できる居場所づくり、進学に関する支援、高校生の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を実施します。	生活困窮世帯における世代間の貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援、居場所づくり、進学に関する支援、高校生の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を実施しました。		○(学習支援)教室参加者の出席率(中高生教室) 47.6% ○(学習支援)教室参加者の生活保護受給世帯に属する中学生の高校等進学率 99.5% ○(学習支援)教室参加者の出席率(小学教室) 68.1% (総合振興計画実施計画:事業06-2-2-03)	・生活困窮世帯における世代間の貧困の連鎖を防止するため、犯罪をした者等も含めて子どもと保護者の双方に必要な支援を実施しました。 ・教室参加者の出席率について、受託者や生活保護担当ケースワーカーによる参加勧奨等を行ったことにより、中高生教室については49.8%、小学生教室については77.2%となりました。また、教室参加者の生活保護受給世帯に属する中学生の高校等進学率については、100%となりました。	A	
・中学校分教室(国立武蔵野)における取組	生徒の基礎学力の向上を図るとともに、生徒1人ひとりの個性の伸長と望ましい人格の完成を目指し、学院職員と連携・協力して支援を実施します。	・指導訪問を実施し、生徒の基礎学力向上の視点で指導主事が授業を参観し、授業者に対して指導助言を行いました。 ・生徒一人ひとりの個性の伸長と望ましい人格の完成を目指した教育課程の運用と実施に向けて、助言を行いました。	—		・わかる授業の展開や実施に応じた学習形態の多様化について指導助言を行ったことで、生徒の基礎学力の向上が図れました。 ・学院職員と、指導案検討の時点から連携できたことで、基礎学力の向上の視点をつきかけとして生徒の自立支援の推進を目指すことができました。	B	—
・さいたま市若者自立支援ルームにおける取組	「さいたま市若者自立支援ルーム」において、社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施します。	社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施しました。		○若者自立支援ルーム利用者アンケートで、自立に向かっていると回答した方の割合 66% ○若者自立支援ルーム利用登録者のうち、就労・就学等自立に向けステップアップした人数 90人 (総合振興計画実施計画:事業07-1-3-04)	・若者自立支援ルーム利用者アンケートで「自立に向かっている」と回答した方の割合 82% ・若者自立支援ルーム利用登録者のうち就労・就学等自立に向けステップアップした人数 96人	A	
・薬物乱用防止に関する指導の実施	全ての市立小・中・高等・中等教育学校において、警察職員、学校薬剤師等の関係機関と連携して「薬物乱用防止教室」を実施し、児童生徒が様々な薬物とその乱用による健康への害や、薬物に手を出さない ¹ と決意をすることの大切さについて理解する機会を設けます。	年間指導計画上に、「薬物乱用防止」に関する指導が実施されるかを確認し、各学校に適切な指導を行いました。	—		指導訪問等を通して、保健体育において薬物乱用と健康についても適切な指導が行われているか授業を参観し、指導者に対して指導助言を行いました。	B	—
・薬物乱用防止教室の開催	児童生徒の非行・問題行動の抑止を目的として、学校が保護者、地域、警察、少年鑑別所等の関係機関等と連携した「非行防止教室」を開催します。児童生徒の規範意識の醸成、他者を思いやるなどの豊かな心の育成、安全な生活を営もうとする態度や習慣の形成、判断力の育成をもって、児童生徒の健全育成を図ります。	関係機関や団体への協力依頼、各校で実施した非行防止に向けた取組状況について集約を行います。次に、各校の実践内容について学校・警察連絡協議会や研修会において周知します。	—		・非行防止に向けた取組を行った学校 100% ・薬物乱用防止教室に取り組んだ学校 95.1% ・ネットトラブルに取り組んだ学校 99.3% ・実施方法(オンライン、DVD視聴等)を工夫し、関係機関と連携した非行防止教室を実施した学校 合計203校(警察との連携94校、電気通信事業者との連携109校)	B	
・保護司との連携した取組	「社会を明るくする運動」の一環として、保護司による青少年の健全育成や非行予防に向けた講演会の開催支援や、地区担当保護司と学校との情報交換を行います。また、保護司会が児童生徒に標語入りポスターや作文コンクールの作品募集を行う支援をします。	保護司会と連携し、児童生徒に標語入りポスターや作文コンクールの作品募集を行う支援や、大宮地区保護司会の「社会を明るくする運動」への後援を行います。	—		・保護司会の作品募集への支援を通して、保護司会と学校の連携を図れるようにしました。 ・保護司会への後援を通して、保護司会と教育委員会の連携を図れるようにしました。 ・浦和地区保護司会研修会において、教育長の講演を実施しました。	B	
・SNSを活用した相談窓口における取組	市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象に、悩みや全般の相談をSNSで受け付け、悩みの深刻化を未然に防ぎ、必要に応じて、市の相談窓口等を紹介することにより、継続的な相談につなげます。	市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象とした、「さいたま市SNSを活用した相談窓口」について、リーフレット、カードを配付して周知し、SNSを活用して悩みや相談に対応	—	受付期間:令和6年4月26日～令和6年3月10日 (毎月1～10日)※一部期間延長 受付時間:午後6時00分～午後10時00分	市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象とした、「さいたま市SNSを活用した相談窓口」について、リーフレット、カードを配付して周知し、相談対応を行うことができた。	B	
・さいたま市24時間子どもSOS窓口における取組	悩みや不安を抱える児童生徒や、子どもに関する悩みを抱える保護者のSOSを受け止めるため、24時間フリーダイヤルで電話相談を実施します。	市立学校の全児童生徒及び保護者を対象とした、「さいたま市24時間子どもSOS窓口における取組」について、教室掲示用ポスター、リーフレット、カードを配付して周知し、電話にて児童生徒の悩みや保護者の子どもに関する悩み等の相談に対応	—	受付期間:365日 受付時間:24時間 ※フリーダイヤル、通話料無料	市立学校の全児童生徒及び保護者を対象とした、「さいたま市24時間子どもSOS窓口」について、教室掲示用ポスター、リーフレット、カードを配付して周知し、相談対応を行うことができた。	B	

学校におけるいじめ防止対策に関する取組	保護者の理解を深め、法的な側面からいじめを未然防止することを目的とした授業を実施するとともに、学校や教職員向けに、いじめの問題への教職員の対応や学校の法的責任等について学ぶための研修会を実施します。 さらに、保護者を対象に、いじめの問題についての知識を深め、学校と協力したいじめの早期発見・早期対応につなげるため、「いじめノックアウトセミナー」を開催します。	学校からの依頼により、スクールロイヤーによる、児童生徒向けのいじめ予防特別講義、教職員向けの研修、法律相談、リーガルチェックを実施します。 保護者を対象に、いじめの問題についての知識を深め、学校と協力したいじめの早期発見・早期対応につなげるため、学校との連携のしかた等について講義を実施します。	○スクールロイヤー等専門家チームのアドバイス等で、課題の解決に向かった割合 100% ○スクールソーシャルワーカーを対象にした研修等の実施 (総合振興計画実施計画:事業04-1-2-04)	とができました。 ・スクールロイヤー等専門家チームのアドバイス等で、課題の解決に向かったと実施校が答えた割合 100% ・思春期の子育てをしている保護者を対象に、「いじめノックアウトセミナー」を実施しました。保護者と一緒にいじめ問題についての知識を深め、学校と協力したいじめの早期発見・早期対応の重要性について考えました。	B	
子どもの健全育成・非行防止の意識啓発に関する取組	青少年の健全育成と非行防止について市民への啓発を図るため、青少年の健全育成・非行防止を目的とした事業を実施するとともに、地域の関係団体等と連携し、非行のない社会環境を創るため意識啓発活動を実施します。	市内10区で非行防止キャンペーンを実施するとともに、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施しました。	○キャンペーン参加地区数 10区 (第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン:事業番号87)	非行防止キャンペーンや大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動の実施により、市民への啓発や青少年の健全育成・非行防止を推進しました。	B	
暴力団排除リーフレットの配布	青少年の暴力団への加入防止及び暴力団による犯罪の被害防止のため、市立の中学校、高等学校等の生徒に対し暴力団排除に関するリーフレット等の配布等により、暴力団排除の重要性を認識させるための啓発を実施します。	さいたま市暴力排除推進協議会の事務局として、暴力団排除に関するリーフレット・ポスターを作成し、令和6年7月に以下のとおり配布しました。 ・市立中学校58校・高等学校3校・中等教育学校1校・特別支援学校2校の新1年生を対象に、リーフレットを約12,400部を配布しました。 ・啓発暴力団排除を啓発するため、市立中・高・中等教育学校・特別支援学校にポスターを各1部配布しました。	—	市立中学校、高等学校等を通じて、暴力団排除に関するリーフレットを新1年生に配布し、青少年の暴力団への加入防止及び暴力団による犯罪の被害防止の啓発を行い、暴力団排除の機運醸成を図りました。	B	
万引き防止対策の取組	万引きは犯罪であることを啓発し、誰もが万引きに手を染めることがないよう、埼玉県警察等と連携して、万引き防止対策に取り組みます。	埼玉県万引き防止官民合同会議の構成員として、埼玉県警察や埼玉県などと情報共有を図りました。	—	・埼玉県万引き防止官民合同会議の構成員として、埼玉県警察や埼玉県などと情報共有を図りました。 ・埼玉県万引き防止官民合同会議や事業者等による取組を行っています。が、万引きの認知件数は1,087件(令和6年)と、前年1,126件(同5年)と比較し減少していますが、依然として予断を許さない状況です。	B	

	による相談にリクエストで対応します。	ラインによる相談を実施しました。			※メール・オンライン相談の件数を含む	
子ども若者相談窓口における取組	子ども家庭総合センターにおいて、主に中高生から30代までの方及びその家族・関係者を対象に、学校、仕事、生活上の悩みや困りごとについて相談できる窓口として相談員を配置し、電話や来所による相談にワンストップで対応します。	主に中高生から30代までの方及びその家族・関係者を対象に、学校、仕事、生活上の悩みや困りごとについて、電話や来所による相談に対応しました。	—		・なんでも若者相談窓口相談件数 1,523件	B
相談所における取組	児童相談所において、児童に関する様々な問題について相談に応じ、また警察や学校等の関係機関との十分な連携のもとに、児童が抱える問題あるいは真のニーズ、置かれた環境等を的確に捉え、個々の児童や家庭に効果的な支援を実施します。	非行相談として、ぐ犯行為等相談と触法行為等相談(計169件)を受付しました。 【ぐ犯行為等相談】 合計:114件 【触法行為等相談】 合計:55件	—		非行相談に対し、以下の支援を実施しました。 助言指導118件、継続指導26件、他機関あっせん21件、その他10件	B
さいたま市若者自立支援ルームにおける取組	「さいたま市若者自立支援ルーム」において、社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施します。	社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施しました。	○若者自立支援ルーム利用者アンケートで、自立に向かっている と回答した方の割合 66% ○若者自立支援ルーム利用登録者のうち、就労・就学等自立に 向けステップアップした人数 90人 (総合振興計画実施計画:事業07-1-3-04)		・若者自立支援ルーム利用者アンケートで「自立に向かっている」と回答した 方の割合 82% ・若者自立支援ルーム利用登録者のうち就労・就学等自立に向けステッ プアップした人数 96人	A
ケアホームにおける取組	「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行います。	「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行いました。	—		「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行い、心理的ケアに繋がりました。	B
生活困窮世帯の子どもの学習支援における取組	世代間の貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援をはじめ、他の利用者や学習支援員らと交流できる居場所づくり、進学に関する支援、高校生の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を実施します。	生活困窮世帯における世代間の貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援、居場所づくり、進学に関する支援、高校生の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を実施しました。	○(学習支援)教室参加者の出席率(中高生教室) 47.6% ○(学習支援)教室参加者の生活保護受給世帯に属する中学生の 高校等進学率 99.5% ○(学習支援)教室参加者の出席率(小学教室) 68.1% (総合振興計画実施計画:事業06-2-2-03)		・生活困窮世帯における世代間の貧困の連鎖を防止するため、犯罪をした 者等も含めて子どもと保護者の双方に必要な支援を実施しました。 ・教室参加者の出席率について、受託者や生活保護担当ケースワーカー による参加勧奨等を行ったことにより、中高生教室については49.8%、小 学生教室については77.2%となりました。また、教室参加者の生活保護受 給世帯に属する中学生の高校等進学率については、100%となりました。	A
を活用した相談窓口における取組	市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象に、悩みや全般の相談をSNSで受け付け、悩みの深刻化を未然に防ぎ、必要に応じて、市の相談窓口等を紹介することにより、継続的な相談につなげます。	市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象とした、「さいたま市SNSを活用した相談窓口」について、リーフレット、カードを配付して周知し、SNSを活用して悩みや相談に対応 受付期間:令和6年4月26日～令和6年3月10日 (毎月1～10日)※一部期間延長 受付時間:午後6時00分～午後10時00分	—		市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象とした、「さいたま市SNSを活用した相談窓口」について、リーフレット、カードを配付して周知し、相談対応を行うことができた。	B
さいたま市24時間子どもSOS窓口における取組	悩みや不安を抱える児童生徒や、子どもに関する悩みを抱える保護者のSOSを受け止めるため、24時間フリーダイヤルで電話相談を実施します。	市立学校の全児童生徒及び保護者を対象とした、「さいたま市24時間子どもSOS窓口における取組」について、教室掲示用ポスター、リーフレット、カードを配付して周知し、電話にて児童生徒の悩みや保護者の子どもに関する悩み等の相談に対応 受付期間:365日 受付時間:24時間 ※フリーダイヤル、通話料無料	—		市立学校の全児童生徒及び保護者を対象とした、「さいたま市24時間子どもSOS窓口」について、教室掲示用ポスター、リーフレット、カードを配付して周知し、相談対応を行うことができた。	B
さいたま市DV相談センターにおける取組	配偶者等からの暴力を受けた被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供するとともに、一時保護等の後に地域での生活を始めた被害者に対し、事案に応じて適切な支援を行うため、関係機関等の連絡調整を行う等、身近な相談窓口として継続的な支援を実施します。	配偶者等から暴力を受けた被害者や一時保護等の後に地域での生活を始めた被害者などから、電話や面接で相談を受け、関係機関等と連携しながら自立に向けた支援を行いました。	○DV被害者への相談支援件数 1,400件 (総合振興計画実施計画:事業01-2-1-02)		○DV被害者への相談支援件数 1,451件 (総合振興計画実施計画:事業01-2-1-02)	B
支援等に関する取組						
発達障害者支援センターにおける取組	発達障害がある方が自分らしさを発揮し、充実した生活を送れるよう、関係機関と連携しながら、相談支援、社会参加支援等を行うとともに、地域の支援体制の充実を図ります。	発達障害者社会参加事業では、発達障害者の社会からの孤立化を防ぐため、当センター継続相談者を対象に、「居場所」や「日中体験活動」の場・機会を提供しました。 また、学生向けキャリア形成支援事業では、発達障害者支援に関する知識・情報を普及させるため、講座をとおして二次障害の予防とその人らしい社会参加の在り方を考える機会を設けました。	○発達障害者社会参加事業の取組みを継続活用できた人の割合 72% ○学生向けキャリア形成支援事業支援者向け講座で、内容が理解できた と回答した支援者の割合 90% (総合振興計画実施計画:事業06-2-1-05)		○発達障害者社会参加事業の取組みを継続活用できた人の割合 78% ○学生向けキャリア形成支援事業支援者向け講座で、内容が理解できた と回答した支援者の割合 100%	B

手関係団体への支援	青少年関係団体に対する補助を行うことにより、健全な運営及び青少年の健全育成を助長する地域活動の振興を図ります。	健全な運営及び青少年の健全育成を助長する地域活動の振興を図るため、青少年関係団体(90団体)に対し補助金を交付しました。	○交付団体数 91団体 (第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン：事業番号85)	青少年関係団体(90団体)に対し補助金を交付することで、活動を支援しました。	B	
社会復帰支援ネットワーク会に関する取組	更生保護関係機関、地方公共団体、司法関係機関、医療・福祉関係機関等で構成される埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に参画し、社会復帰支援の取組状況や課題等を構成員間で共有することにより連携を図ります。	埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に参画する予定であったが、業務の都合により参画することができなかった。	—	埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に参画する予定であったが、業務の都合により参画することができなかった。	C	業務の都合により参画することができず、社会復帰支援の取組や課題等の共有が行えなかった。
関する広報・啓発活動の推進						
を明るくする運動に関する	「社会を明るくする運動」に協力し、市内でのキャンペーン等に参画する等、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について理解を深める取組を推進します。	犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について理解を深める広報、啓発活動を実施しました。	—	社会を明るくする運動の一環として、国、県と連携し、さいたま新都心大型モニターで再犯防止に関する広報・啓発動画を放映することにより、啓発活動の推進に取り組みました。	B	
		青少年育成さいたま市民会議の各地区会が各地区における「社会を明るくする運動」に協力しました。	—	青少年育成さいたま市民会議の各地区会が各地区における「社会を明るくする運動」に協力しました。	B	
を懲らして出所してきた人の人権の啓発	人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画に基づき、人権教育や啓発等の各種施策を推進し、刑を終えて出所した人の人権に関する普及啓発を実施します。	「刑を終えて出所した人」の人権について、市ホームページや啓発冊子を活用した啓発を行いました。	—	市ホームページに「刑を終えて出所した人」の人権について掲載しているほか、人権啓発冊子「私たちの人権」および法務省作成「人権の擁護」について、各区役所、図書館等に配架しました。	B	
雇用主について企業等にする取組	市ホームページへの掲載や広報用チラシ等を設置する等、協力雇用主への支援制度等の広報を実施します。	市ホームページへの掲載等、協力雇用主への支援制度等の広報を実施しました。	—	協力雇用主への支援制度等について、市ホームページに掲載することにより、制度の周知に繋がりました。	B	
薬物乱用防止キャンペーン」活動支援	薬物乱用の防止及び医薬品の正しい使用を啓発する活動等に対する支援を実施します。	一般社団法人さいたま薬剤師会が実施する「薬物乱用防止・正しい医薬品使用啓発事業」に対し補助金を交付します。	—	一般社団法人さいたま薬剤師会が実施する「薬物乱用防止・正しい医薬品使用啓発事業」に対し補助金を交付して支援を行いました。(事業費:1,134,226円)	B	
青少年の健全育成・非行防止の意識啓発に関する取組	青少年の健全育成と非行防止について市民への啓発を図るため、青少年の健全育成・非行防止を目的とした事業を実施するとともに、地域の関係団体等と連携し、非行のない社会環境を創るため意識啓発活動を実施します。	市内10区で非行防止キャンペーンを実施するとともに、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施しました。	○キャンペーン参加地区数 10区 (第2期さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン：事業番号87)	非行防止キャンペーンや大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動の実施により、市民への啓発や青少年の健全育成・非行防止を推進しました。	B	
する表彰						
市の表彰	さいたま市社会福祉大会において、長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図ります。	令和6年11月25日に、RaiBoC Hall(市民会館おおみや)にてさいたま市社会福祉大会を開催し、功績が顕著な保護司に対し、市長表彰及び社協会長表彰を行いました。	—	犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献した保護司に対して、その長年にわたる功績を表彰(市長表彰4名、社協会長表彰5名)することにより、意欲ややりがいの向上に繋がりました。	B	



福祉局キャラクター「つまーる」

資料 4-1

さいたま市第2期再犯防止推進計画 説明資料

福祉局 生活福祉部 地域福祉推進室

計画の趣旨・計画の位置付け・計画期間

1. 計画の趣旨

素案P1

- ・再犯を防ぐためには、犯罪をした者等が、犯罪を繰り返すことがないよう、更生し地域社会で孤立することなく、自分らしく生活できることが重要
- ・市町村には、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等に対し、適切にサービスを提供できるよう努めることが求められている
- ・これまでの取組をさらに充実・発展させるため、令和7年度末で計画期間終了となる「さいたま市再犯防止推進計画(R3～R7)」の次期計画として、「さいたま市第2期再犯防止推進計画」を策定するもの

2. 計画の位置づけ

素案P4

再犯防止推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画

3. 計画の期間

素案P12

令和8年度から令和12年度までの5年間

計画の基本方針

4. 基本目標

変更点

なし

素案P10

犯罪をした者等が、多様化する社会において孤立することなく、地域社会の一員として、共に安全で安心した生活を送れるよう更生支援を推進することで、再犯を防止し、新たな被害者を生まない社会の実現を目指します。

5. 基本方針

変更点

なし

素案P11

- ① 国等の関係機関や民間の団体等との緊密な連携協力を確保し、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組む。
- ② 国等との適切な役割分担を踏まえて、本人の希望を踏まえた切れ目のない支援を実施する。
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした人等が犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえて、再犯防止に取り組む。
- ④ 犯罪等の実態を踏まえ、民間の関係機関・団体その他の関係者から意見聴取をするなどして、社会情勢等に応じた再犯防止に取り組む。
- ⑤ 再犯防止の取組を広報することなどにより、広く市民の関心と理解を醸成する。

重点項目

6. 重点項目

変更点

5項目 → 7項目

素案P11、P20

【現行計画】

- ① 就労・住居の確保等のための取組
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組

国の第2次計画を踏まえ、現行計画の重点項目を整理
(国「**地域による包摂の推進**」
⇒本市「**国・民間団体等との連携強化等のための取組**」)



【次期計画】

- ① 就労・住居の確保等のための取組
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組
- ⑤ 民間協力者の活動促進のための取組
- ⑥ 国・民間団体等との連携強化等のための取組
- ⑦ 広報・啓発活動の推進等のための取組

分割

新設

関連する施策

7. 関連する施策

変更点 国、県、他自治体の動向等を踏まえ、施策を追加

素案P21

主な取組および国、県、他自治体の取組等を参考に、新たに追加する取組は以下のとおり。

重点項目	主な取組	新たに追加する取組
① 就労・住居の確保等のための取組	・福祉まるごと相談窓口 ・地域若者サポートステーションさいたま ・市営住宅への入居支援 など	・ボランティア活動への参加の促進 ・ホームレスの自立支援 ・住まい相談支援員の配置
② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	・シニアサポートセンター(地域包括支援センター) ・認知症高齢者の支援 ・薬物を含む依存症に関する普及 など	・コミュニティソーシャルワーカーの配置 ・高齢者等の見守り活動の充実 ・成年後見制度の利用促進
③ 非行防止・学校と連携した修学支援等のための取組	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 ・生活困窮世帯の子どもの学習支援・非行防止教室の開催 など	・不登校等児童生徒への支援の充実 ・少年の健全育成に関する協定 ・コミュニティ・スクールの推進 ・子どもの居場所づくり
④ 犯罪した者等の特性に応じた支援等のための取組	・なんでも子ども相談窓口 ・なんでも若者相談窓口 ・さいたま市DV相談センター ・発達障害者支援センター など	・こども家庭センター
⑤ 民間協力者の活動促進のための取組	・更生保護関係団体への支援 ・青少年関係団体への支援 ・保護司の表彰 など	・保護司の活動拠点確保に対する支援 ・保護司の人材確保に対する支援
⑥ 国・民間団体等との連携強化等のための取組		・さいたま市再犯防止推進協議会の開催 ・国、県等が主催する再犯防止に関する会議、研修等への参加
⑦ 広報・啓発活動の推進等のための取組	・社会を明るくする運動 ・青少年の健全育成・非行防止のための意識啓発 ・刑を終えて出所してきた人の人権問題の啓発 ・協力雇用主に関する企業等への周知	・ホームページによる再犯防止に係る情報発信 ・防犯意識の啓発

成果指標

8. 成果指標

変更点

新たに成果指標を設定

素案P67

本計画の目的の達成状況を確認するため、下表の4項目の成果指標を設定。

指標 \ 年度	現状値	目標	特に関連が深い施策
	計画策定時直近の数字	令和12年(2030年)	
再犯者数(※1)	令和6年 1,022人	820人	①②③④⑤⑥
犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う人の割合(※2)	令和7年2月時点 12.2%	30%	⑦
社会を明るくする運動の認知度(※2)	令和7年2月時点 4.3%	20%	⑦
保護司の認知度(※2)	令和7年2月時点 46.0%	70%	⑦

※1 さいたま市のデータは、さいたま市を管轄するすべての警察署における検挙人数に係るデータであり、蓮田市を含む

※2 インターネット市民意識調査による調査結果

(参考) 国、県、民間団体等の取組紹介

国、県、民間団体等の取組を紹介するために、コラムを掲載

現計画に掲載しているコラム

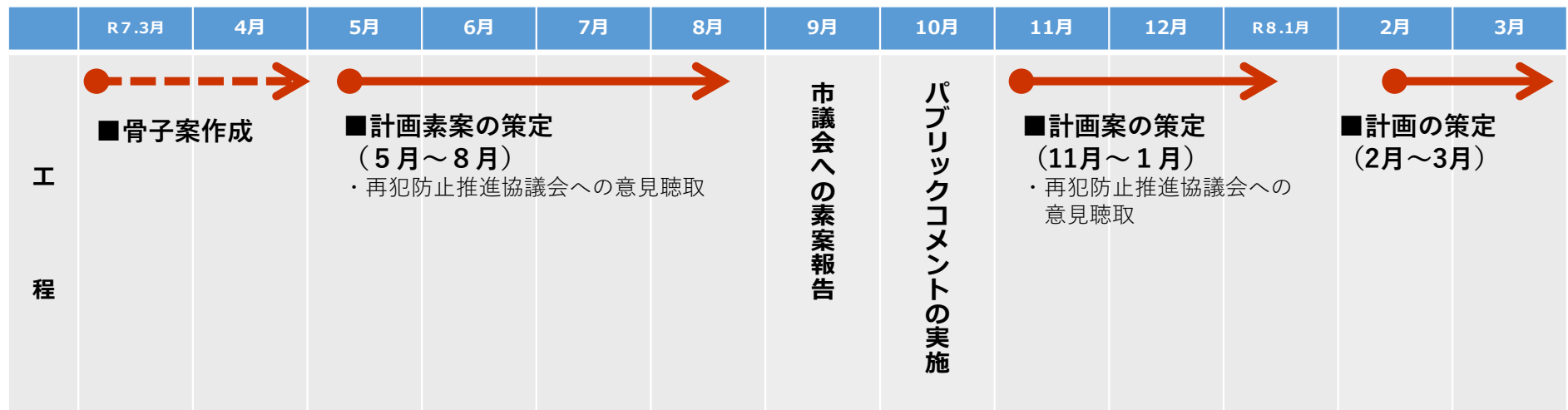
- コレワーク(矯正就労支援情報センター)の取組
- 私が思う協力雇用主の役目(白石工業株式会社)
- 更生保護施設の役割や処遇プログラムについて(更生保護法人清心寮)
- さいたま地方検察庁における再犯防止の取組(刑事政策総合支援室の紹介)
- 埼玉県地域生活定着支援センターの取組
- 埼玉弁護士会の取組(社会復帰支援委託援助制度の紹介)
- 埼玉ダルクの薬物回復支援への取組
- さいたま少年鑑別所(さいたま法務少年支援センター)の取組
- 更生保護ボランティアについて

追加するコラム(候補案)

- 犯罪被害者への支援
- 拘禁刑について
- 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

第2期計画の策定スケジュール案

令和7年5月～8月	素案の策定
令和7年9月	市議会への素案報告
令和7年10月～	パブリックコメントの実施
令和7年11月～1月	計画案の策定
令和8年2月～3月	計画の策定



さいたま市第 2 期再犯防止推進計画（素案）について

1. 計画の概要

【第 1 章】

(1) 策定の趣旨

- ・再犯を防ぐためには、犯罪をした者等が、犯罪を繰り返すことがないように、更生し地域社会で孤立することなく、自分らしく生活できることが重要
- ・市町村には、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等に対し、適切にサービスを提供できるよう努めることが求められている
- ・これまでの取組をさらに充実・発展させるため、令和 7 年度末で計画期間終了となる「さいたま市再犯防止推進計画（R3～R7）」の次期計画として、「さいたま市第 2 期再犯防止推進計画」を策定するもの

(2) 計画の位置づけ

- ・再犯防止推進法第 8 条第 1 項に基づく地方再犯防止推進計画

(3) 基本目標【継承】

犯罪をした者等が、多様化する社会において孤立することなく、地域社会の一員として、共に安全で安心した生活を送れるよう更生支援を推進することで、再犯を防止し、新たな被害者を生まない社会の実現を目指します。

(4) 基本方針【継承】

- ① 国等の関係機関や民間の団体等との緊密な連携協力を確保し、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組みます。
- ② 国等との適切な役割分担を踏まえて、必要な支援を切れ目なく実施することにより、再犯の防止につなげます。
- ③ 再犯の防止等に関する取組は、犯罪被害者等の存在を十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。
- ④ 犯罪等の実態を踏まえ、民間の団体その他の関係者から意見聴取をする等して、社会情勢等に応じた取組を実施します。
- ⑤ 再犯の防止等に関する取組を広報すること等により、広く市民の関心と理解を醸成します。

(5) 重点項目

現行計画

① 就労・住居の確保等のための取組
② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
④ 犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組
⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組

次期計画

① 就労・住居の確保等のための取組【継続】
② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組【継続】
③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組【継続】
④ 犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組【継続】
⑤ 民間協力者の活動の促進のための取組【継続／現行計画⑤から⑤と⑦に分割】
⑥ 国・民間団体等との連携強化の取組【新規】
⑦ 広報・啓発活動の推進等のための取組【継続／現行計画⑤から⑤と⑦に分割】



(6) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

2. 再犯の防止等を取り巻く状況と統計データを踏まえた展開

【第2章】

統計データから見える 現状・課題	対応する 重点項目	取組の視点
●刑法犯認知件数が増加に転じている【図表 2-1】 ●再犯者率及び再入者率が全体の約半数を占める割合で推移している。【図表 2-3、2-5】	全て	●再犯を防止し、再犯者数を抑制するため、多角的な観点から重点項目の各取組を推進する。 ⇒成果指標「再犯者数」
●新受刑者の年齢構成が、10代から70代以上まで幅広く分布している。【図表 2-6】	1、2、3、4	●年代やその人の特性、抱える課題を踏まえ、その人に応じた支援を実施する。
●新受刑者のうち、入所時に精神障害を有する人は約4人に1人を占める。【図表 2-7】 ●刑法犯に比較して、薬物犯罪における再犯者率が高い。【図表 2-4】	2、4	●精神障害や薬物依存を有する人の再犯を防ぐため、その人の特性に応じた保健医療・福祉サービスの適切な利用につなげるなど、支援を推進する。 ⇒成果指標「再犯者数」
●不良行為少年補導件数が増加傾向に転じている。【図表 2-2】	3	●未成年の非行を防止するため、学校と連携した就学支援等の取組を推進する。 ⇒成果指標「再犯者数」
●刑務所出所時に帰住先がない人が16%前後にのぼる。【図表 2-8】 ●更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した人が200人程度にのぼる。【図表 2-9】	1、6	●出所後の住居が確保されないと地域社会における生活の基盤が安定せず、再犯に至りやすいことから、住居確保の支援を推進する。 ●一次的な居場所となる更生保護施設や自立準備ホーム等の民間施設と連携し、その後の安定的な住居確保に努める。 ⇒成果指標「再犯者数」
●保護観察終了時に無職である人の割合が20%から30%台にのぼる。【図表 2-10】 ●協力雇用主数は増加し続けており、刑務所出所者等の雇用につながっている。【図表 2-11】	1、6、7	●無職である人は地域社会における生活の基盤が安定せず、再犯に至りやすいことから、就労に向けた相談・支援等の充実を図る。 ●協力雇用主の開拓や社会的評価の向上に努める。 ⇒成果指標「再犯者数」
●保護司数及び保護司充足率は減少傾向にある。【図表 2-12】	5、7	●保護司を始めとする更生保護ボランティアが地域の再犯防止を担っていることから、保護司の確保や活動支援に努める。 ●再犯防止や更生保護の理念を地域に広げ、支え合いの地域づくりを推進する。 ⇒成果指標「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う人の割合」、「社会を明るくする運動の認知度」、「保護司の認知度」

3. 関連する施策の展開

【第3章】

	重点項目	施策
1	就労・住居の確保等のための取組	【1】ワークステーションさいたま 【2】地域若者サポートステーションさいたま 【3】さいたま市若者自立支援ルーム 【4】福祉まるごと相談窓口（就労に関する支援） 【5】ジョブスポット 【6】さいたま市セカンドライフ支援センター 【7】障害者への就労支援 【8】ボランティアセンター機能の充実 【9】協力雇用主への競争入札参加資格審査における加点 【10】協力雇用主に関する企業への周知 【11】市内企業におけるCSR・SDGs活動の促進 【12】市営住宅への入居支援 【13】住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給の促進 【14】障害者の居住場所の確保 【15】福祉まるごと相談窓口（居住に関する支援） 【16】ホームレスの自立に向けた巡回相談支援
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	【17】福祉まるごと相談窓口（包括的な支援） 【18】コミュニティソーシャルワーカーの配置 【6再掲】さいたま市セカンドライフ支援センター 【19】シニアサポートセンター（地域包括支援センター） 【20】認知症高齢者等の支援 【21】介護予防 【22】高齢者見守り活動の推進 【23】成年後見制度の利用促進 【24】障害者の権利擁護 【25】障害者の社会参加の促進 【26】障害者生活支援センター 【7再掲】障害者への就労支援 【14再掲】障害者の居住場所の確保 【27】生活保護制度 【28】さいたま市社会福祉協議会との連携 【29】さいたま市民生委員児童委員協議会との連携 【30】埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会への参画 【31】高齢又は障害により自立が困難な矯正施設出所者等の地域生活定着支援に係る連絡協議会への参画 【32】心神喪失者等医療観察法に基づく地域処遇に関する対応 【33】医療分野におけるさいたま保護観察所等との連携
3	非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組	【34】薬物依存症者本人及び家族等への支援① 【35】薬物依存症者本人及び家族等への支援② 【36】薬物を含む依存症に対する相談支援のネットワーク構築と人材育成 【37】薬物乱用防止啓発用ビデオ・DVD・薬物標本の貸し出し 【38】薬物乱用防止啓発パンフレットの配布 【39】薬物を含む依存症に関する普及啓発 【40】「薬物乱用防止キャンペーン」活動の支援 【41】薬物乱用防止啓発CM上映 【42】スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 【43】不登校等児童生徒への支援の充実 【3再掲】さいたま市若者自立支援ルーム 【44】子どもケアホーム 【45】生活困窮世帯の子どもの学習支援 【46】美園中学校分教室（国立武蔵野学院） 【47】少年の健全育成に関する協定 【48】薬物乱用防止に関する指導の実施 【49】非行防止教室の開催 【50】学校と保護司の連携 【51】SNSを活用した相談窓口 【52】さいたま市24時間子どもSOS窓口 【53】いじめのないまちづくり推進事業 【54】市内学校におけるいじめ防止対策 【55】コミュニティ・スクールの推進 【56】子どもの居場所づくり 【57】非行防止対策の推進 【58】暴力団排除リーフレットの配布 【59】万引き防止対策の取組

	重点項目	施策
4	犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組	【60】 こども家庭センター（児童福祉） 【61】 なんでも子ども相談窓口 【62】 なんでも若者相談窓口 【51 再掲】 SNSを活用した相談窓口 【52 再掲】 さいたま市24時間子どもSOS窓口 【63】 児童相談所 【3 再掲】 さいたま市若者自立支援ルーム 【44 再掲】 子どもケアホーム 【45 再掲】 生活困窮世帯の子どもの学習支援 【64】 困難な問題を抱える女性支援 【65】 発達障害者支援センター
5	民間協力者の活動の促進のための取組	【66】 更生保護関係団体への支援 【67】 青少年関係団体への支援 【68】 保護司の活動拠点確保に対する支援 【69】 保護司の人材確保に対する支援 【70】 保護司の表彰
6	国・民間団体等との連携強化の取組	【71】 さいたま市再犯防止推進協議会の開催 【72】 国、県等が主催する再犯防止に関する会議、研修等への参加
7	広報・啓発活動の推進等のための取組	【73】 社会を明るくする運動に関する取組 【74】 ホームページ等における再犯防止に関する情報発信 【57 再掲】 非行防止対策の推進 【40 再掲】 「薬物乱用防止キャンペーン」活動の支援 【75】 刑を終えて出所してきた人の人権問題の啓発 【9 再掲】 協力雇用主に関する企業への周知 【76】 防犯意識の啓発

4. 計画の推進体制と成果指標

（１）推進体制

- ・本計画に掲げた取組を効果的・効率的に推進するため、「さいたま市再犯防止推進協議会」を設置し、計画の進捗状況について意見を聴取しながら定期的に点検・評価し、必要に応じて内容の見直しを行います。

（２）成果指標【新設】

指標	年度	現状値	目標
		計画策定時直近の数字	令和12年（2030年）
再犯者数（※1）		令和6年 1,022人	820人
犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う人の割合（※2）		令和7年2月時点 12.2%	30%
社会を明るくする運動の認知度（※2）		令和7年2月時点 4.3%	20%
保護司の認知度（※2）		令和7年2月時点 46.0%	70%

5. 策定スケジュール

令和7年9月	市議会への素案報告
令和7年10月	パブリックコメントの実施
令和8年1月	再犯防止推進協議会での計画案の審議
令和8年3月	計画の策定・公表

さいたま市第 2 期再犯防止推進計画（素案）
～すべての市民が安全で安心して暮らせる社会を目指して～

さいたま市

目 次

第1章 計画の概要	- 1 -
1 計画の趣旨	- 1 -
2 定義	- 3 -
3 計画の位置づけ	- 4 -
4 国・埼玉県・市のこれまでの取組	- 5 -
（1）国の取組等	- 5 -
（2）埼玉県の取組等	- 9 -
（3）本市の取組等	- 9 -
5 第2期計画の基本目標	- 10 -
6 計画の基本方針及び重点項目	- 11 -
7 計画の期間	- 12 -
8 S D G s（持続可能な開発目標）の視点を生かした取組の推進	- 12 -
第2章 再犯の防止等を取り巻く状況	- 13 -
1 犯罪者処遇の概要	- 13 -
2 さいたま市における犯罪の発生状況	- 14 -
3 さいたま市を取り巻く再犯に関する状況	- 15 -
4 統計データを踏まえた重点項目の展開	- 20 -
第3章 関連する施策の展開	- 21 -
1 就労・住居の確保等のための取組	- 21 -
（1）就労の確保等	- 21 -
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組	- 31 -
（1）高齢者又は障害者等への支援等	- 31 -
（2）薬物依存を有する者への支援等	- 42 -
3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組	- 47 -
4 犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組	- 54 -
5 民間協力者の活動の促進	- 57 -
6 国・民間団体等との連携強化等のための取組	- 62 -
7 広報・啓発活動の推進等のための取組	- 64 -
第4章 計画の推進体制と成果指標	- 67 -
1 推進体制	- 67 -
2 成果指標	- 67 -

第1章 計画の概要

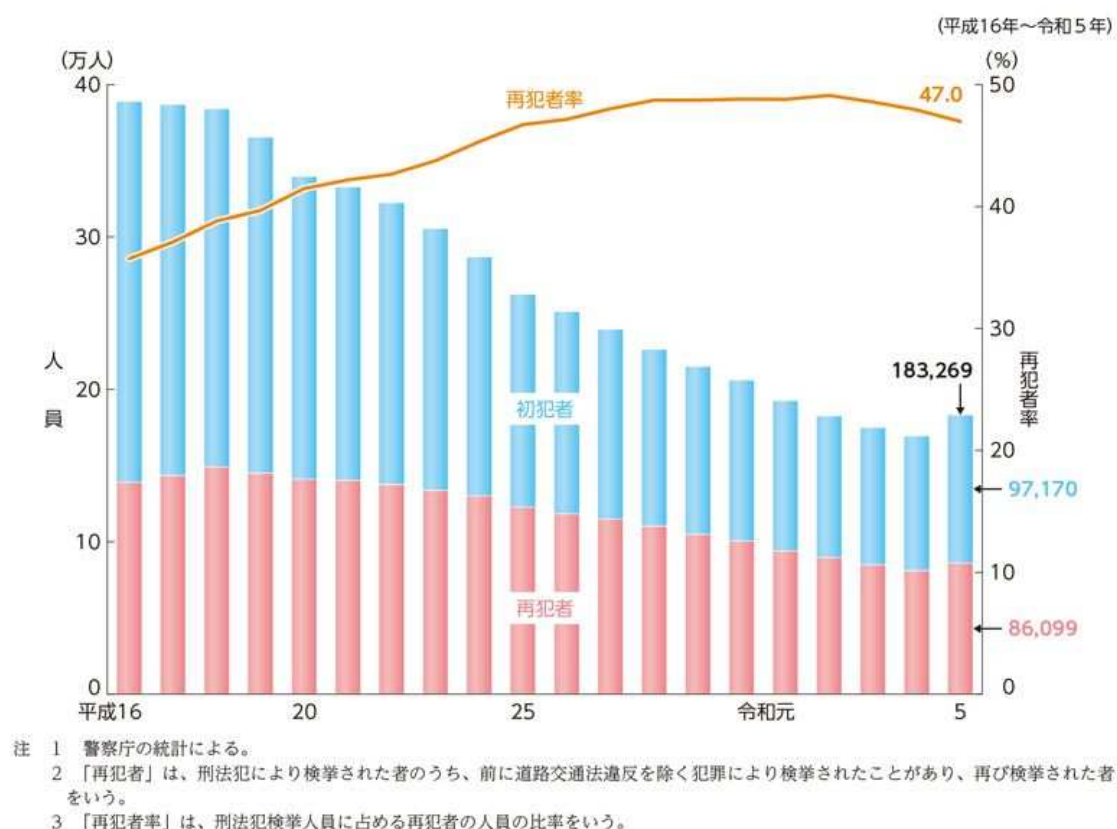
1 計画の趣旨

- 全国の刑法犯の認知件数は、平成14（2002）年の285万4,061件をピークに、平成15（2003）年に減少に転じて以降、令和3（2021）年には56万8,104件と戦後最少を更新しました。その後、令和4年（2022）年には60万1,331件と18年ぶりに増加に転じ、令和5（2023）年には70万3,351件で、2年連続で微増が続いています。
- 一方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18（2006）年をピークとして、その後は漸減状態にありましたが、令和5（2023）年は前年より6.1%増加しました。また、初犯者の人員は、平成16（2004）年をピークとして、その後は減少し続けていましたが、令和5（2023）年は前年より10.1%増加しました。再犯者率は、再犯者の人員が減少に転じた後も、それを上回るペースで初犯者の人員が減少し続けたこともあり、平成9（1997）年以降上昇傾向にありましたが、令和3（2021）年から3年連続で低下し、令和5年は47.0%でした。
- このように、再犯者率は減少傾向にあるものの、依然として、検挙者のうち約半数が再犯者であることが課題となっています。犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居が確保できずに矯正施設を出所する者、薬物等への依存のある者、高齢者や障害者等、様々な課題を抱える場合が多くあります。こうした人達が再び犯罪をするのを防ぐためには、社会に復帰した後、地域で孤立させない「息の長い」支援を、国、地方公共団体、民間の団体等が緊密に連携協力して行うことが重要となります。特に、基礎自治体である本市には、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、適切にサービスを提供できるよう努めることが求められています。
- 平成28（2016）年12月、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28（2016）年法律第104号）（以下、「再犯防止推進法」という。）が制定、施行され、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案して再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。

- そこで、本市では、令和3年3月に「さいたま市再犯防止推進計画」（以下「第1期計画」という。）を策定しましたが、これまでの取組をさらに充実・発展させるため、「さいたま市第2期再犯防止推進計画」（以下「第2期計画」という。）を策定します。

【図表 1-1】

刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移

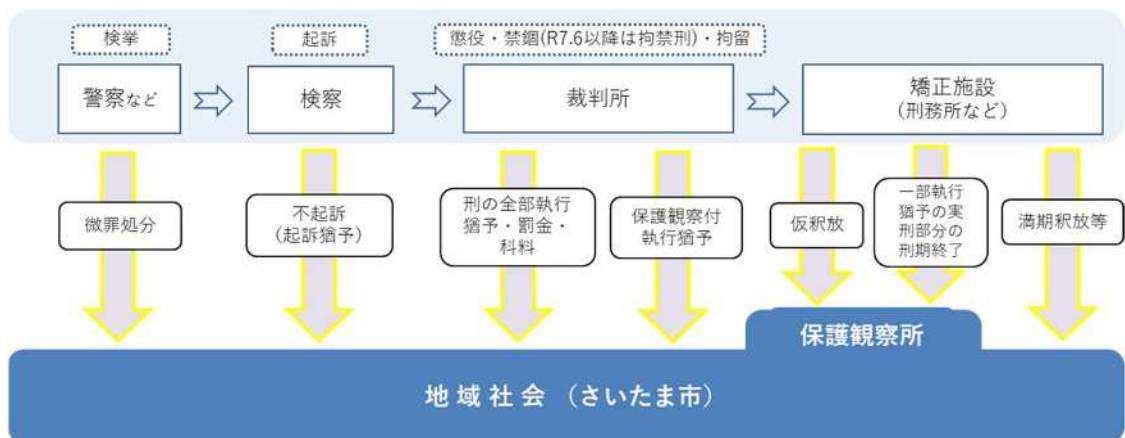


出典：令和6年版犯罪白書

2 定義

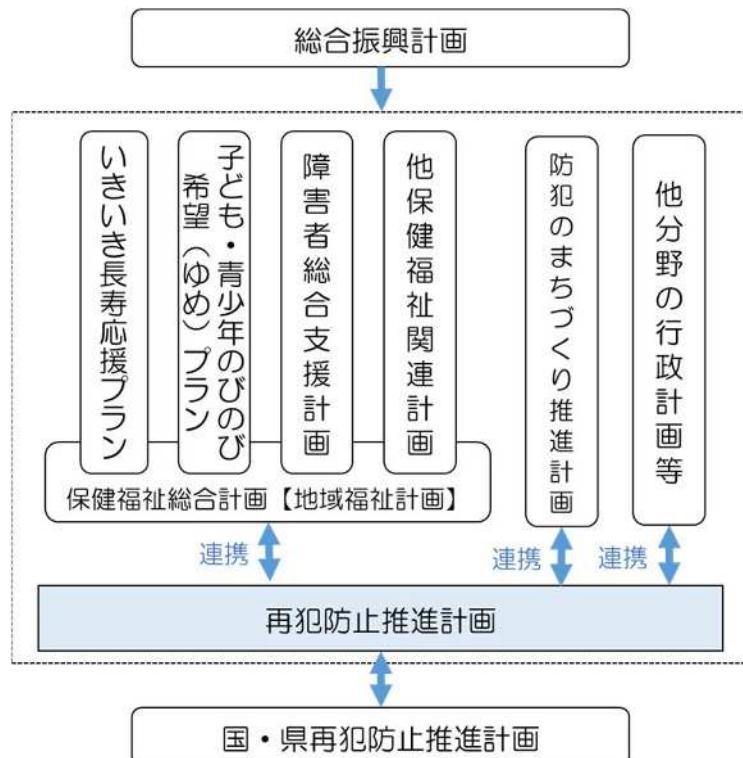
- 再犯防止推進法では、「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者と規定されています。これには、矯正施設を退所した者だけではなく、警察で微罪処分になった者や検察で不起訴処分（起訴猶予）となった者、裁判所で刑の執行を猶予された者、保護観察に付された者等も含まれます。
- 犯罪をした者等の多くは、矯正施設に入所することなく地域社会に戻ることとなりますが、そうした人達の中にも、社会復帰に向けて支援を必要とする人がいます。
- また、「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）と規定されています。

刑事司法手続きと地域社会へ戻るイメージ



3 計画の位置づけ

- 本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として策定します。
- 本市の市政運営の最も基本的かつ総合的な指針である「さいたま市総合振興計画」のもと、「さいたま市保健福祉総合計画（地域福祉計画）」をはじめ、関連する行政計画とも連携しながら、再犯防止推進法や国等の再犯防止推進計画を踏まえ、再犯の防止等に関する施策の推進を図ります。
- そこで、本計画における施策では、再犯の防止等を目的としている取組のほか、犯罪をした者等か否かに関わらず、従前から市民に提供している各種サービスや事業等で、再犯の防止等に資する取組や、副次的な効果として再犯の防止等につながる可能性がある取組についても、推進を図ります。
- 犯罪をした者等は、複雑化・複合化した課題や「制度の狭間」の課題を抱えている場合が多いと推測されます。犯罪をした人等も含めた全ての地域住民が、地域社会を構成する一員として、孤立することなく、支え合い、ともに生きる地域づくりが求められることから、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備に係る各種取組との連動を図ります。



4 国・埼玉県・市のこれまでの取組

(1) 国の取組等

- 国においては、再犯防止対策の必要性・重要性が認識されるようになったことを受け、平成 24（2012）年 7 月に、刑事政策に初めて数値目標を盛り込んだ「再犯防止に向けた総合対策」を犯罪対策閣僚会議で決定し、平成 25（2013）年 12 月には、2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会開催に向け、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進を盛り込んだ「「世界一安全な日本」創造戦略」を閣議決定しました。
- また、平成 26（2014）年 12 月には、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」を犯罪対策閣僚会議で決定し、さらに、平成 28（2016）年 7 月には、「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～」を決定しました。
- そして、平成 28（2016）年 12 月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯防止推進法」を制定、施行しました。また、平成 29（2017）年 12 月に、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の再犯防止推進計画を策定しました。
- さらに、令和元（2019）年 12 月には「再犯防止推進計画加速化プラン」を犯罪対策閣僚会議で決定し、満期釈放者対策の充実強化や地方公共団体との連携強化等、より重点的に取り組むべき課題に対応した取組をより一層推進することとしました。
- そして、令和 5（2023）年 3 月、第一次計画の内容を発展させ、再犯防止施策の更なる推進を図るため、令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度を計画期間とする第二次再犯防止推進計画が策定されました。
- 令和 4（2022）年 6 月には、「刑法等の一部を改正する法律」が成立しました。これにより、刑事施設等において、申出のあった被害者や遺族からその心情等を聴取し、矯正処遇・矯正教育に生かすほか、受刑者等に伝達する「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」が、令和 5（2023）年 12 月に開始しました。

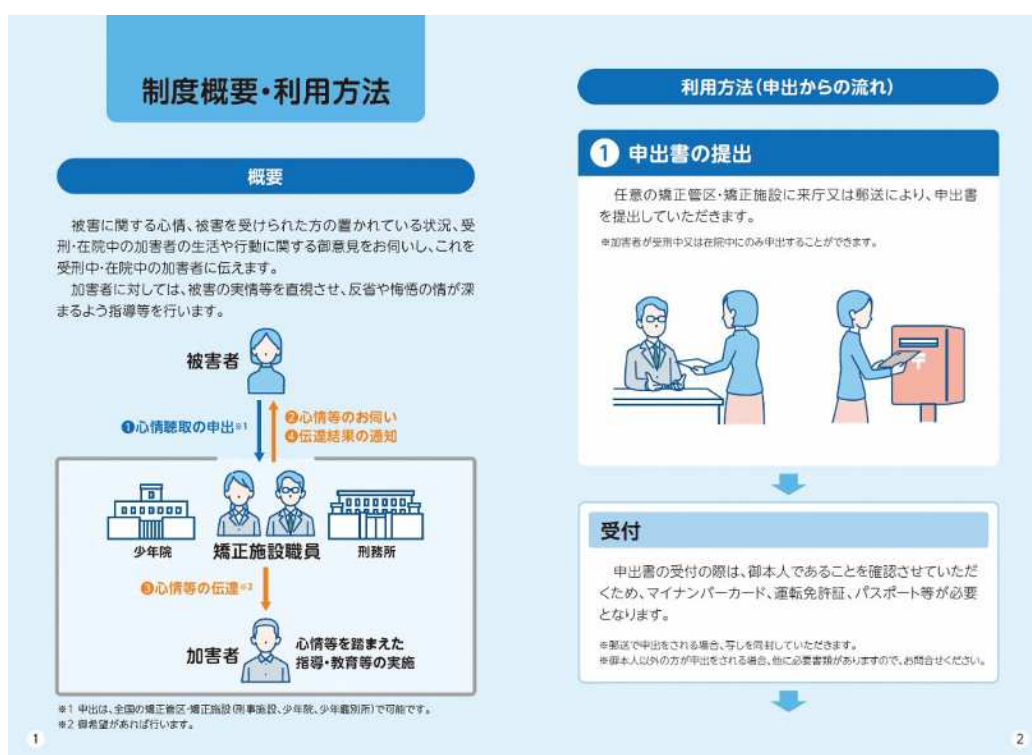
- また、同改正により、明治 40（1907）年の刑法制定以来、初めて刑罰の種類が変更され、懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑が創設されました（令和 7（2025）年 6 月施行）。これにより、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となりました。

【国の取組】 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度について（法務省関東矯正管区）

被害者等に対し、有罪裁判確定後の加害者及び保護処分を受けた加害者の処遇状況等に関する事項を通知する制度の運用が、平成 19 年 12 月に開始されました。その後、令和 3 年 3 月に閣議決定された「第 4 次犯罪被害者等基本計画」では、犯罪被害者等の視点に立った矯正処遇等を充実させることが盛り込まれ、刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度（以下「本制度」という。）が令和 5 年 12 月に開始されました。

本制度においては、被収容者の矯正処遇及び社会復帰支援において、被害者等の心情等をより直接的に反映し、被害者等の立場や心情等への配慮等を一層充実させるとともに、被収容者の反省や悔悟の情を深めさせ、その改善更生等を効果的に図ることが求められています。さらに、加害者である被収容者に対する働き掛けだけでなく、矯正職員は、被害者等が加害者に対して心情等を伝達したいという思いに向き合い、その抱える困難さや心情等に関する理解を深め、被害者等が適切に心情等を陳述等できるよう配慮する必要があります。

本制度の概要と利用方法は、以下のとおりです。





【国の取組】 拘禁刑について（法務省関東矯正管区）

令和4年6月13日に刑法等の一部を改正する法律が成立し、懲役及び禁錮の廃止、そしてこれに代わる刑として拘禁刑が創設され、令和7年6月1日から施行されました。

矯正施設では、少年院はもとより刑事施設においても、従前から改善更生と円滑な社会復帰のための指導を実施していましたが、平成17年に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（いわゆる「刑事収容施設法」）が制定され、改善指導に法的根拠が与えられ、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰に向けた処遇を更に充実させてきました。そして拘禁刑導入によって、より一層、受刑者ごとに、その特性を踏まえた柔軟な矯正処遇を展開することが可能になります。

拘禁刑での大きな変化としては、刑事施設に拘置し、改善更生を図るために、必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うことができるようになります。刑事収容施設法では、作業、改善指導、教科指導を矯正処遇と位置付けていましたが、刑法上では懲役の内容として作業のみが規定されており、懲役に処せられた者で、その改善更生と社会復帰のために、作業よりも他の処遇を行った方が有効な場合であっても、作業の実施が前提にありました。しかし、今回の法改正によって、改善指導や教科指導が刑法上に規定されたことで、受刑者の中で、例えば高齢、障害があることで作業に適さない者や、作業より改善指導、教科指導を行った方が有効な受刑者に対し、作業の実施を前提とせずに、その特性を踏まえた矯正処遇を展開することができるようになります。

また、受刑者の特性に応じた処遇を効果的・効率的に実現するために、矯正処遇課程を導入することとなりました。これまでは、犯罪傾向の進捗（再犯の可能性等）によって受刑者を分類し、集団を編成して処遇していましたが、拘禁刑下では、矯正処遇等の効果的な実施を図るため、受刑者の年齢、資質、環境その他の事情に応じた処遇指標を指定し、集団編成を行うこととなります。高齢、障害等の受刑者の特性に応じた基本的な処遇類型を設け、この類型ごとに処遇の目標、作業と指導の組み合わせ、処遇上配慮すべき事項等を規定しています。この類型に基づいて集団を編成しつつ、個々の事情も考慮して処遇を実施することで、受刑者の特性に応じた処遇を効果的・効率的に実施することが可能になります。

令和5年12月には、刑事収容施設法において、社会復帰支援を実施することが刑事施設の長の責務として明確に規定され、釈放後の生活を見据えた就労支援、居住支援を始めとした円滑な社会復帰のための各種支援の充実が図られています。拘禁刑下では、高齢、知的障害等の特性に配慮した処遇を行う必要性が特に高い者に対して、刑事施設の長の直轄に設置された「個別支援処遇推進チーム」による多職種の職員でのチーム処遇を実施することで、本人に寄り添った柔軟な処遇及び社会復帰支援が可能となります。



改善指導の実施状況



他職種連携によるチーム処遇

拘禁刑創設により、刑事施設は大きな変革期を迎えていますが、再犯防止にとって重要なのは、刑事施設を出た後の人々の受け皿となって支えていく社会づくりであり、地方公共団体をはじめとする地域社会との連携が不可欠となります。引き続き、御理解、御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

（２）埼玉県の実組等

- 埼玉県においては、平成 22（2010）年 5 月に「埼玉県地域生活定着支援センター」を設置し、刑務所等の出所後も帰住先のない高齢者や障害者等の福祉の支援を必要とする者に対して、出所後の円滑な社会復帰を果たすための調整等を行っています。
- また、令和 3（2021）年 3 月には、再犯防止推進法第 8 条第 1 項に規定する「地方再犯防止推進計画」として、第 1 期埼玉県再犯防止推進計画が策定され、さらに、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度を計画期間とする第 2 期埼玉県再犯防止推進計画が、令和 6（2024）年 3 月に策定されました。

（３）本市の実組等

- 本市は、第 1 期計画において、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び地域社会の一員として生活を送れるよう更生支援を推進することで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを基本目標に、次の 5 つの重点項目について、取組を進めました。
 - ① 就労・住居の確保等のための取組
 - ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
 - ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
 - ④ 犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組
 - ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組
- 第 1 期計画策定後に、再犯防止に関する施策について、専門的かつ多様な意見を聴取するため、「さいたま市再犯防止推進協議会」を設置し、学識経験者や国、保護司を始めとする民間協力者等との連携強化を図ってきました。
- また、令和 5（2023）年には、さいたま市教育委員会が、埼玉県警察、さいたま少年鑑別所（法務少年支援センター）、埼玉県教育委員会と「少年の健全育成に関する協定」を締結し、少年の非行等の未然防止と立ち直りに係る支援の一層の推進に取り組んでいます。
- 相談体制の充実という観点では、第 1 期計画の期間中に、就労や住居に関する相談や福祉の様々な課題を抱えた方等の相談を包括的に受け止め、相

談内容に応じた必要な支援のコーディネートを行う福祉の総合相談窓口として、「福祉まるごと相談窓口」を設置し、犯罪をした人等も含む包括的な支援体制の整備を進めてきました。また、母子保健と児童福祉の相談機能を統合した、「こども家庭センター」を各区へ設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目ない支援を推進しています。

- 保護司については、令和6（2024）年の滋賀県大津市における事件を受け、保護観察対象者との面接場所の確保が課題となっています。そこで、令和6（2024）年11月から面接場所として区役所の貸出を開始するなど、保護司の活動支援に取り組んでいます。また、全国的な保護司の減少を受け、市職員退職者に対して保護司の活動を周知し、保護司の安定的確保に向けた支援強化に努めているところです。
- さらに、令和7（2025）年には、更生保護のシンボルである「幸福の黄色い羽根」を、市議会議員及び執行部が6月定例会において着用することで、更生保護の周知啓発に全市を挙げて取り組みました。

5 第2期計画の基本目標

- 第1期計画を継承し、第2期計画の基本目標を以下のとおり定めます。

犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び地域社会の一員として生活を送れるよう更生支援を推進することで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目指します。

6 計画の基本方針及び重点項目

- 基本目標の実現に向け、本市は市民に身近な行政機関として、再犯の防止等に関する取組を推進するため、次の5つを基本方針とします。
- なお、国等と連携した施策の推進を図るため、国の再犯防止推進計画に掲げられている基本方針を踏まえたものとします。

＜基本方針＞

- 1 国等の関係機関や民間の団体等との緊密な連携協力を確保し、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組みます。
- 2 国等との適切な役割分担を踏まえて、必要な支援を切れ目なく実施することにより、再犯の防止につなげます。
- 3 再犯の防止等に関する取組は、犯罪被害者等の存在を十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。
- 4 犯罪等の実態を踏まえ、民間の団体その他の関係者から意見聴取をする等して、社会情勢等に応じた取組を実施します。
- 5 再犯の防止等に関する取組を広報すること等により、広く市民の関心と理解を醸成します。

- また、これらの基本方針を踏まえて、次の重点項目に取り組みます。
- 国の第2次計画を踏まえ、第1期計画における5つの重点項目を整理し、7項目とします。

＜重点項目＞

- 1 就労・住居の確保等のための取組
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組
- 5 民間協力者の活動の促進のための取組
- 6 国・民間団体等との連携強化の取組
- 7 広報・啓発活動の推進等のための取組

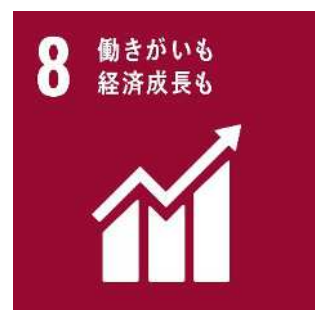
7 計画の期間

- 本計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。

8 S D G s（持続可能な開発目標）の視点を生かした取組の推進

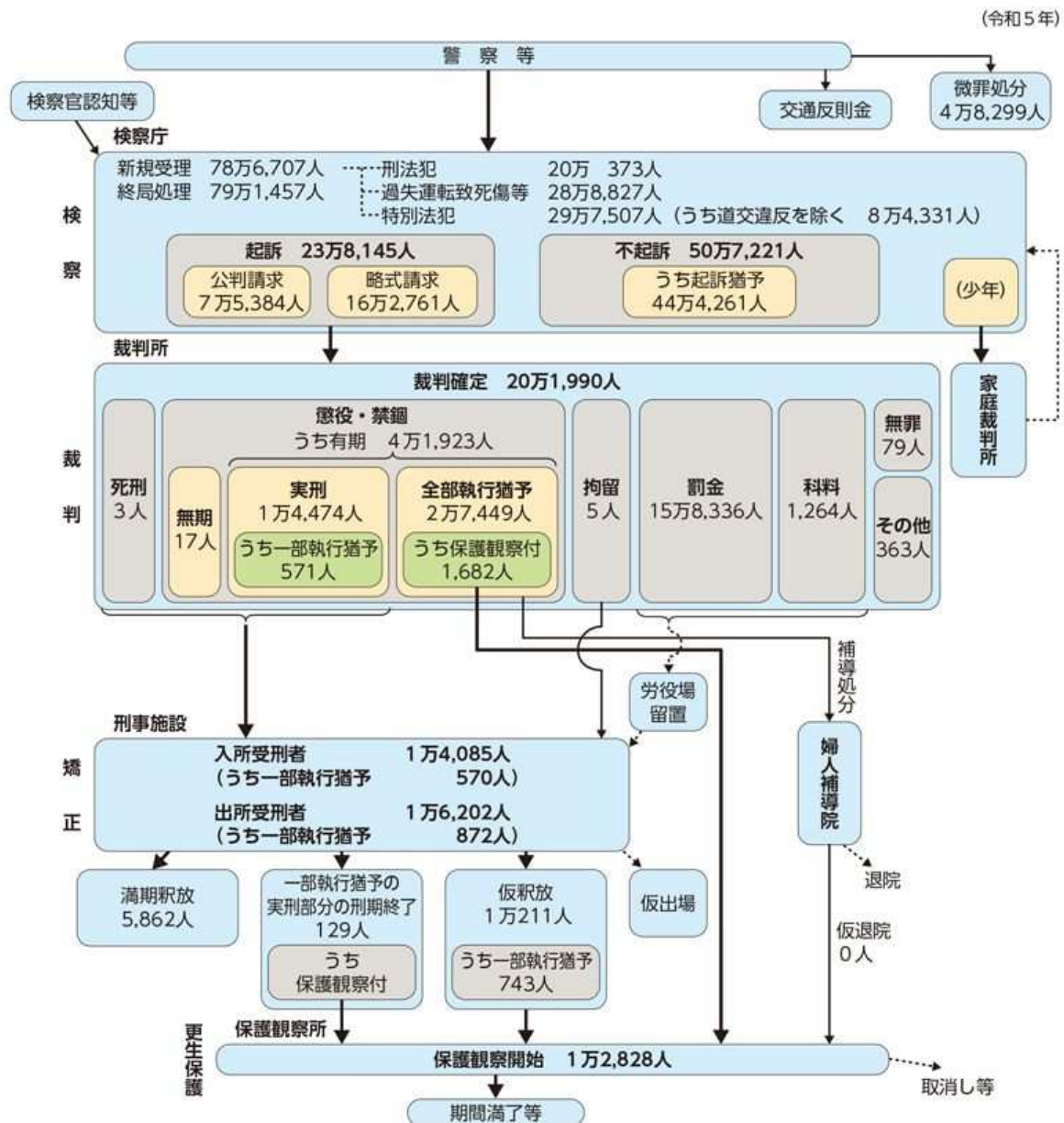
- S D G s は、「Sustainable Development Goals」の略で、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標です。
- 持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に対する総合的な取組が示されています。
- 本市の再犯防止に係る施策については、国や県と足並みをそろえ、以下の 6 つの S D G s の達成に寄与できるよう取組を推進していきます。

本計画と関連性の強い S D G s のゴール



第2章 再犯の防止等を取り巻く状況

1 犯罪者処遇の概要



- 注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報及び保護統計年報による。
- 2 各人員は令和5年の人員であり、少年を含む。
- 3 「微罪処分」は、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領（遺失物等横領を含む。）等の20歳以上の者による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。
- 4 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
- 5 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。
- 6 「保護観察開始」の人員は、仮釈放者、保護観察付全部執行猶予者、保護観察付一部執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限り、事件単位の延べ人員である。
- 7 「裁判確定」の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。

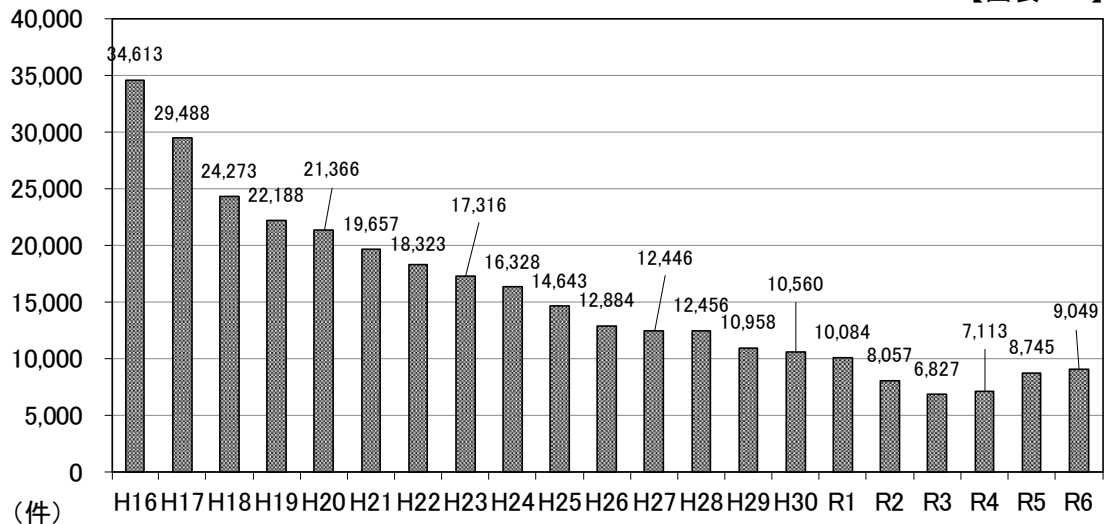
出典：令和6年版犯罪白書

2 さいたま市における犯罪の発生状況

(1) 刑法犯認知件数の推移

- 本市の刑法犯認知件数は、平成 16 (2004) 年をピークに減少傾向が続き、令和 3 (2021) 年は、ピーク時の約 5 分の 1 以下の水準まで減少しました。令和 5 (2023) 年以降は、国の動向と同じく、微増に転じています。

【図表 2-1】

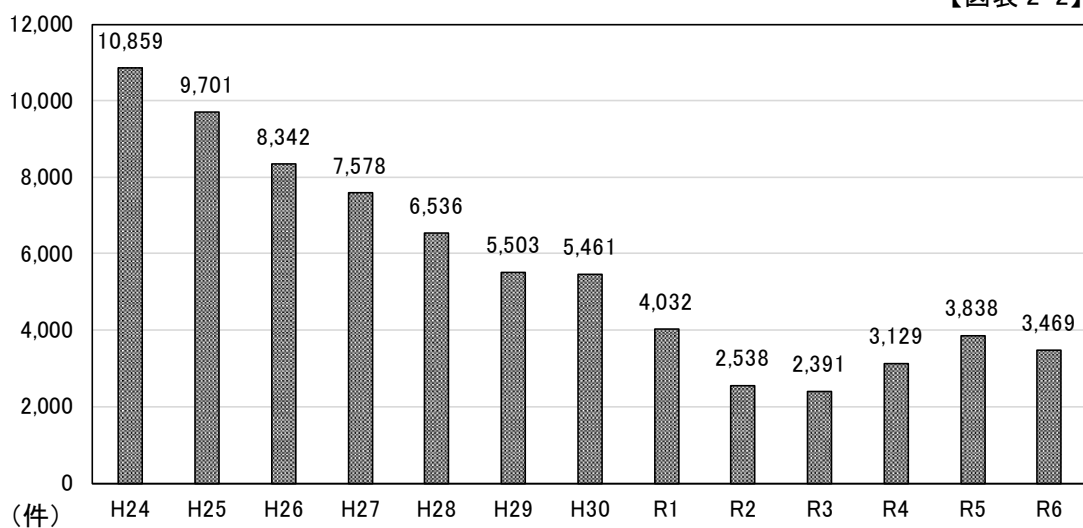


※資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

(2) 不良行為少年補導件数の推移

- 本市（蓮田市を含む）の不良行為少年補導件数は、平成 21 (2009) 年をピークに減少傾向にありましたが、令和 4 (2022) 年、令和 5 年 (2023) 年は、増加に転じています。

【図表 2-2】

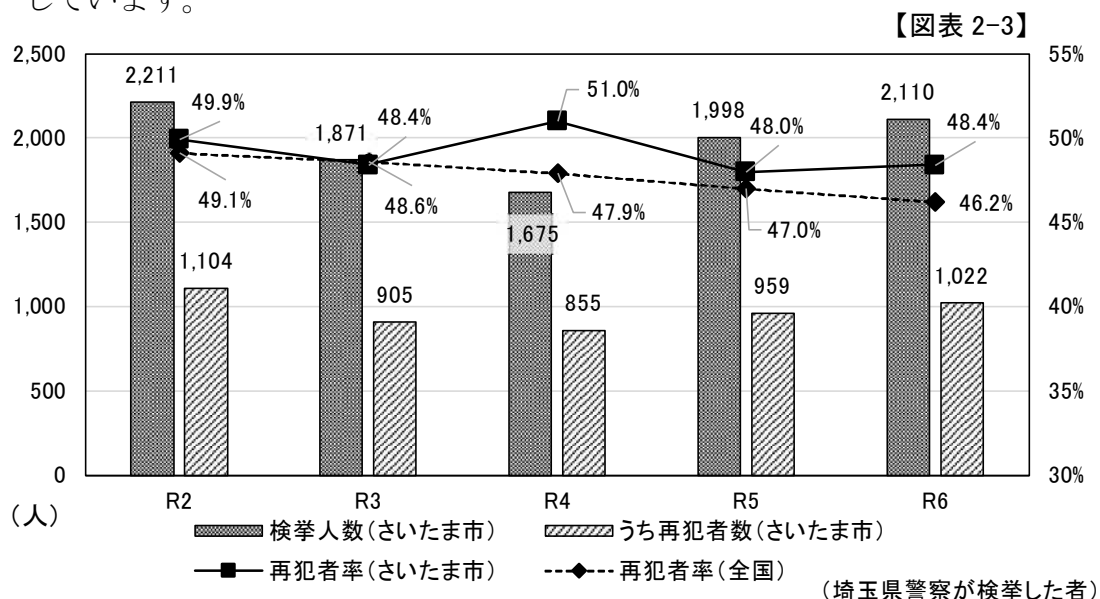


※資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

※さいたま市を管轄する 7 警察署（浦和署、浦和東署、浦和西署、大宮署、大宮東署、大宮西署及び岩槻署（管轄に蓮田市を含む。））の合計

(3) 本市における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

- 本市（蓮田市を含む）の検挙人数中の再犯者率については、50%前後で推移しています。



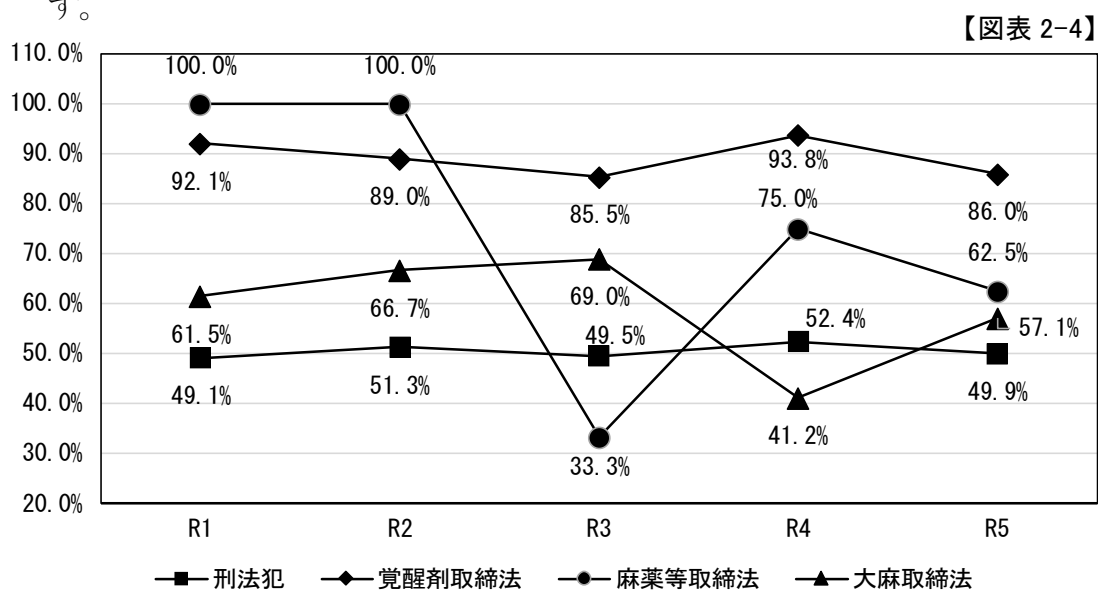
※資料：埼玉県警察統計資料に基づくさいたま市作成資料

※犯罪統計上の再犯者とは、刑法犯・特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有する者（前科又は前歴を有する者であるため、14歳に満たない少年は含まず。）をいう。

※さいたま市を管轄する7警察署（浦和署、浦和東署、浦和西署、大宮署、大宮東署、大宮西署及び岩槻署（管轄に蓮田市を含む。））の合計

(4) 本市における罪種別再犯者率の推移（少年を除く）

- 本市（蓮田市を含む）における罪種別再犯者率を比較すると、刑法犯に比べて覚醒剤取締法違反等の薬物犯罪において再犯者率が高い傾向があります。

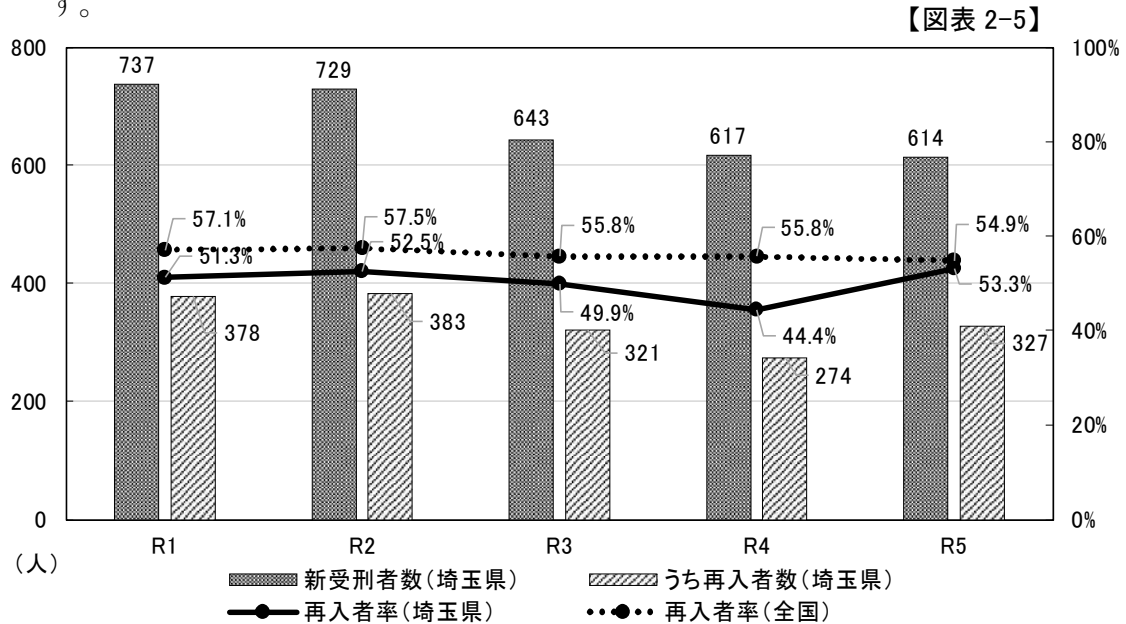


※法務省関東矯正管区提供データに基づき作成

3 さいたま市を取り巻く再犯に関する状況

(1) 埼玉県における新受刑者中の再入者数及び再入者率

- 埼玉県の再入者率は全国平均を下回るものの、50%前後で推移しています。

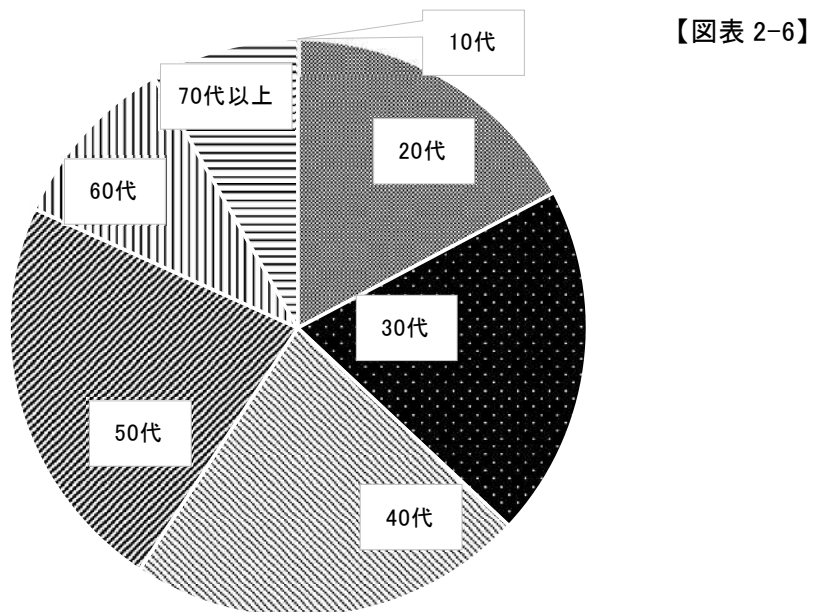


(再入所に係る犯行時の居住地が埼玉県であった者)

※出典：法務省関東矯正管区提供データに基づき作成

(2) 埼玉県における新受刑者の年齢構成（令和5（2023）年）

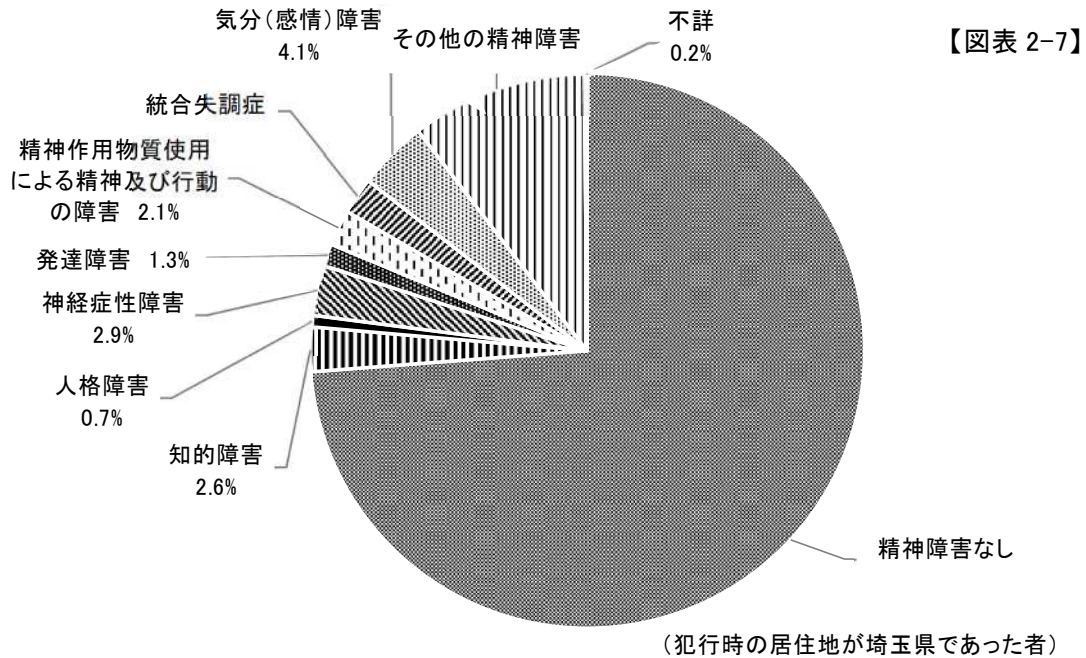
- 埼玉県の令和5（2023）年の新受刑者は、50歳代の23%が最も多く、次いで40歳代、30歳代、20歳代の順となっています。



※出典：法務省関東矯正管区提供データに基づき作成

(3) 埼玉県における新受刑者の刑事施設入所時における精神診断の結果
(令和5(2023)年)

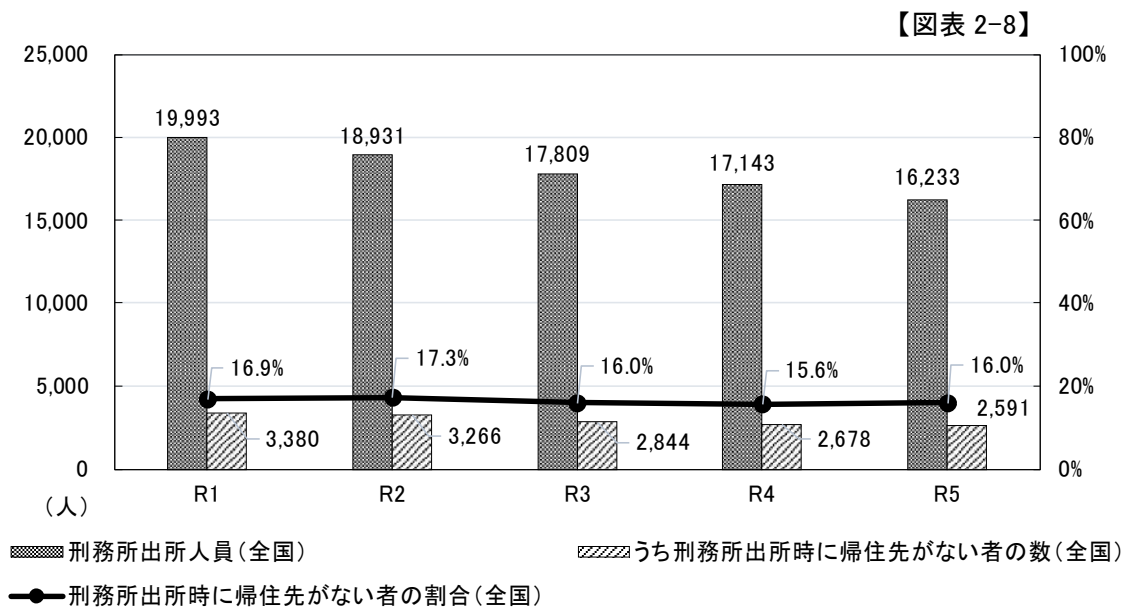
- 埼玉県の令和5(2023)年の新受刑者のうち、入所時に精神障害を有する人は約4人に1人を占めています。



※出典：法務省関東矯正管区提供データに基づき作成

(4) 全国における刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合

- 全国の場合では、刑務所出所時に帰住先がない人の割合は、16%前後を推移しています。

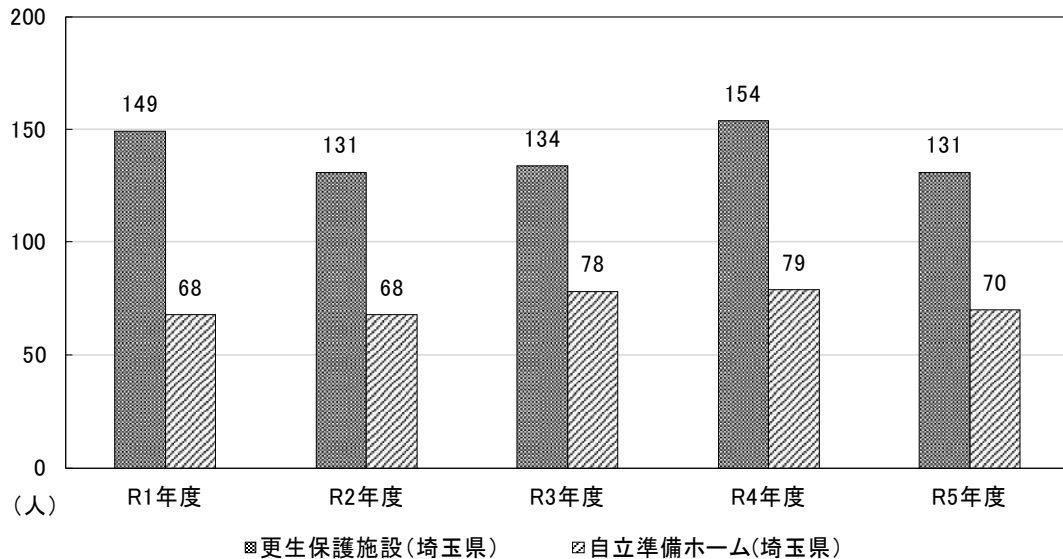


※出典：再犯防止推進白書に基づくさいたま市作成資料

(5) 埼玉県内の更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数

- 埼玉県内の更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した人は、例年、200 人程度で推移しています。

【図表 2-9】

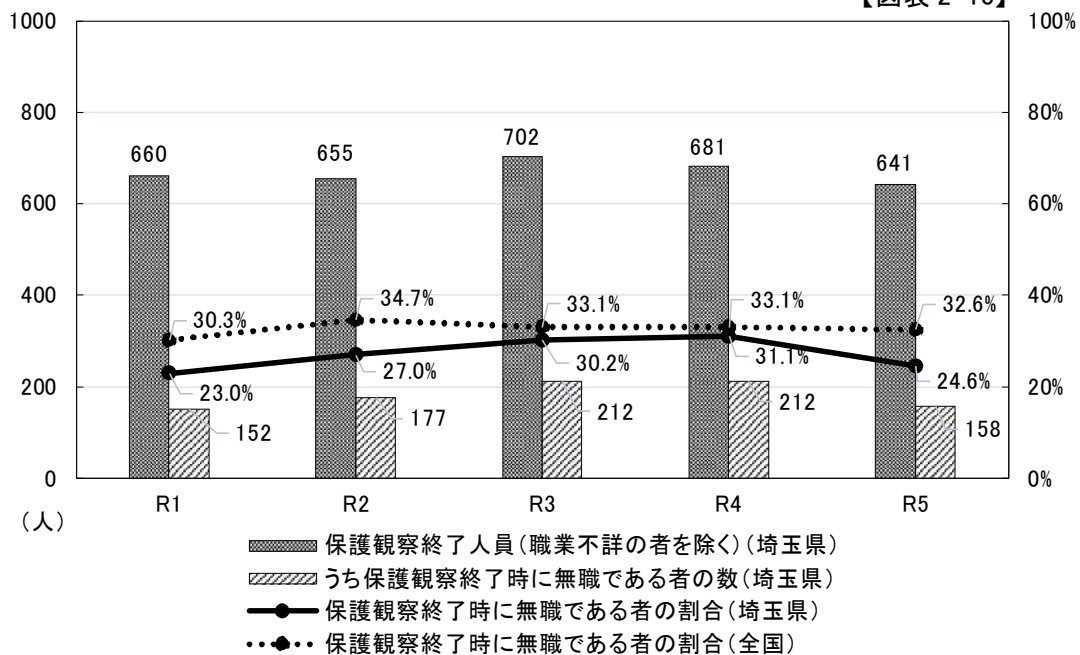


※出典：法務省による集計

(6) 埼玉県における保護観察終了時に無職である者の数及びその割合 (仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者)

- 埼玉県の保護観察終了時に無職である人の割合は、全国平均を下回るものの、20%から 30%台を推移しています。

【図表 2-10】

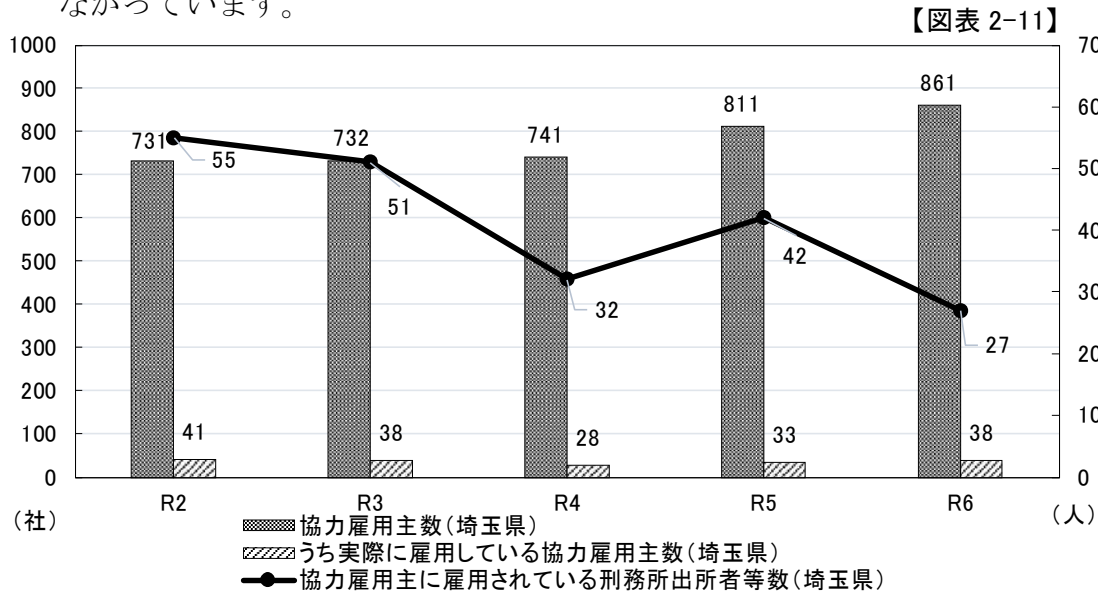


(さいたま保護観察所における保護観察終了者)

※出典：法務省による集計

(7) 埼玉県における協力雇用主数、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数の状況（各年4月1日現在）

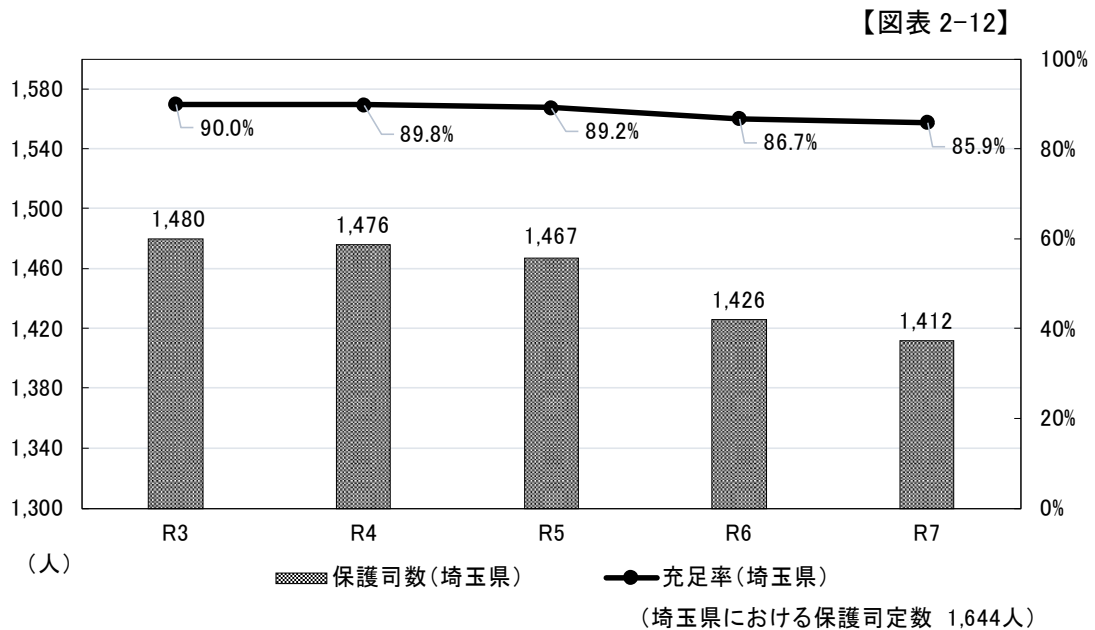
- 埼玉県内の協力雇用主数は増加し続けており、刑務所出所者等の雇用につながっています。



※出典：法務省による集計

(8) 埼玉県における保護司数及び保護司充足率（各年1月1日現在）

- 埼玉県内の保護司数及び保護司充足率は減少傾向にあります。



※出典：法務省による集計

4 統計データを踏まえた重点項目の展開

- 以上の統計データから見える課題を踏まえ、以下の視点で7つの重点項目の取組を展開します。

統計データから見える 現状・課題	対応する 重点項目	取組の視点
● 刑法犯認知件数が増加に転じている【図表 2-1】 ● 再犯者率及び再入者率が全体の約半数を占める割合で推移している。【図表 2-3、2-5】	全て	● 再犯を防止し、再犯者数を抑制するため、多角的な観点から重点項目の各取組を推進する。 ⇒成果指標「再犯者数」
● 新受刑者の年齢構成が、10代から70代以上まで幅広く分布している。【図表 2-6】	1、2、3、4	● 年代やその人の特性、抱える課題を踏まえ、その人に応じた支援を実施する。
● 新受刑者のうち、入所時に精神障害を有する人は約4人に1人を占める。【図表 2-7】 ● 刑法犯に比較して、薬物犯罪における再犯者率が高い。【図表 2-4】	2、4	● 精神障害や薬物依存を有する人の再犯を防ぐため、その人の特性に応じた保健医療・福祉サービスの適切な利用につなげるなど、支援を推進する。 ⇒成果指標「再犯者数」
● 不良行為少年補導件数が増加傾向に転じている。【図表 2-2】	3	● 未成年の非行を防止するため、学校と連携した就学支援等の取組を推進する。 ⇒成果指標「再犯者数」
● 刑務所出所時に帰住先がない人が16%前後にのぼる。【図表 2-8】 ● 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した人が200人程度にのぼる。【図表 2-9】	1、6	● 出所後の住居が確保されないと地域社会における生活の基盤が安定せず、再犯に至りやすいことから、住居確保の支援を推進する。 ● 一次的な居場所となる更生保護施設や自立準備ホーム等の民間施設と連携し、その後の安定的な住居確保に努める。 ⇒成果指標「再犯者数」
● 保護観察終了時に無職である人の割合が20%から30%台にのぼる。【図表 2-10】 ● 協力雇用主数は増加し続けており、刑務所出所者等の雇用につながっている。【図表 2-11】	1、6、7	● 無職である人は地域社会における生活の基盤が安定せず、再犯に至りやすいことから、就労に向けた相談・支援等の充実を図る。 ● 協力雇用主の開拓や社会的評価の向上に努める。 ⇒成果指標「再犯者数」
● 保護司数及び保護司充足率は減少傾向にある。【図表 2-12】	5、7	● 保護司を始めとする更生保護ボランティアが地域の再犯防止を担っていることから、保護司の確保や活動支援に努める。 ● 再犯防止や更生保護の理念を地域に広げ、孤立させない支え合いの地域づくりを推進する。 ⇒成果指標「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う人の割合」、「社会を明るくする運動の認知度」、「保護司の認知度」

第3章 関連する施策の展開

1 就労・住居の確保等のための取組

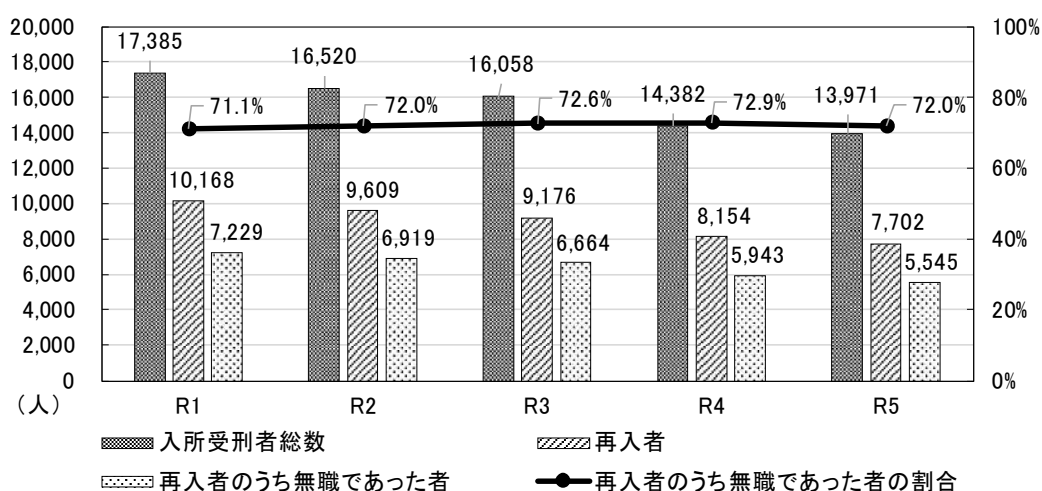
(1) 就労の確保等

現状と本市における取組の方向性

- 全国で、刑務所等に再び入所した者（再入者）のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっております。不安定な就労状況が再犯リスクに結び付きやすいことから、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要です。
- 犯罪をした者等の求職活動は、前科等があることや必要な知識・資格等を有していないことから困難が大きく、また就職しても人間関係のトラブル等の理由により、早期に離職してしまうことも少なくありません。
- 国においては、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練・指導の実施、矯正就労支援情報センター（通称：コレワーク）の設置をはじめとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所者等就労奨励金制度の拡充、保護観察対象者の直接雇用等、様々な施策が実施されています。
- 本市においても、安定的な就労や継続した就労状況を確保するため、就職に向けた相談体制や支援策を充実するとともに、協力雇用主の増加を促進するための取組等を進めてまいります。

全国における再入者のうち無職であった者の割合

【図表 3-1】



注 1 犯行時の就労状況による。 2 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
3 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。

※資料：犯罪白書に基づくさいたま市作成資料

再犯の防止等に関連する本市の取組

① 就職に向けた相談・支援等の充実

1	ワークステーションさいたま
国と協働で運営する就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、働く意欲を持つあらゆる求職者を対象に、職業相談・紹介、内職等相談、家庭と仕事の両立相談、キャリアコンサルティングやセミナー等の就労支援を行います。	
経済局 商工観光部 労働政策課	

2	地域若者サポートステーションさいたま
国と協働で運営する「地域若者サポートステーションさいたま」において、働くことに悩みを抱える若年無業者等の職業的自立に向けて、キャリアカウンセリングや心理相談、セミナーのほか、家族を対象とした相談等の支援を行います。	
経済局 商工観光部 労働政策課	

3	さいたま市若者自立支援ルーム
「さいたま市若者自立支援ルーム」において、社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施します。	
子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課	

4	福祉まるごと相談窓口（就労に関する支援）
福祉まるごと相談窓口において、生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づき住居確保給付金の支給、就労支援、家計改善支援等、自立に向けた歩みを進めていけるよう関係機関と連携した包括的な支援を実施します。 就労支援としては、就労に必要な基礎能力向上のための就労準備支援や、就労体験や支援付きの雇用を提供する就労訓練事業を実施します。	
福祉局 生活福祉部 生活福祉課	

5	ジョブスポット
各区役所内にハローワークの職業相談員が常駐する「ジョブスポット」を設置し、福祉事務所と連携しながら、職業相談、職業紹介等の就労支援を実施します。	
福祉局 生活福祉部 生活福祉課	

6	さいたま市セカンドライフ支援センター
「セカンドライフ支援センター」において、おおむね50歳以上の中高年齢層の方に、ボランティア、就労、地域活動等に関する相談・情報提供を行い、地域社会への参加促進を支援します。	
福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	

7	障害者への就労支援
障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるように、就職に関する相談、各種講座等の実施、ハローワーク等の関係機関と連携して就職を支援するとともに、就職後のジョブコーチによる定着支援等を実施します。	
福祉局 障害福祉部 障害者総合支援センター	

8	ボランティアセンター機能の充実
ボランティア活動に関する相談・コーディネート・啓発・情報提供等を行い、ボランティア活動の推進を図ります。	
福祉局 生活福祉部 地域福祉推進室（市社会福祉協議会）	

② 犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上

9	協力雇用主への競争入札参加資格審査における加点
建設工事に係る競争入札参加資格審査において、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける「協力雇用主」へ加点を行うことで、再犯の防止等の取組を促進します。	
財政局 契約管理部 契約課	

10	協力雇用主に関する企業への周知
市ホームページへの掲載や広報用チラシの設置等を通じて、協力雇用主に対する支援制度等の広報を実施します。	
経済局 商工観光部 労働政策課	

11	市内企業におけるCSR・SDGs活動の促進
自らの事業活動の維持・拡大を図りつつ、社会的健全性を両立させる企業経営の推進を図ろうとする意欲のある市内企業の支援を行っています。 CSR・SDGs活動には、刑余者等の社会参画を促進し、ダイバーシティ（多様性）を実現する取組が含まれます。多くの事業者におけるCSR・SDGs経営の促進を図るとともに、事業者の活動に対する市民理解を促します	
経済局 商工観光部 経済政策課	

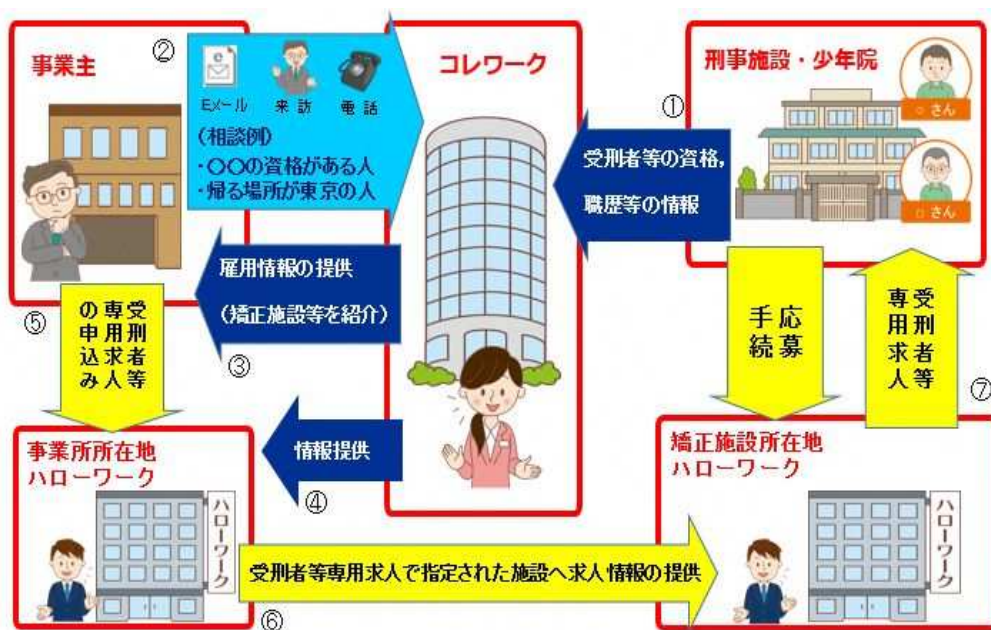
【国の取組】 コレワーク（矯正就労支援情報センター）の取組

刑務所出所者等の再犯防止に向けた就労支援の一環として、コレワークでは、事業主の方が刑務所出所者等を雇用するための各種サポートを行っています。

まず、刑務所出所者等の雇用を検討されている事業主の方に対して、雇用ニーズにマッチする者を収容する刑事施設、少年院をデータベースから検索し、御紹介します。この情報をもとに、事業主の方がハローワークにて「受刑者等専用求人」（一般の方は見ることのできない非公開の求人）を申し込んでいただくことで、指定の刑事施設等で求人が展開されることとなります。

また、事業主の方に、矯正施設及び保護の基本的事項や就労支援の実情、雇用に関する支援制度や手続きを分かりやすく紹介する「雇用支援セミナー」、矯正施設を実際に見て感じていただく「スタディツアー」等を開催しています。

なお、令和6年度には、協力雇用主の団体である「職親プロジェクト関東事務局」と連携した雇用支援セミナーを計3回開催しました。



コレワーク関東

〒330-0081

さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館1階

※お問合せは フリーダイヤル 0120-29-5089

【民間の取組】 私が思う協力雇用主の役目

(白石工業株式会社 会長 白石宏行)

私が白石工業に入社して45年目になります。入社した時には、父親である先代の社長は既にいろいろな所から頼まれ、不幸にして罪を犯してしまった人を数人雇っていました。私は、毎日、その人達と一緒に、建設現場で汗を流し働きました。

その後、私が社長となり、現在も保護観察所・更生保護施設・ハローワークを通して、矯正施設の出所者を受け入れています。

現在、建設業は、どこの会社も人手不足です。真面目に長く働いてくれる人が欲しいですが、採用にあたっては、出所者が社会に復帰し、その後の方向性が決まるまでの間、一時的に生活をする場所でも良いと考えています。短い時間の面接を経て採用を決めているため、働き始めた後、お互いに会社の事や対象者の性格が分かってきます。長く働くのか、働きながら他の仕事を探すのかの判断は、対象者本人の意思に任せており、決断した際に、私どもに気持ちを伝えてくれれば良いと考えております。

平成17(2005)年から現在までに、203人の出所者を受け入れました。今年で19年目になる人をはじめ、現在、28人が頑張っている。新たに、犯罪をした人を雇用する際には、犯歴によっては、再犯をするのではと心配することもあります。

今度こそやり直すんだと思っても、事件を起こす前の借金や税金の滞納がある等の課題を抱えた出所者も多い状況です。その人達が、それらを「返済する」と決めて、初めて、スタートラインに立ったことになると思いますので、課題解決に向けて、一緒に、考えていきたいと思っています。

協力雇用主として受け入れた人の中には、現在、10年以上が10人、5年以上が10人、数年の人が8人働いており、職場のリーダーとなっている人もいます。

協力雇用主は、様々な苦勞がありますが、人が変わっていく姿を身近で見ることができ、とてもやりがいのある仕事です。

「早期離職防止の取組」について掲載予定

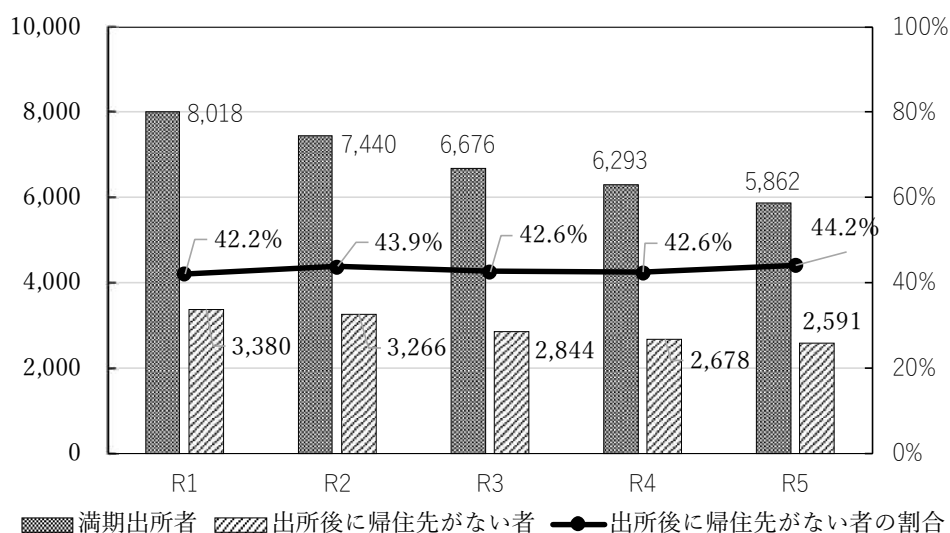
(2) 住居の確保等

現状と本市における取組の方向性

- 適切な住居の確保は、地域社会において、安定した生活を送るための大前提であり、再犯の防止等を図る上でも非常に重要となります。
- 国においては、受刑者等の釈放後における生活環境の調整の充実、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保等、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきました。
- しかしながら、依然として、満期釈放者のうちの約4割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していることや、出所後、更生保護施設等に入所できても、その後の地域における定住先の確保が円滑に進まない場合があるなどの課題もあります。
- 本市においても、住宅セーフティネット制度の活用や低額所得者への市営住宅の提供等、地域で適切な住居を確保するための取組を進めてまいります。

【図表 3-2】

全国における刑事施設を満期で出所した者のうち、帰住先がない者の割合

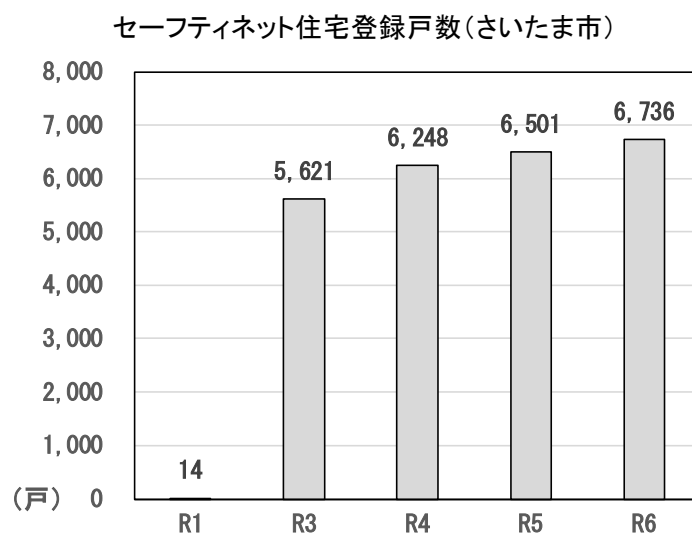


注 1 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。

注 2 「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

※資料：矯正統計年報に基づくさいたま市作成資料

【図表 3-3】



※資料：住宅政策課提供資料により作成

再犯の防止等に関連する本市の取組

1 2	市営住宅への入居支援
現に住宅に困窮していることが明らかな低額所得者に、低廉な家賃で住宅を提供します。	
建設局 建築部 住宅政策課	

1 3	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給の促進
保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者が円滑に賃貸住宅に入居できるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度について、普及や利用促進を図ります。	
建設局 建築部 住宅政策課	

1 4	障害者の居住場所の確保
障害者が自ら選択した地域で生活するための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。	
福祉局 障害福祉部 障害政策課	

1 5	福祉まると相談窓口（居住に関する支援）
福祉まると相談窓口において、生活に困窮している方に対し、生活困窮者自立支援法に基づき住居確保給付金の支給、就労支援、家計改善支援等、自立に向けた歩みを進めていけるよう関係機関と連携した包括的な支援を実施します。 住居確保給付金は、離職等により経済的に困窮し、住居を喪失又はそのおそれの高い方に、求職活動を行うことなどを条件に、一定期間家賃相当額を支給します。 加えて、収入が減少し家計改善のため家賃の低廉な住宅に転居する必要がある方を対象に転居費用を支給します。 また、住まい相談支援員を配置し、住まいに関する包括的な相談支援を実施するとともに、転居支援や居住を継続するための見守り等の支援を実施します。	
福祉局 生活福祉部 生活福祉課	

1 6	ホームレスの自立に向けた巡回相談支援
ホームレスが自らの意思で自立できるよう、専門相談員による巡回相談を実施し、ホームレスとの関係性を構築するとともに、生活や健康面の相談や年金受給の手続き、医療機関への受診勧奨等、対象者の希望や状況に応じた支援を福祉事務所等の関係機関と連携して実施します。	
福祉局 生活福祉部 生活福祉課	

【民間の取組】 更生保護施設の役割や処遇プログラムについて

(更生保護法人清心寮)

1 釈放から生活自立の定着までを一貫して支える改善更生プログラム

身寄りのない刑務所釈放者等を受け入れ、①寝食の心配をせずに安心して社会生活の移行に専念できるようにするため、当座の衣食住を整える支援、②社会復帰に必要な手続き等の支援（住民登録、社会保険手続き、携帯電話の契約、運転免許の更新等）、③社会生活のもとになる生活基盤（仕事と住居）を確保するための支援等を実施し、働きながら生活資金を貯えさせて、社会生活自立に移行させます。

その後は、訪問支援員が一人で立ち直りに取り組む彼らの住居を定期的に訪問し、生活状況を確認しつつ、○中長期的に機能する生活基盤の定着支援、○誤った生き方に戻らないように、再犯リスクを抑えるための指導、○地域社会と融和する生活行動の指導助言などを行います。

2 高齢者等社会復帰が困難な状況にある釈放者等への支援

清心寮は、法務省から福祉重点施設に指定され、高齢者や障害のある刑務所釈放者等を受け入れて、介護支援、障害者支援、生活保護など福祉の力を借りた社会生活自立への移行を後押ししています。本人の事情や特性を把握し、どのような福祉サービスを必要としているか本人の希望を尊重しつつ、自治体や福祉施設への取次ぎや福祉施設などで健全な生活自立が営めるようにするための生活指導に努めています。

3 薬物依存回復プログラムの推進

薬物依存者に対して、国の委託により薬物依存回復プログラムを実施しています。生活改善のプログラムと相まって、認知行動療法に基づく体系的な依存回復指導を進めています。退所後も、プログラムを提供するなど、長期的な薬物離脱を後押ししています。

4 社会との交流

地域ボランティアの協力を得て、絵手紙教室、料理教室、食事会、地域清掃活動などを実施し、地域社会と交流したり、社会貢献を行うなど、社会性を育む取組みを続けています。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

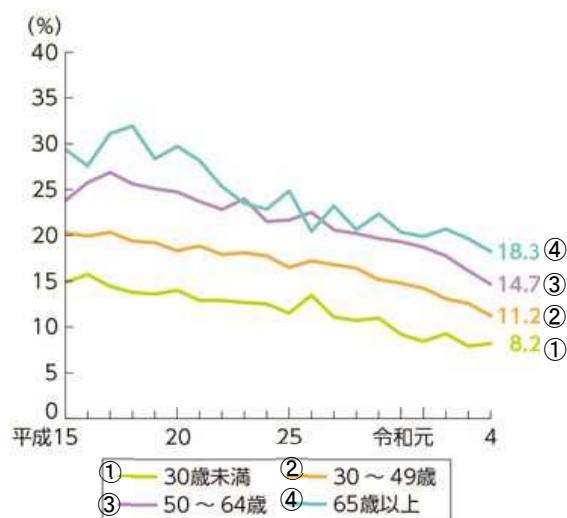
(1) 高齢者又は障害者等への支援等

現状と本市における取組の方向性

- 高齢者の2年以内再入率は他の世代に比べて高く、全国で刑法犯の検挙人員に占める高齢者（65歳以上の者）の割合は2割弱となっています。
- また、知的障害のある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。
- 国においては、これまで、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ者がいることを踏まえ、矯正施設在所中の段階から、高齢者又は障害のある者等に対して必要な指導を実施するなどして、福祉的支援についての理解の促進や動機付けを図ってきました。さらに、これらの受刑者等が矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を受けられるよう、矯正施設、更生保護官署、更生保護施設、地域生活定着支援センター及びその他の保健医療・福祉関係機関が連携して特別調整等を行う取組（出口支援）を実施してきました。
- さらに、検察庁において、知的障害のある被疑者や高齢の被疑者等、福祉的支援を必要とする起訴猶予者等について、弁護士や福祉専門職、保護観察所等の関係機関・団体と連携し、身柄釈放時に福祉サービスに橋渡しをする等の取組（入口支援）を実施してきました。
- 本市においても、市民に身近な行政機関として、支援を必要とする方が、犯罪を犯した人等に限らず、高齢者や障害者等が適切な保健医療・福祉サービスを利用し、地域で自分らしく安心して生活が送れるよう、包括的な支援体制の整備を進めていきます。

【図表 3-4】

全国における出所受刑者の2年以内再入率の推移(年齢層別)



※出典：令和5年版犯罪白書に基づきさいたま市加筆

再犯の防止等に関連する本市の取組

① 保健医療・福祉サービスの提供に関する取組

17	福祉まるごと相談窓口（包括的な支援）
複雑化・複合化した課題等を抱える相談者に対応するために、福祉まるごと相談窓口の相談支援員が、課題を解きほぐし、活用可能な制度説明や各相談支援機関への適切なつなぎを行う等、課題解決に向けた包括的な支援を実施します。	
福祉局 生活福祉部 生活福祉課	

18	コミュニティソーシャルワーカーの配置
各区にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、制度の狭間にある生活課題を抱えた人や自ら支援を求めることができない人等への伴走型支援を実施します。	
福祉局 生活福祉部 地域福祉推進室	

6【再掲】	さいたま市セカンドライフ支援センター
「セカンドライフ支援センター」において、おおむね50歳以上の中高年齢層の方に、ボランティア、就労、地域活動等に関する相談・情報提供を行い、地域社会への参加促進を支援します。	
福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	

19	シニアサポートセンター（地域包括支援センター）
「シニアサポートセンター（地域包括支援センター）」において、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心した生活ができるよう、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となり、総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業等を実施します。	
福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	

20	認知症高齢者等の支援
認知症の方の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症を正しく理解する認知症サポーターや地域でボランティア活動を行うおれんじパートナーの養成、早期診断・早期対応を行うもの忘れ検診、認知症初期集中支援チームによる支援等を行い、認知症の予防から、重度の方への対応、その介護者への対応まで切れ目ない支援に取り組みます。	
福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	

21	介護予防
ますます元気教室などの介護予防教室を開催するとともに、高齢者自身が身近な場所で継続して運動できるよう、いきいき百歳体操の自主グループ等が活動する住民主体の通いの場の拡充に努めます。 また、リハビリテーション専門職等を地域の高齢者サロン等へ派遣することにより、地域の介護予防の機能強化に取り組みます。	
福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	

2 2	高齢者見守り活動の推進
市社会福祉協議会と連携した地区社会福祉協議会の見守り活動への支援等により、地域の実情に合わせて実施される支え合い活動の活性化を図ります。	
福祉局 生活福祉部 高齢福祉課	

2 3	成年後見制度の利用促進
「成年後見制度利用促進法」に基づき、高齢・障害者権利擁護センターを中核に、地域の関係機関等と連携して、成年後見制度の広報、相談対応、市民後見人の養成及び活動支援等を行い、高齢者及び障害者の権利擁護を進めます。	
福祉局 長寿応援部 高齢福祉課 ・ 福祉局 障害福祉部 障害福祉課	

2 4	障害者の権利擁護
障害者や障害に対する偏見や差別をなくすため、「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」（ノーマライゼーション条例）の理念や、障害者に対する理解を深めるための各種啓発活動を実施し、障害のあるなしに関わらず、誰もが権利の主体として互いに尊重し、安心して共に生活を送ることができる地域社会をつくることを目指します。	
福祉局 障害福祉部 障害政策課	

2 5	障害者の社会参加の促進
①就労移行支援や就労継続支援A型・B型等の障害福祉サービスの利用を通じて、就労に向けた訓練の機会を提供します。 ②また、地域活動支援センターの利用を通じて創作的活動や生産活動の機会を提供する等、施設・サービスの利用につなげることで、障害のある方の社会参加の促進を図ります。	
福祉局 障害福祉部 ①障害福祉課 ②障害政策課	

2 6	障害者生活支援センター
障害者生活支援センターにおいて、住まいや日常生活等暮らしに関する相談支援を実施します。また、差別や虐待等権利侵害の通報や相談受付、教育や就労に関する相談や情報の提供等、障害者が抱える課題について、1人ひとりに応じたサービス利用援助を実施します。	
福祉局 障害福祉部 障害福祉課	

7【再掲】	障害者への就労支援
障害者が地域で安心して自立した生活を送ることができるように、就職に関する相談、各種講座等の実施、ハローワーク等の関係機関と連携して就職を支援するとともに、就職後のジョブコーチによる定着支援等を実施します。	
福祉局 障害福祉部 障害者総合支援センター	

14【再掲】	障害者の居住場所の確保
障害者が自ら選択した地域で生活するための住まいの場として、グループホームの整備を促進します。	
福祉局 障害福祉部 障害政策課	

27	生活保護制度
生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行うことにより、生活を安定させるとともに、その方の状態に応じた自立を目指し支援を実施します。	
福祉局 生活福祉部 生活福祉課	

② 関係機関・団体との連携の強化

28	さいたま市社会福祉協議会との連携
本市における地域福祉推進の要であるさいたま市社会福祉協議会と連携し、協働で事業を実施することで、地域社会の福祉課題解決に取り組むことにより、誰もが身近な地域で安心して暮らせるよう、地域福祉の機能充実を図ります。	
福祉局 生活福祉部 地域福祉推進室	

29	さいたま市民生委員児童委員協議会との連携
地域住民が抱える問題について相談に応じるとともに、個々の福祉需要に応じた福祉サービスを受けられるよう、関係行政機関、施設、団体との連絡調整等を担う民生委員・児童委員と連携し、その活動を支援することで、地域住民の福祉向上を図ります。	
福祉局 生活福祉部 福祉総務課	

30	埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会への参画
更生保護関係機関、地方公共団体、司法関係機関、医療・福祉関係機関等で構成される埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に参画し、社会復帰支援の取組状況や課題等を構成員間で共有することにより連携を図ります。	
福祉局 生活福祉部 生活福祉課 保健衛生局 保健部 こころの健康センター	

31	高齢又は障害により自立が困難な矯正施設出所者等の地域生活定着支援に係る連絡協議会への参画
刑事施設、保護観察所、更生保護施設、地方公共団体、地域生活定着支援センター等で構成される高齢又は障害により自立が困難な矯正施設出所者等の地域生活定着支援に係る連絡協議会に参画し、情報交換等を行うことにより、自立困難な矯正施設出所者等が必要な福祉サービスを受けられるよう、相互の連携を確保します。	
福祉局 障害福祉部 障害福祉課	

32	心神喪失者等医療観察法に基づく地域処遇に関する対応
さいたま保護観察所と情報交換等を行いながら、心神喪失者等医療観察法の対象者への地域処遇計画に基づき、地域での相談支援やケア会議への参加を通じて関係機関と連携して、対象者への支援を行います。	
保健衛生局 保健所 精神保健課	

33	医療分野におけるさいたま保護観察所等との連携
埼玉県医療観察制度運営連絡協議会への参画やさいたま保護観察所と情報交換等を行い、医療観察制度が適切に運用されるよう取り組みます。	
保健衛生局 保健部 保健衛生総務課	

**【国の取組】 さいたま地方検察庁における再犯防止の取組
(刑事政策総合支援室の紹介)**

さいたま地方検察庁では、「刑事政策総合支援室」（以下「支援室」といいます。）を設置して、起訴猶予処分や刑の執行猶予等により社会復帰する方々に対する支援に取り組んでいます。

この支援を「入口支援」と呼んでいます。

例えば、住居がなく、就労の意欲があるのに職がなく、経済的に困窮して万引きをした者について、検察官が起訴猶予処分するのと同時に自立支援のため更生緊急保護が必要不可欠と見込んだ場合には、その旨の連絡を検察官から受けた支援室において、その者の職歴等の情報を保護観察所に提供するなどして事前調整を行い、その者の釈放後、保護観察所の実施する手続にスムーズに移行できるように手配、連絡協議などを行っています。

さらに、近年は、犯罪をした者の中には、高齢や障害等のため就労による独力での自立が見込めない「生きづらさ」を抱えた者も多くいることから、支援室では、このような者の「入口支援」を行う取組の一環として、社会福祉士をアドバイザーとして、検察官が社会福祉士から支援策について助言を受け、福祉機関等と連絡調整し、適切な福祉機関に入所できるよう配慮しています。

例えば、親族間のトラブルにより住んでいた家を退去させられたにもかかわらず、その家に不法侵入した高齢の犯人について、経済的には困窮していないものの、高齢のために自ら手続をすることができず、直ちに住居を確保することが困難であったことから、社会福祉士の助言を得て、見守り付き賃貸住宅へ受入要請を行うなどの支援を行い、その結果、起訴猶予による釈放当日に、不法侵入の高齢の犯人において同住宅の契約手続を完了するとともに、入居することができたという事例もありました。

さいたま地方検察庁では、引き続き、支援室を中心に、官民の医療・福祉関係機関等と良好な関係を構築するとともに、弁護士とも社会復帰支援の点では協力し、社会復帰をする「生きづらさ」を抱えた犯罪をした者にとって最も有効・適切な支援がなされるよう努めてまいりたいと考えています。

【埼玉県の取組】 埼玉県地域生活定着支援センターの取組

1 施策・取組の経緯

平成 18（2006）年度から平成 20（2008）年度にかけて実施された厚生労働科学研究「罪を犯した障害者の地域生活に関する研究」や各種調査研究において、矯正施設の中に身寄りがなく帰る場所もなく、出所しても福祉の支援を受けられず孤立し、万引き等の罪を繰り返す「累犯高齢・障害者」がたくさんいることがわかりました。

そこで特別調整（福祉支援が必要と思われる高齢・障害者の選定）の仕組みが制定されるとともに、特別調整対象者を福祉サービスにつなげるための地域生活定着支援センターが設置されました。

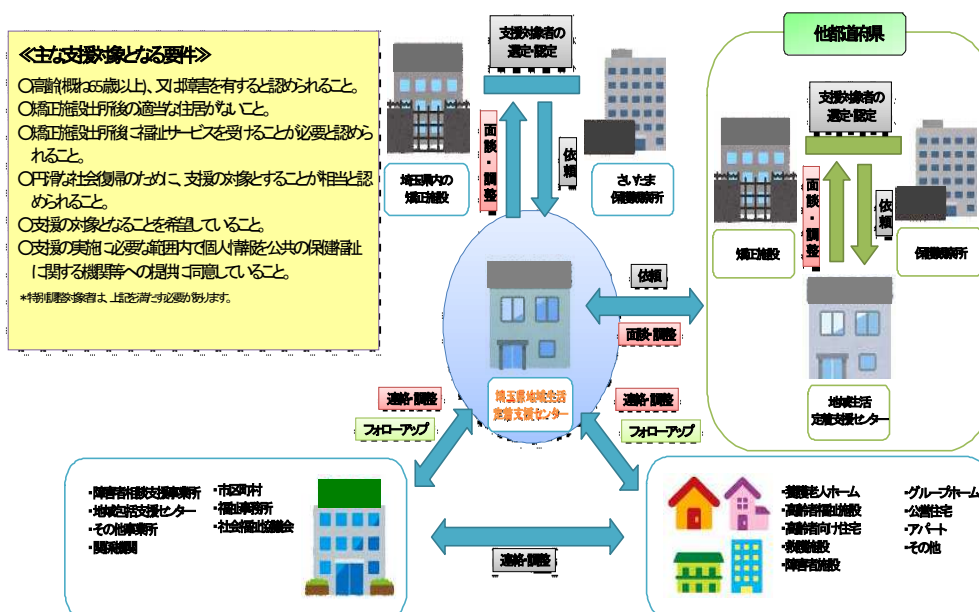
埼玉県地域生活定着支援センターは「出所後すぐに福祉サービスにつなげられるよう、矯正施設・保護観察所・福祉関係者と協働して調整する」機関として、平成 22（2010）年 5 月 10 日に開所し業務を始めました。現在では 600 人以上の調整を行っています。その中の多くの人が刑務所に戻ることなく地域で生活しています。福祉施設は、更生プログラム等のスキルは持ち合わせていません。それなのになぜ、多くの人が刑務所に戻ることなく地域生活を継続しているのでしょうか。

その要因は、受け入れてくれた多くの福祉施設等が持つ福祉的生活環境にあります。「支援対象者のありのまま」が受け入れられ、人として認められ、役割が持て、分からないこと・できないこと・不安なことに応答してもらえ、一貫した支援がなされる安全で安心できる生活の場です。福祉施設等では、誰もが地域で自立した生活を送れるよう支援しています。

2 業務の概要

主な業務としては、コーディネート業務・フォローアップ業務・相談支援業務になります。また、令和 3 年度からは被疑者等支援業務が開始され、刑事司法手続の入口段階にある被疑者・被告人等で高齢や障がいにより自立した生活を営むことが困難な者に対して、検察庁、弁護士会、保護観察所等と連携し、釈放後に地域生活へ定着するための支援を行っております。その他に、関係機関等との連携及び地域における支援ネットワークの構築等を図るための業務を行っております。刑事司法関係機関や地方自治体の福祉関係部局課と連携を密に図るために協議会等を開催することや、保護観察所が主催する協議会への参加、地域において福祉的支援を提供する事業者等に対しての研修会等の開催や普及活動を行っております。

業務の流れ（出口支援）



3 今後の方向性や課題

最近の支援対象者の傾向としては、精神障害を有する対象者が増加しており、福祉サービスに繋ぐことが困難なケースが多くなっています。そのため、今後は、私たちが行う支援において福祉的な支援だけではなく、保健・医療領域との連携がより重要になります。支援対象者を地域で支えるには、地域生活定着支援センターだけの支援には限界があります。地域で生活する上での支援体制を強化するために、官民協働・他機関連携による地域全体で支える体制づくりが重要になるので、地域の協議会等への参加を図りたいと思います。

私たちにとって再犯防止は支援の目的ではありません。各関係機関との連携による支援により、本人が犯罪から遠ざかる生活を送ることで、結果的に新たな被害者を生まない社会、そして、再犯をしない生活（再犯防止）につながります。そのために、本人を中心とした支援、本人の「生きる」を支える支援を行います。

【民間の取組】 埼玉弁護士会の取組
(社会復帰支援委託援助制度の紹介)

(取組の経緯)

経済的困窮から居所を失い事件に至る事例が多発していた社会情勢から、刑事手続き終了後の社会復帰環境調整のための弁護士活動の必要が高まる中で、当事者の自立支援による早期・安定した社会復帰に取り組む弁護士活動をサポートする制度として平成 21（2009）年 7 月より実施しています。

(取組の主な内容)

帰住先のない被疑者・被告人を対象に、釈放後の一時的な居所（1～数か月）を提供し、入所中に社会福祉士等の専門職と弁護人の協働によって、当事者の自立の意思を尊重した、安定した生活場所、必要に応じた福祉的支援の連携を確保することで、当事者の社会復帰を支援します。

(具体的な制度概要)

- 1 弁護士会が、①非営利目的で運営、②健康で文化的な最低限度の生活を営める個室、③利用費の相当性・透明性、④転居先確保ほか、自立支援の援助が可能な専門職を施設運営団体に常置、の 4 つを要件として、予め制度の対象となる施設（シェルター）を施設毎に指定しています。
- 2 弁護士が、当事者の意思確認の上で、制度利用を申請します。指定施設運営団体の福祉専門職が当事者と面会（アセスメント）し、釈放前に利用の可否を書面で明示します。
- 3 弁護士が、帰住先確保を前提に釈放に向けた弁護活動を実施します。釈放時に、弁護士・施設運営者専門職と協働で生活保護申請等を援助し、入所後も自立生活に向けた支援を継続します。

(取組の実績)

制度発足時から施設指定を受けている団体（NPO 法人ほっとポット）、現在県北部を中心に活動している団体（一社 H a a n e t）の 2 団体を運営者とする 9 室をシェルターとして指定しています。

さいたま市内では主に前者の施設利用が中心であり、同団体への申請数は制度発足以来、弁護士からの依頼件数のみでも 700 件を超えます。なお、現在、同団体は「自立準備ホーム」としても登録されているため、釈放前の調整を本制度で行った方について、さいたま保護観察所の理解の下、釈放時に更生緊急保護を受けて、自立準備ホームとしての入所に繋がっている場合が多い状況です。

(取組の要点・特徴)

1 早期からの調整

被疑者・被告人に早期に接する担当弁護人が制度利用の窓口になるため、刑事手続きの早期の段階から調整を開始できる点が特徴です。

釈放前から、当事者の意思や生活状況（支援ニーズ）を把握し、住所地の調査・再設定や生活保護申請の準備等の調整を、弁護人と福祉専門職の協働で実施しています。

2 福祉専門職と法律職（弁護士）の協働

施設入所後も、自立生活に向けた福祉専門職と弁護人の協働での支援が可能です。

福祉専門職からの日常生活に関する相談援助、転居先の確保のための情報提供や援助、福祉的支援の情報提供や利用のための調整を実施しています。弁護士（弁護人）による法律問題の相談・受任対応（債務整理、家事事件等）も事例に応じて行われています。

(今後の方向性等)

制度発足以来既に15年近くとなりましたが、依然として、年間数十件程度の制度利用の申請が継続しており、今後も拡充を含めて検討しています。

(2) 薬物依存を有する者への支援等

現状と本市における取組の方向性

- 市の覚醒剤取締法違反により検挙された者のうち、9割程度は再犯者となっております。
- また、平成28(2016)年に刑の一部執行猶予制度が導入され、刑の一部執行猶予の言い渡しを受けた者は、地域社会において、薬物依存の改善を図ることとなりました
- 薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合も多く、回復に向けて地域社会による継続的な支援が必要となります。
- 国においては、これまで、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施といった改善更生に向けた指導を充実させるとともに、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援を進めてきました。
- 本市においても、関係機関・団体と連携を図りながら、薬物依存症を抱える本人やその家族に対する支援を進めていきます。併せて、薬物乱用を防止するための啓発活動を実施していきます。

【図表 3-5】

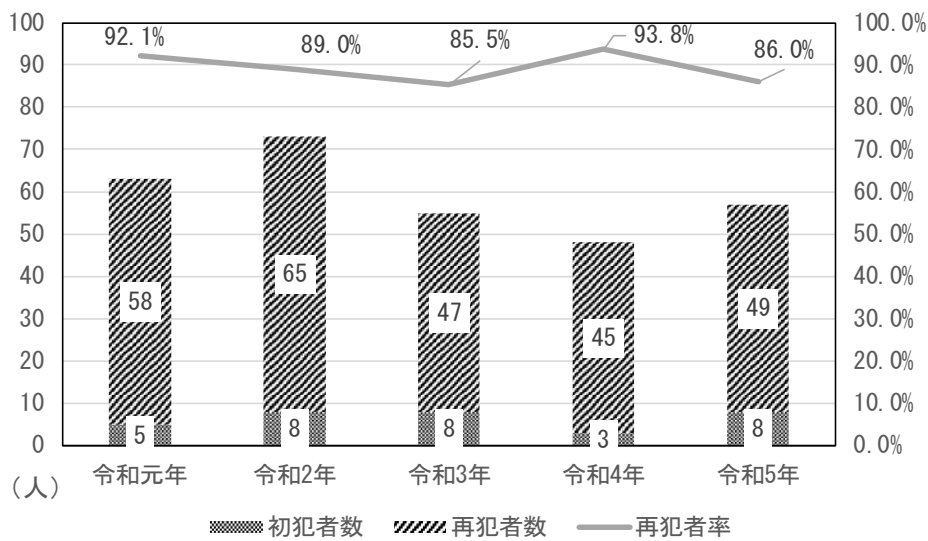
全国における覚醒剤取締法違反 入所受刑者人員の推移



※出典：令和6年版犯罪白書に基づきさいたま市加筆

【図表 3-6】

さいたま市（蓮田市含む）における覚醒剤取締法検挙者中の再犯者数及び再犯者率



再犯の防止等に関連する本市の取組

① 薬物の依存症を有する者に対する支援等に関する取組

3 4	薬物依存症者本人及び家族等への支援①
薬物をはじめ、アルコールやギャンブル等の依存症者本人及び家族等からの相談に対し、電話や面接等による相談支援や保健医療・福祉サービスの利用に関する情報提供を行います。	
保健衛生局 保健所 精神保健課・保健衛生局 保健部 こころの健康センター	

3 5	薬物依存症者本人及び家族等への支援②
依存症に関わる問題を抱える方のご家族を対象に、依存症家族教室を実施し、依存症に関する正しい知識や適切な対応方法を学び、本人及び家族が回復に向かうことが出来るよう支援します。	
保健衛生局 保健部 こころの健康センター	

3 6	薬物を含む依存症に対する相談支援のネットワーク構築と人材育成
地域における相談支援のネットワーク構築及び人材育成を目的に、依存症に関わる支援者向けの研修会を開催します。また、依頼に応じて、依存症関	

連機関等への技術支援を実施します。
保健衛生局 保健部 こころの健康センター

② 薬物依存に関する適切な広報・啓発

37	薬物乱用防止啓発用ビデオ・DVD・薬物標本の貸し出し
主に薬物乱用防止指導員が市立学校において、健康教育の推進を目的として行う薬物乱用防止教室で使用する教材として、DVDや薬物標本の貸し出しを実施します。	
保健衛生局 保健所 環境薬事課・教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課	

38	薬物乱用防止啓発パンフレットの配布
薬物乱用問題に対する意識を高め、また正しく認識してもらうことを目的として、啓発用パンフレットを作成し、市民や学校等に配布を行います。	
保健衛生局 保健部 生活衛生課・保健衛生局 保健所 環境薬事課	

39	薬物を含む依存症に関する普及啓発
依存症者本人及び家族等が治療や支援につながるよう、リーフレット等を使用し、依存症に関する正しい知識や情報の周知を図ります。	
保健福祉局 保健部 こころの健康センター	

40	「薬物乱用防止キャンペーン」活動の支援
薬物乱用の防止及び医薬品の正しい使用を啓発する活動等に対する支援を実施します。	
保健福祉局 保健部 生活衛生課	

41	薬物乱用防止啓発CM上映
15秒の薬物乱用防止啓発CMを、公共施設に設置しているモニター等において、毎年一定期間上映します。	
保健衛生局 保健所 環境薬事課・	

【民間の取組】 埼玉ダルクの薬物回復支援への取組

ダルク（ドラッグ/アディクション/リハビリテーション/センター）は薬物をやめたい仲間を手助けする目的のため設立しました。埼玉ダルクは平成16（2004）年に開設しました。現在では全国に100か所近くの施設があります。どのダルクも取り組み方は同じという訳ではなく、それぞれ独自のプログラムを展開しており、共通している部分としては、自助グループ（NA）の12ステップミーティングを行っております。

埼玉ダルク独自の取組として利用者に対して、病院や専門家の先生方と連携しながら、生活指導、金銭管理、就労援助、健康管理、個別面談を行っています。他にもスポーツ、レクリエーション等の様々なイベントに参加して、仲間と交流することを目的としたプログラムも行っています。ダルクプログラムが終了し、社会復帰をした後のアフターサポート（個別相談）もしています。

ダルクのプログラム

○1日3回のミーティング（スリーミーティング）

NA（ナルコティクス アノニマス）の12ステップに基づいたプログラム

○生活支援

- ・生活指導・・・規則正しい生活
- ・金銭管理
- ・就労援助
- ・健康管理・・・服薬管理、健康教育

○個別相談

事業案内：デイ・ケア（通所）

- ・ミーティングを中心としたプログラム



- ・レクリエーションとしてスポーツをしたり、さまざまなイベントに参加して、仲間と体験談を共有



- ・アフター・サポート・プログラム

ダルクプログラム終了し、
社会復帰した後の支援（個別相談）



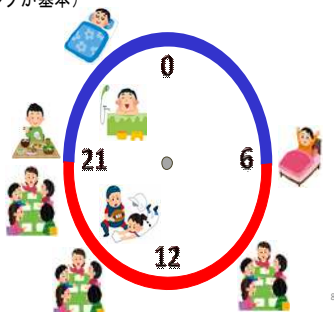
★通所・入所期間は、個人差があるため、
本人とスタッフの話し合いで決めています。

7

事業案内:ダルク・ホーム(入寮型)

回復のためには、共同生活をしながら、
薬物を使わない生き方を身に付けることが大切
(3回のミーティングが基本)

2カ所
・さいたま市
・川口市



事業案内:相談事業

当事者と家族からの相談を受け、
回復のための方法を共に考えている。

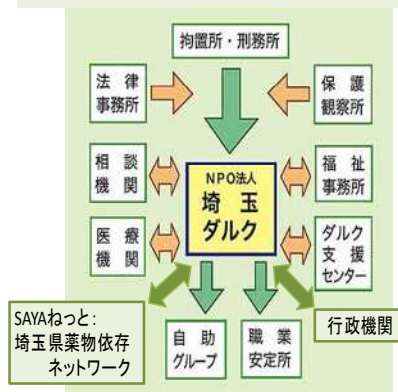
相談時間 : 月曜日から金曜日 10:00~16:00



事業内容:その他

- ・インターベンションプログラム
(違法薬物を使用し、裁判中の人に対して、留置所や拘置所で
ダルクプログラムについて説明する)
- ・自立準備ホーム
(刑務所から出所した人対象)
- ・講演活動
(小学校、中学校、高校、大学、看護学校、専門職向けなど)
- ・保護観察所プログラム支援
(保護観察所での認知行動療法プログラムの支援)

地域ネットワーク



薬物依存症からの回復というのは薬をやめることがゴールなのではありません。薬をやめることは回復していくためのスタートなのです。「回復」の状態とは、人生の問題がなくなることではなく人生の問題に正面から向き合えるようになることです。薬物を使わないで、社会できちんと生活をしていくための基礎を身に付けられるようにサポートするのがダルクの役割です。そのためにも、関係機関と連携しながら一人一人真摯に向き合って回復支援を続けていきます。

3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組

現状と本市における取組の方向性

- 我が国の高等学校への進学率は、98.8 パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあります。その一方で、入所受刑者の33.8 パーセントは高等学校に進学しておらず、23.8 パーセントは高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4 パーセントは中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9 パーセントは高等学校を中退している状況にあります。
- 国においては、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校中退者等に対する学習相談や学習支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導や少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、BBS会等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきました。
- 将来を担う少年たちの健全育成を図るため、学校や地域において非行や犯罪の未然防止や早期の対応を行うとともに、非行を繰り返さないよう、必要な支援へ繋いでいくことが重要となります。
- 本市においても、令和5年にさいたま少年鑑別所、埼玉県警察、埼玉県教育委員会、市教育委員会の4者にて、少年の健全育成に関する協定を締結しております。今後も、関係機関と連携を図りながら、非行の未然防止に向けた取組を推進するとともに、非行や犯罪をした少年が社会へ復帰し自立するために、進学・復学支援、就労に向けた支援、地域における居場所づくり等の取組を進めていきます。

再犯の防止等に関連する本市の取組

① 修学支援等に関する取組

42	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
全市立学校にスクールカウンセラーを、全市立小学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者に対して学校の教員とともに教育相談を実施します。また、児童生徒が少年院や少年鑑別所を出院・退所して学校に復学する際等、必要に応じて関係機関と連携して支援することにより、児童生徒や保護者の不安や悩みの早期解消を図ります。	

教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室

4 3	不登校等児童生徒への支援の充実
不登校等児童生徒への相談体制や教員研修を強化し、教育相談室・教育支援センター等と学校が連携して、不登校等児童生徒への相談支援の充実を図ります。	
教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室	

3【再掲】	さいたま市若者自立支援ルーム
「さいたま市若者自立支援ルーム」において、社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施します。	
子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課	

4 4	子どもケアホーム
「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行います。	
子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	

4 5	生活困窮世帯の子どもの学習支援
代間の貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援をはじめ、他の利用者や学習支援員らと交流できる居場所づくり、進学に関する支援、高校生の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を実施します。	
福祉局 生活福祉部 生活福祉課	

4 6	美園中学校分教室（国立武蔵野学院）
生徒の基礎学力の向上を図るとともに、生徒1人ひとりの個性の伸長と望ましい人格の完成を目指し、学院職員と連携・協力して支援を実施します。	
教育委員会事務局 学校教育部 教育課程指導課	

② 非行防止に関する取組

47	少年の健全育成に関する協定
少年の健全育成に関する協定に基づき、当該児童生徒の保護者の了承のもと、少年鑑別所、警察、教育委員会及び学校が当該児童生徒の情報を共有し、関係機関による当該児童生徒への多角的な支援の実現を図ります。	
教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課	

48	薬物乱用防止に関する指導の実施
全ての市立小・中・高等・中等教育学校において、警察職員、学校薬剤師等の関係機関と連携して「薬物乱用防止教室」を実施し、児童生徒が様々な薬物とその乱用による健康への害や、薬物に手を出さないと決意をすることの大切さについて理解する機会を設けます。	
教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課	

49	非行防止教室の開催
児童生徒の非行・問題行動の抑止を目的として、学校が保護者、地域、警察、少年鑑別所等の関係機関等と連携した「非行防止教室」を開催します。児童生徒の規範意識の醸成、他者を思いやるなどの豊かな心の育成、安全な生活を営もうとする態度や習慣の形成、判断力の育成をもって、児童生徒の健全育成を図ります。	
教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課	

50	学校と保護司の連携
「社会を明るくする運動」の一環として、保護司による青少年の健全育成や非行予防に向けた講演会の開催支援や、地区担当保護司と学校との情報交換を行います。また、保護司会が児童生徒に標語入りポスターや作文コンクールの作品募集を行う支援をします。	
教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課	

51	SNSを活用した相談窓口
市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象に、悩みや全般の相談をSNSで受け付け、悩みの深刻化を未然に防ぎ、必要に応じて、市の相談窓口等を紹介す	

ることにより、継続的な相談につなげます。	
教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室	

5 2	さいたま市24時間子どもSOS窓口
悩みや不安を抱える児童生徒や、子どもに関する悩みを抱える保護者のSOSを受け止めるため、24時間フリーダイヤルで電話相談を実施します。	
教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室	

5 3	いじめのないまちづくり推進事業
さいたま市いじめ防止対策推進条例に基づき設置した「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を活用し、啓発活動や関係機関等の連携強化などいじめの防止に取り組むとともに、いじめ問題再調査委員会の開催に向け、庁内及び関係機関等との連絡調整を行います。	
子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課	

5 4	市内学校におけるいじめ防止対策
市立各学校において、「学校いじめ防止基本方針」を作成し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応について組織的な取組を実施します。 また、スクールロイヤーを活用し、児童生徒向けに、いじめについての理解を深め、法的な側面からいじめを未然防止することを目的とした授業を実施するとともに、学校や教職員向けに、いじめの問題への教職員の対応や学校の法的責任等について学ぶための研修会を実施します。 さらに、保護者を対象に、いじめの問題についての知識を深め、学校と協力したいじめの早期発見・早期対応につなげるため、「いじめノックアウトセミナー」を開催します。	
教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課	

5 5	コミュニティ・スクールの推進
学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し連携・協働するコミュニティ・スクールを推進することで、地域全体で子どもたちの成長を支えていく環境を整えます。	
教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習振興課	

5 6	子どもの居場所づくり
地域社会の中で子どもたちが様々な世代との交流を通じて、健全に成長できる環境づくりを推進することを目的として、子ども食堂等を実施する会食事業、フードパントリー、学習支援などの「子どもの居場所づくり事業」を実施します。	
子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課	

5 7	非行防止対策の推進
青少年の健全育成・非行防止に関する市民意識の高揚を図るため、子供・若者育成支援強調月間中に、青少年健全育成に関わる団体等が協力し、非行防止キャンペーンを各区で展開します。 また、青少年の健全育成・非行防止のため、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施します。	
子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課	

5 8	暴力団排除リーフレットの配布
青少年の暴力団への加入防止及び暴力団による犯罪の被害防止のため、市立の中学校、高等学校等の生徒に対し暴力団排除に関するリーフレット等の配布等により、暴力団排除の重要性を認識させるための啓発を実施します。	
市民局 市民生活部 市民生活安全課	

5 9	万引き防止対策の取組
万引きは犯罪であることを啓発し、誰もが万引きに手を染めることがないよう、埼玉県警察等と連携して、万引き防止対策に取り組みます。	
市民局 市民生活部 市民生活安全課	

【国の取組】 さいたま少年鑑別所（さいたま法務少年支援センター「非行防止相談室ひいらぎ」）について

非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の皆さまと連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援等に取り組んでいます。

1 当センターで実施している援助

(1) 非行・犯罪の防止に関する心理相談

非行や犯罪等の問題に関する悩みを持つ御本人や御家族、学校の先生、支援や指導に関わっている方からの依頼に応じて、心理相談や助言、教育に係る各種プログラムなどを行います。

(2) 支援に関わっている機関への援助

関係機関からの依頼に応じて、事例検討会や会議に参加し、非行や犯罪等の問題を抱える方の見立てや援助方法についての助言・提案を行います。

(3) 研修・講演などの実施

地方公共団体、学校、福祉、更生保護等の関係機関・団体の皆さまが主宰する研修会・講演会等で、非行・犯罪、思春期の子供の問題行動に関する理解と教育方法や指導方法等について分かりやすく説明します。

2 当センターの援助の三つの大きな特徴

(1) 長年、非行少年や犯罪者の心理分析、教育等に携わる中で培った問題行動の理解と対応に関する専門性を生かし、心理職、教育職が援助を実施すること

(2) 対象者の年齢や立場（法的地位）を問わないこと（小・中学生の家庭や学校での問題行動から刑事施設を出所した高齢者・障害者等まで幅広く対応）

(3) 無料で利用できること

3 「ひいらぎ」の由来

当センターの「非行防止相談室ひいらぎ」という名前には、寒い冬を耐え抜く柊（ひいらぎ）から「柊のようにたくましく生きていけるよう支援したい」との願いが込められています。



アクセス

- さいたま法務少年支援センター「非行防止相談室ひいらぎ」

所在地：さいたま市浦和区高砂 3-16-36（さいたま少年鑑別所に併設）

受付：月曜日から金曜日（祝休日を除く）

午前 9 時 00 分～11 時 45 分 午後 1 時 00 分～4 時 30 分

電話：048-862-2051（相談室直通）

- さいたま法務少年支援センター「非行防止相談室ひいらぎ」サテライト

所在地：さいたま市中央区新都心 2-1（さいたま新都心合同庁舎 2 号館 1 階）

4 犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組

現状と本市における取組の方向性

- 再犯の防止等に資する支援を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容に加えて経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、1人ひとりの特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な支援を継続的に実施することが重要です。
- 国においては、性犯罪者、暴力団関係者、少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性等、それぞれの対象者の特性に応じた指導・支援の充実や、犯罪被害者の視点を取り入れた指導・支援等の実施を図ってきました。
- 令和4年（2022）年には「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、令和7（2025）年6月に施行されました。懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑が創設されることにより、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となりました。
- 本市においても、国や埼玉県等と連携を図りながら、少年・若年者に対する支援、女性の抱える問題に応じた支援、発達上の課題を有する者に対する支援等、対象者の特性に応じた支援を進めていきます。

再犯の防止等に関連する本市の取組

① 少年・若年者に対する支援等に関する取組

60	こども家庭センター（児童福祉）
各区役所に設置したこども家庭センターにおいて、子どもやその家庭に関する幅広い相談を受け止め、関係機関と連携して必要な支援を実施します。	
子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	

61	なんでも子ども相談窓口
「なんでも子ども相談窓口（概ね15歳まで）」で、ご本人とご家族・関係機関の方からの悩みや困りごとについて、相談員がお話を伺います。	
子ども未来局 子ども家庭総合センター 総務課	

6 2	なんでも若者相談窓口
「なんでも若者相談窓口(主に中高生から 30 代まで)」で、ご本人とご家族・関係機関の方からの悩みや困りごとについて、相談員がお話を伺います。	
子ども未来局 子ども家庭総合センター 総務課	

5 1 【再掲】	SNS を活用した相談窓口
市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象に、悩みや全般の相談を SNS で受け付け、悩みの深刻化を未然に防ぎ、必要に応じて、市の相談窓口等を紹介することにより、継続的な相談につなげます。	
教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室	

5 2 【再掲】	さいたま市 24 時間子ども SOS 窓口
悩みや不安を抱える児童生徒や、子どもに関する悩みを抱える保護者の SOS を受け止めるため、24 時間フリーダイヤルで電話相談を実施します。	
教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室	

6 3	児童相談所
児童相談所において、児童に関する様々な問題について相談に応じ、また警察や学校等の関係機関との十分な連携のもとに、児童が抱える問題あるいは真のニーズ、置かれた環境等を的確に捉え、個々の児童や家庭に効果的な支援を実施します。	
北部児童相談所・南部児童相談所	

3 【再掲】	さいたま市若者自立支援ルーム
「さいたま市若者自立支援ルーム」において、社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施します。	
子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課	

4 4 【再掲】	子どもケアホーム
「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じ	

じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を行います。
子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課

4 5 【再掲】	生活困窮世帯の子どもの学習支援
世代間の貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援をはじめ、他の利用者や学習支援員らと交流できる居場所づくり、進学に関する支援、高校生の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を実施します。	
福祉局 生活福祉部 生活福祉課	

② 女性の抱える問題に応じた支援等に関する取組

6 4	困難な問題を抱える女性支援
様々な悩みや複合的な困難を抱えている女性からの相談を受け、自分らしく生きていけるように、必要な支援に繋がります。	
市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課	

③ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等に関する取組

6 5	発達障害者支援センター
発達障害のある方が自分らしさを発揮し、充実した生活を送れるよう、関係機関と連携しながら、相談支援、社会参加支援等を行うとともに、地域の支援体制の充実を図ります。	
福祉局 障害福祉部 障害者総合支援センター	

5 民間協力者の活動の促進

現状と本市における取組の方向性

- 地域における再犯の防止等に関する施策の実施は、保護司、更生保護女性会、BBS会等、多くの更生保護ボランティアによって支えられています。また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体による支援活動も行われており、こうした活動によって、地域社会における「息の長い」支援が形作られてきました。
- これらの更生保護ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠かせない存在となっています。
- 保護司については、担い手の確保が年々困難となり、高齢化も進んでいます。その背景として、地域社会における人間関係の希薄化といった社会環境の変化に加え、保護司活動に伴う不安や負担が大きいことが指摘されております。
- 本市においては、活動拠点確保のための支援や保護司の人材確保に対する支援を進めていきます。また、民間協力者との連携をこれまで以上に深めるとともに、再犯の防止等の活動を促進するための取組を進めていきます。

再犯の防止等に関連する本市の取組

① 民間団体等に対する支援

6 6	更生保護関係団体への支援
更生保護事業の円滑な実施と同事業に対する市民の理解と協力を促進するため、保護司会、更生保護女性会等に対する補助を行うことにより、健全な運営及び更生を助長する地域活動の振興を図ります。	
福祉局 生活福祉部 地域福祉推進室	

6 7	青少年関係団体への支援
青少年関係団体に対する補助を行うことにより、健全な運営及び青少年の健全育成を助長する地域活動の振興を図ります。	
子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課	

6 8	保護司の活動拠点確保に対する支援
保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの設置を支援するほか、保護観察対象者との面接場所として公共施設を利用できるようにする等、保護司の活動拠点確保を支援します。	
福祉局 生活福祉部 地域福祉推進室	

6 9	保護司の人材確保に対する支援
職員退職者説明会等の機会を捉えて、保護司活動の周知への参加を呼び掛ける等、保護司の人材確保を支援します。	
福祉局 生活福祉部 地域福祉推進室	

【民間の取組】 更生保護ボランティアについて

●更生保護とは

更生保護は、犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会をつくることを目指す活動です。更生保護行政は法務省保護局が所管し、更生保護の事務をつかさどる地方支分部局として地方更生保護委員会（全国8か所）と保護観察所（全国50か所）が設けられています。

また、より効果的な更生保護の活動を実施するためには、保護司を始めとした更生保護ボランティアの協力が不可欠です。

●保護司

保護司は、国家公務員である保護観察官と協働して犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。それぞれの地域において、地域の事情等をよく理解しているという特性をいかし、保護観察を受けている人と面接して助言や指導をしたり、刑事施設や少年院に入っている人の帰住先の生活環境の調整を行ったりするほか、地域の犯罪予防活動にも取り組んでいます。保護司は、非常勤の国家公務員の身分を有していますが、給与は支給されていません。全国で約4万6,000人、さいたま市内で約210人の保護司が活動しています。

●更生保護女性会

更生保護女性会は、女性としての立場から、地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体です。家庭や非行問題を考えるミニ集会のほか、子育て支援の活動等、多様な活動を展開しています。全国に約1,270の地区会があり、会員数は約12万人です。さいたま市内には、4つの地区会があり、約350人が活動しています。

●BBS会

BBS（Big Brothers and Sisters Movementの略）は、非行等の様々な問題を抱える少年に、兄や姉のような身近な存在として接し、相談相手となって、少年の自立を支援する「ともだち活動」等の非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。全国に約450のBBS会があり、会員数は約4,600人です。さいたま市内には2つのBBS会があり、約40人が活動しています。

●協力雇用主

犯罪や非行をした人の立ち直りには、就労先の確保が必要です。協力雇用主は、犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする事業主です。

全国で約2万5,000の事業主、さいたま市内では約140の事業主が協力雇用主となっています。

また、特定非営利活動法人埼玉県就労支援事業者機構が、協力雇用主への支援事業等を実施しています。



地域で犯罪予防活動を行う保護司



更生保護施設入所者を招いた料理教室のボランティアをする更生保護女性会員、保護司の方々

② 民間協力者に対する表彰

70	保護司の表彰
さいたま市社会福祉大会において、長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図ります。	
福祉局 生活福祉部 福祉総務課	

6 国・民間団体等との連携強化等のための取組

現状と本市における取組の方向性

- 再犯を防止するためには、国、地方公共団体、民間団体等が連携して、取り組む必要があります。
- 国では令和5年に第二次計画を策定し、7つの重点課題を設定しました。新たに「地域による包摂の推進」を重点課題に掲げ、国、地方公共団体の役割分担を明確にするとともに、相互に連携しながら再犯の防止等に向けた取組を推進することとしています。
- 国では、各種の社会復帰支援のための取組を実施してきましたが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた人に対する支援は地方公共団体が主体となって進めていく必要があります。
- 本市においては、再犯防止に関する施策について、専門的かつ多様な意見を聴取するため、第1期計画期間中の令和3（2021）年9月に、国等の関係機関や民間団体で構成する「さいたま市再犯防止推進協議会」を設置しました。本協議会を通じて関係機関と連携を図り、再犯防止の推進に取り組んでいきます。

国・第二次再犯防止推進計画に明記された国・都道府県・市区町村の役割について

国	・ 刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。 ・ 再犯防止に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行う。
都道府県	広域自治体として、 ・ 各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や地域のネットワーク構築に努める。 ・ 市区町村が単独で実施することが困難と考えられる、就労・住居の確保に向けた支援や罪種・特性に応じた専門的支援などの実施に努める。
市区町村	地域住民に最も身近な地方公共団体として、 ・ 福祉等の各種行政サービスを必要とする者、とりわけこうしたサービスへのアクセスが困難である者等に対して適切にサービスを実施する。

出典：法務省資料による

再犯の防止等に関連する本市の取組

7 1	さいたま市再犯防止推進協議会の開催
さいたま市再犯防止推進計画及び再犯防止に関する施策について、専門的かつ多様な意見を聴取するために、国等の関係機関、民間支援団体、学識経験者等で構成する「さいたま市再犯防止推進協議会」を開催します。	
福祉局 生活福祉部 地域福祉推進室	

7 2	国、県等が主催する再犯防止に関する会議、研修等への参加
国、県、関係団体等との連携を強化し、再犯防止施策を効果的かつ効率的に推進するために、国、県等が主催する再犯防止に関する会議、研修等に参加し、先進事例の収集や調査研究等を行います。	
福祉局 生活福祉部 地域福祉推進室	

7 広報・啓発活動の推進等のための取組

現状と本市における取組の方向性

- 犯罪をした者等の社会復帰のためには、社会において孤立することのないよう、市民の理解と協力を得ながら、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。
- 国においては、保護観察所が中心となり、すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動等を実施しています。埼玉県における参加者は、年々増加傾向にあり、本市においても市内でのキャンペーンに参画する等、この運動に協力しています。
- 引き続き、社会を明るくする運動や犯罪予防に関する啓発活動等、再犯の防止等に係る広報・啓発活動を推進していきます。

再犯の防止等に関連する本市の取組

7 3	社会を明るくする運動に関する取組
「社会を明るくする運動」に協力し、市内でのキャンペーン等に参画する等、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について理解を深める取組を推進します。	
福祉局 生活福祉部 地域福祉推進室 子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課	

7 4	ホームページ等における再犯防止に関する情報発信
市公式ホームページに、国、埼玉県、民間支援団体等が実施する再犯防止等に関する取組を掲載し、市民の再犯防止に対する意識の向上を図ります。	
福祉局 生活福祉部 地域福祉推進室	

5 7 【再掲】	非行防止対策の推進
青少年の健全育成・非行防止に関する市民意識の高揚を図るため、子供・若者育成支援強調月間中に、青少年健全育成に関わる団体等が協力し、非行防止	

キャンペーンを各区で展開します。 また、青少年の健全育成・非行防止のため、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施します。
子ども未来局 子ども育成部 子ども・青少年政策課

40【再掲】	「薬物乱用防止キャンペーン」活動の支援
薬物乱用の防止及び医薬品の正しい使用を啓発する活動等に対する支援を実施します。	
保健福祉局 保健部 こころの健康センター	

75	刑を終えて出所してきた人の人権問題の啓発
人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画に基づき、人権教育や啓発等の各種施策を推進し、刑を終えて出所した人の人権に関する普及啓発を実施します。	
市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課	

9【再掲】	協力雇用主に関する企業への周知
市ホームページへの掲載や広報用チラシ等を設置する等、協力雇用主への支援制度等の広報を実施します。	
経済局 商工観光部 労働政策課	

76	防犯意識の啓発
犯罪統計データを防犯活動の効率的な推進に活用するとともに、定期的にホームページなどで発信することで、自主防犯活動の活性化につなげます。	
市民局 市民生活部 市民生活安全課	

さいたま市における犯罪被害者等支援に関する取組

犯罪被害は、いつ、どこで、誰が遭うか分かりません。

そして、犯罪被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族は、生命や身体への直接的な被害だけでなく、精神・身体の不調や、医療費の負担等による経済的な困窮、捜査や裁判に係る負担、周囲の人々の配慮に欠けた言動やマスコミの取材・報道による精神的被害など、様々な問題に直面します。

そのような問題に直面する犯罪被害に遭われた方々を支援するため、さいたま市では令和3年4月1日から、「さいたま市犯罪被害者等支援条例」を施行しました。また、この条例に基づいて、以下のような支援を行っています。

犯罪被害に遭われた方々に一日も早く平穏な暮らしを取り戻していただくためには、市や犯罪被害者等支援を行う関係機関の支援だけでなく、友人・知人等、周囲にいる方の支えが必要です。犯罪被害に遭われた方々が置かれている状況へのご理解と、地域社会全体での支援へのご協力をお願いいたします。

さいたま市の犯罪被害者等支援の概要

【支援の対象となる方】

- ・ 犯罪被害により亡くなられた方の遺族
- ・ 犯罪被害により重傷病を負った方とその家族
- ・ 性犯罪被害を受けた方とその家族

見舞金の支給

- ・ 遺族見舞金
- ・ 重傷病見舞金
- ・ 性犯罪被害見舞金

法律相談の実施

日常生活等支援に係る助成金の支給

- ・ 家事又は介護に関するサービス費用の助成
- ・ 一時保育費用の助成
- ・ 精神医療費用及びカウンセリング費用の助成
- ・ 転居費用の助成

※支援を受けるための要件等、詳細については、下記の URL または QR コードから、市ホームページ「犯罪被害者やご家族、ご遺族への支援について」をご参照ください。

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/011/016/p079594.html>



第4章 計画の推進体制と成果指標

1 推進体制

- 本計画に掲げた取組を効果的・効率的に推進するため、再犯の防止等に関わる学識経験者、刑事司法関係機関、更生保護関係団体、社会福祉関係団体、雇用関係機関、民間団体等で構成する「さいたま市再犯防止推進協議会」を設置し、計画の進捗状況について意見を聴取しながら定期的に点検・評価し、必要に応じて内容の見直しを行います。
- また、「さいたま市再犯防止推進協議会」を活用して、委員相互の情報共有や意見交換等を行い、これまで以上に連携を強化することにより、地域における再犯の防止等に関する取組を協働して推進していきます。

2 成果指標

- 本計画の目的の達成状況を確認するため、下表の4項目の成果指標を設定します。
- 再犯者数については、第2期埼玉県再犯防止推進計画の成果指標を踏まえ、年平均約4%減に計画の期間5年を乗じて算出しました。他の周知・啓発に係る指標については、第2期計画期間中に目指す期待値として設定しました。

指標 \ 年度	現状値	目標	特に関連が深い 重点項目
	計画策定時直近の数字	令和12年(2030年)	
再犯者数(※1)	令和6年 1,022人	820人	1、2、3 4、5、6
犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う人の割合(※2)	令和7年2月時点 12.2%	30%	7
社会を明るくする運動の認知度(※2)	令和7年2月時点 4.3%	20%	7
保護司の認知度(※2)	令和7年2月時点 46.0%	70%	7

※1 さいたま市のデータは、さいたま市を管轄するすべての警察署における検挙人数に係るデータであり、蓮田市を含む

※2 インターネット市民意識調査による調査結果



福祉局キャラクター「つまーる」

机上配布資料

コミュニティソーシャルワーカー (CSW) の配置について

令和7年7月28日

さいたま市 福祉局 生活福祉部 地域福祉推進室



コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは

高齢、障害、子ども等の属性を問わず、
直接出向くアウトリーチ支援や、寄り添い伴走する**個別支援**を行うとともに、
関係機関や地域の人たちと協働しながら、課題解決に向けた**地域支援（仕組みづくり）**を行う福祉の専門職

個別支援

- 支援対象者との信頼関係やつながりを形成するため、地域の関係者等との連携のもと、アウトリーチ支援や伴走型支援を実施

地域支援

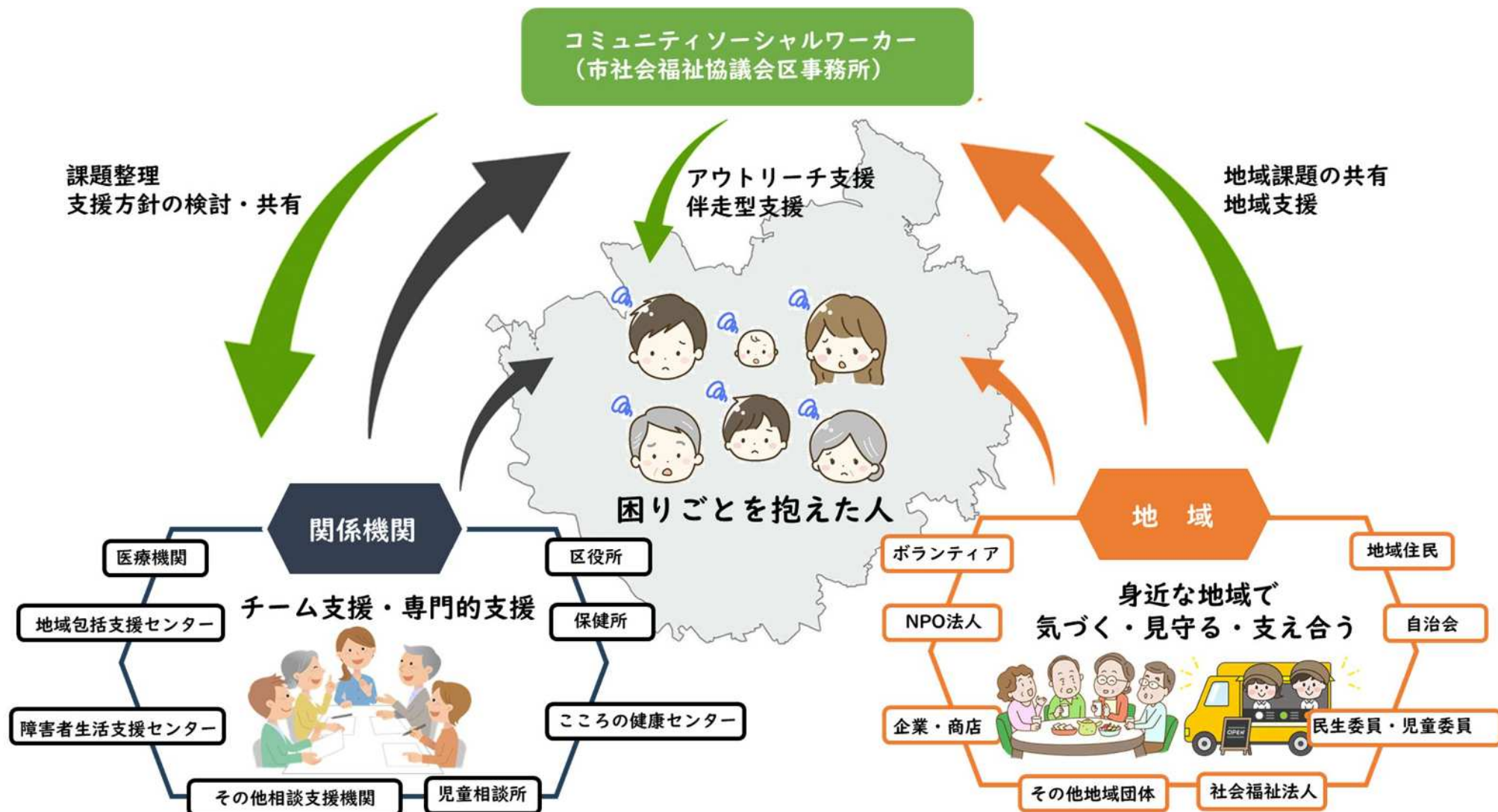
- 顕在化した地域生活課題やニーズを地域の中で共有
- 地域の関係者等による課題解決に向けた仕組みづくりの支援を実施



令和7年度の配置状況と今後のスケジュール

- 令和7年度は、大宮区、桜区、浦和区、岩槻区の4区に配置
- CSWとしての支援活動は7月から開始（岩槻区は市社会福祉協議会の自主事業から継続して、4月から支援活動を実施中）
- 事業の効果検証等を踏まえ、令和9年度までに全区配置を目指す予定

CSWの活動イメージ



事例の紹介

STEP 1 困りごとを把握

民生委員・児童委員から相談

『軽度の障害を抱える若年のAさんが自宅に引きこもりがち。外出の機会を増やす方法はないか？』



支援課、障害者生活支援センターと調整し、障害福祉サービス（通所サービス）の利用が決定

STEP 3 活動の準備

- 集いの場開催に向けて、地域の空きスペースを活用する方向で自治会長と調整
- どんなことをやってみたいか、Aさんと一緒に検討
- 民生委員やAさんと一緒にアクセサリー作り等の材料を準備
- 周辺の方等への周知



STEP 2 地域共通の課題を発見

『この地域には、若年層の障害者が気軽に立ち寄り、交流できる場が少ない』

『他にも同じような悩みを抱えた人を知っている』



地域共通の課題を発見



STEP 4 新たな居場所を創出

だれもが“ふらっと”参加できる
集いの場の開催



障害を持つ若年のBさんも参加



近隣に住む高齢者、ひとり親家庭の住民、その他住民も参加



Aさんが自ら進んで集いの場の準備をすることも

「つながり・支え合う」地域共生社会へ